

每月一回二十五日發行
昭和十五年五月二十七日第三種郵便物認可

人口増強興亞の基

人口問題研究

第二卷第五號

昭和十六年五月刊行

研究

所得階級による死亡の變動

附・所得階級別出生及婚姻の狀況

中川山 友千秋 (一)
(檢閲)

資料

社會生物學的見地より見たる滿洲開拓農村

第一報・開拓農村に於ける結婚及妊娠出産に就て

ナチス民族人口政策摘要(二)

笠間 尙武 (三三)
本多 龍雄 (四四)

紹介

L・ハムブルガー著「ナチス・ドイツは如何にして勞働力を動員し
統制したか」(雪山)

(五八)

彙報

人口問題研究所兩部長の異動——人口問題研究所研究報告會

生活必需物資統制令の公布——農地開發法一部施行期日並農地開發法施行令の公布

住宅營團法の公布並施行——興亞院官制中改正並興亞練成所規程の公布

人口動態調査票及送致目録作成心得中改正——昭和十五年國勢調査確定

人口數の發表——日本統計學會第十一回總會の開催——日本小兒保健研究會第九

回總會講演會の開催——國民優生聯盟の優生結婚資金貸付と優生結婚産兒獎勵金

制度の創設——各國最近の人口狀態(二)

統計及文獻

昭和十五年十月一日現在全國道府縣郡島嶼市(區)別人口

邦文人口問題關係文獻(一一)



厚生省 人口問題研究所

入	昭和20年10月7日
書	人口問題研究
庫	3186

人口問題研究

第二卷 第五號

研究

所得階級による死亡の變動

附 所得階級別婚姻及出生の狀況

兒山千秋

中川友長

(校閱)

一、序 言

二、所得階級別死亡率

三、所得階級及死因別死亡割合

四、所得階級及死因別死亡率

五、所得階級、年齢及死因別死亡率

所得階級による死亡の變動 附、所得階級別婚姻及出生の狀況

六、所得階級別出生率

七、所得階級別有配偶女の公生兒出生率

八、所得階級別死産率

九、所得階級別平均初婚年齢

一、序 言

人口現象は社會層の總てを通じて一樣の状態を示すものでは無く、社會層を異するに依つて相違を示すものである。

死亡は人の壽命に終止點を打つものであり、其の時期に遲速はあるが生あるものは必ず死するものであるから、出生率が個人の意志に依つて左右され得る餘地を多分に有するに比し死亡率には此の餘地が狭少である。併し醫學の進歩、社會衛生状態の改善、生活の向上等は死亡率を低下せしめ、これに反し社會衛生状態の悪化、生活の低下、悪疫の流行等は死亡率を上昇せしめる。

總ゆる社會層を通じて生活様式は一樣ではなく、特に相距る階層間に於ては著しい差異を示すのである。此の如き生活様式の相異が死亡率の上昇に影響すべきことは豫め考へられる所である。即ち他の事を同様とすれば死亡率は上級階層に於て低く、下級に赴くに從つて上昇するであらうことは想像に難くないのである。併し人は必ず死す可きものであり、而して現代醫學の力を以てしてもまだ適確なる治療の途なき多くの疾病のある一方に於て、生活の向上はかへつて或る種の死亡原因を高めるの事情も存在する

やうであるから、上下異なる階層に於ける職業、年齢構成、生活様式の相違と關聯して、上級より下級なるものほど死亡率が高いといふ事實を必ずしも論理上歸結せしめないものである。

從來調査された差別死亡率率を二、三例示すれば次表の如くである。

1 大阪市に於ける、細民街及普通街別に依る昭和七年の差別死亡率率は各街人口千に付次の如くである。(大阪市役所「細民街の死亡調査」)

死 因	普通街		細民街	
	數	率	數	率
總 數	一六・三三	一七・三二	一七・三二	一七・三二
傳 染 病	四・二五	三・八五	三・八五	三・八五
全 身 府	一・五五	一・八六	一・八六	一・八六
神 經 及 感 覺 器	一・六五	一・六一	一・六一	一・六一
血 行 器	〇・六三	〇・六三	〇・六三	〇・六三
呼 吸 器	二・四七	三・〇四	三・〇四	三・〇四
消 化 器	一・九三	二・二五	二・二五	二・二五
泌 尿 生 殖 器	一・一五	〇・九九	〇・九九	〇・九九
妊 娠 及 産	〇・二二	〇・一七	〇・一七	〇・一七
皮 膚 及 皮 下 組 織	〇・〇八	〇・〇六	〇・〇六	〇・〇六
骨 及 運 動 器	〇・〇三	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二
畸 形	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
乳 兒	一・〇一	一・四三	一・四三	一・四三
老 年	〇・五〇	〇・四八	〇・四八	〇・四八
外 因 死	〇・六四	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇
不 慮	〇・二八	〇・三九	〇・三九	〇・三九

2 Bunn Russellの住居の室數別死亡率表に依れば一八八五年に於けるグラスゴウ市の死亡率は次の如くである。(Newsholme, Vital Statistics, P.306)

室數 死亡率(人口千ニ付)
一一二室 二七・七四

三—四室 一九・四五
五室以上 一一・二三

3 Stevensonの貧富別に依る一九二—一三三年の結核死亡率は人口千人に付次の如き値を示す。(Newsholme, Vital Statistics, P.295—296)

階級	パリ	ロンドン
貧	一・〇八	〇・八一
富	六・三六	二・四七

4 イングランド及ウェールズの一九一一年人口調査に依る社會階級別乳兒死亡率は出産百に付次の如くである。(Carr-Saunders, The Population Problem, PP.316—317)

上中流階級	七・六
中間階級	一〇・六
熟練労働者	一一・三
不熟練労働者	一五・三

次に出生に關しても、貧富階級の相違による差別率の存在することは從來の調査に見らるゝところであつて、例へば著明な Benettonの差別出生率表に依れば、社會階級の相違に依つて、一八九七年に於ける年齢一五乃至五〇歳の婦人千人に付出生率は次の如くである。

社會階級	ロンドン	パリ	ベルリン	ウィーン
極 貧	一四七	一〇八	一五七	二〇〇
貧	一四〇	九五	一二九	一六四
安 易	一〇七	七二	一一四	一五五
極 安 易	一〇七	六五	九六	一五三
富	八七	五三	六三	一〇七
極 富	六三	三四	四七	七一
平均	一〇九	八〇	一〇二	一五三

右の表について見るが如く、一つの例外もなく四都市とも貧なるほど出

生率高く、富むに従つて低下することを示してゐる。

又人口問題研究所が昭和十五年一月二十日現在をもつて調査した、出産力調査の結果に依れば、一八、三三〇組の妊孕期間を経過した夫婦の夫婦當り出産兒數は次表の如くである。

職業別による妊孕期間經過後の一夫婦當り出生兒數

カ―ド階級	五・一八
農業者	四・九八
富有階級	四・五三
小學校教員	四・五〇
一般中小工業主	四・一七
一般賃銀労働者	四・一〇
農村在住俸給生活者	四・〇六
漁業者	四・〇四
銀行會社員	四・〇三
農村在住商工業主	四・〇〇
官吏	三・六七
平均	四・六四

右に依れば、一夫婦當り出生兒數が五人以上を示してゐるのは「カ―ド階級」のみであつて、之に亞ぐのは農業者であるが、「富有階級」は四・五人で第三位に在り、他の何れのものよりも高い。更に是等の夫婦について、經濟的地位別に一夫婦當り出生兒數を示せば次の如くである。

妊孕期間經過後の夫婦の夫の收入階級別出生兒數

一般俸給生活者	四・五〇	農村在住俸給生活者	四・〇一	一般賃銀労働者	四・〇四	農村在住賃銀労働者	四・三六	合計	四・二八
五〇圓未満	四・二〇	四・一三	三・九五	四・二八	四・〇四				
五〇圓以上									
一〇〇圓未満									
一〇〇圓以上									

所得階級による死亡の變動 附、所得階級別婚姻及出生の状況

一〇〇圓以上	三・九二	三・九〇	四・四〇	六・三三	四・二六
一五〇圓未満	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇
二〇〇圓以上	三・九二	四・四三	四・二一	八・〇〇	四・〇六
二〇〇圓未満	三・九八	四・二四	五・三三	八・〇〇	四・〇六
三〇〇圓以上	四・二六	三・九〇	―	―	四・一九
三〇〇圓未満	―	―	―	―	―

農業者に於ける耕作段別妊孕期間後の夫婦の一夫婦當り出生兒數

五段 未滿	四・三二
五段以上一町未滿	四・九二
一町以上二町未滿	五・四七
二町以上三町未滿	五・九六
三町以上	六・一八

國稅營業收入稅納稅額別妊孕期間經過後の夫婦の一夫婦當り出生兒數

納稅額	一般中小商業主	農村在住商業主	合計
免稅者	四・〇二	三・八五	三・八八
二五圓未満	三・八八	四・〇九	三・九九
二五圓以上五〇圓未満	四・三八	三・九〇	四・二三
五〇圓以上	四・一九	四・六七	四・二四

右の表に示された如く、俸給生活者にあつては、中間の收入階級に於て出産力が低く、賃銀労働者及農業者にあつては收入又は耕作段別の増加に伴つて出産力も高く、中小工業者に在つては經濟的地位の區分を國稅營業收入稅に見たる場合には、出産力は納稅額と密接なる關聯なく、地域的にも一定の關係ないものと認められる。

人口問題研究所に於ては曩に昭和十四年中の事實に付、所得階級別による死亡の變動、出生及婚姻の状況に關する標本調査を実施し、上述差別死亡率及び出生並びに婚姻に關する資料を蒐集したのである。但し本調査は

農村及大都市を除き、不取敢中都市について行つたのであるが、之は所得階級をとらふる上に於て、戸數割納税額に標準を置き、而して所得階級の種類の比較的多きことを求めた理由にもよるものである。

調査都市は左の十五都市である。

- 青森市 盛岡市 秋田市 市川市 金澤市
- 甲府市 沼津市 四日市市 松江市 宇部市
- 松山市 新居濱市 大牟田市 延岡市

調査事項は左記の四項目であつて、總て所得階別に調査したのである。

- (一) 男女、年齢及配偶關係別人口(昭和十四年末現在)
 - (二) 婚姻年齢別男女初婚者
 - (三) 男女別出生兒及死産兒數
 - (四) 男女、年齢及死因別死亡數
- 尙死因については、左記二十分類に依つて調査し重要な死因のみを明かならしむることとした。

- 1 先天性弱質及先天性畸形
- 2 下痢及腸炎
- 3 肺炎
- 4 赤痢及疫痢
- 5 腦出血
- 6 癌
- 7 結核
- 8 腎臟炎
- 9 梅毒
- 10 脚氣

- 11 腦膜炎
- 12 消化器疾患
- 13 呼吸器疾患
- 14 精神病、腦脊髓神經疾患
- 15 急性傳染病
- 16 老衰
- 17 血行器疾患
- 18 不慮の傷害
- 19 自殺
- 20 其の他

婚姻の調査事項は當該結婚に依り新に調査の客體たる世帯の世帯員となりたる者に就ては之を調査せず、但し調査の客體たる世帯の世帯員が結婚により他の世帯員となりたる場合には調査した。

戸數割階級の區分に就ては昭和十四年度に依り先づ勤勞所得のみを有する者に對する戸數割納税額を求め之を標準とし勤勞所得者、財産所得者、事業所得者に付左の四級に分つ。而して戸數割を課せられたる者の同居家族員は總て戸數割を課せられたる者と同一所得階級に屬するものとした。

一、最下級

勤勞所得のみ年額六〇〇圓ある者に對する戸數割以下の戸數割(勤勞所得六〇〇圓より少く又は全く無きも財産あるにより之に相當する戸數割を納むるものを含む、以下之に同じ)納税者並に戸數割免稅者にして一戸を構ふる者

二、下級

前號の戸數割を超え勤勞所得年額一、二〇〇圓ある者に對する戸數割

以下の戸數割納稅者

三、中級

前號の戸數割を超え勤勞所得年額三、〇〇〇圓ある者に對する戸數割以下の戸數割納稅者

四、上級

前號の戸數割を超える戸數割納稅者

調査方法は、關係市吏員に委嘱し、戸數割原簿、戸籍簿、世帯簿、寄留簿、婚姻届、出産届、死亡届等により必要事項の調査集計を行ひ、一定様式の結果表に記入を依頼した。

本調査は前に述べた如く、戸數割原簿、戸籍簿、寄留簿等に依つて調査された所謂公簿による常住人口に關するものである。寄留法第一條に依れば、九十日以上本籍地外に於て一定の場所に住所又は居所を有する者は寄留者として寄留することを要するはずなのであるが、一般の状態は必ずしも然らず、一定の土地に住居するから寄留するのではなく何等かの必要の爲に寄留する。例へば子供の就學、壯丁検査の爲めであるとか。このような事實が一方に存在することは確實なことである故に、内閣統計局より發表される現住人口とはもとより、人口動態統計とも完全な一致を見ないことはやむを得ないのである。尙本調査の調査客體は、大部分の都市に於ては、都市全人口に置いたのであるが、戸數割等の關係から全人口に及ぼし得ない都市もあつたので標本的部分調査で満足せねばならぬものもあつた。

調査都市全體の調査客體は一、〇三二、二二三人である。

この調査の目的は既に述べたが如く差別率の觀察にあるのであつて、調査地域たる一都市そのものに於て何程の出生、死亡、婚姻があつて、その率は幾何であつたかを明らかにする爲のものではない。猶人口動態統計

所得階級による死亡の變動 附、所得階級別婚姻及出生の狀況

は昭和十四年以降に係るものは總て一般に之が公表を差控へられてゐる現狀に鑑みて、一都市全體の動態を表はす統計數字は本調査についても全然觸れぬことにして、單に所得の相違は婚姻年齢、出生率、及死亡率に於て如何なる差異を示すのであるかを述べることにする。

以下に述ぶる所は本調査結果に現はれたる所得階級による死亡の變動、所得階級別婚姻及出生の狀況であるが、元來所得階級別に總出生率、總死亡率を比較することは、各所得階級に屬する人口の年齢構成が同じでない限りは十分に正しい比較とはならない。今本調査に於ける各所得階級人口の年齢構成をみるに、上級と中級又は下級と最下級とは夫々略、共通した構成を示すのであるが、上級又は中級と下級又は最下級との間では相違が示されて居るのである。

併し此の相違は總死亡率の場合に於ては問題とすべき變化を來たさぬことが確かめられるのであるが、總出生率の場合に於ては調査資料の關係上之を確かめ得ないのであつて、従つて以下に述べる出生率に關する調査結果に付ては此の點に留意して判斷することが必要である。

二、所得階級別死亡率

調査都市全體の人口千に對する死亡割合を總數並びに男女別に示せば次の如くである。

第一表 所得階級別死亡率(人口千ニ付)

所得階級	總數	
	男	女
最下級	一四・八六	一五・七六
下級	一四・四〇	一四・八九
中級	一一・二四	一一・六二
上級	一一・八七	一一・五四

右に依れば總死亡率に於て最下級は一四・八六で最も高く、下級の一四・四〇之に亞ぎ最下級に比し僅かに低い値を示してゐる。中級以上は是等に比して遙かに低く、中級は二二・一四、上級は一一・八四で最も低い。男の死亡率に於ても最下級が一五・七六で最も高く下級の二四・八九之に亞ぎ、中級は一一・六二、上級は二一・五四と所得の増加に伴つて低下する。女の死亡率に於ては下級の二一・九二最も高く、最下級の二一・七五之に亞ぐが、中級は二二・六五、上級は二二・一七と男の場合同様所得の増加に伴つて低下することを示してゐる。

之を更に男女別に年齢別死亡率を示せば次の如くである。

第二表 所得階級別年齢別死亡率(人口一萬ニ付)

男

年齢階級	最下級	下級	中級	上級
總數	一五七・六	一四八・九	一一六・二	一一五・四
〇	八七七・七	六一〇・八	五四五・四	四五九・九
一—四	二四二・三	二五五・九	二二二・〇	一六四・〇
五—九	五〇・二	五〇・八	五二・七	四五・四
一〇—一四	四三・七	三四・一	二一・六	二七・三
一五—一九	五五・〇	七九・三	五四・〇	一七・二
二〇—二四	一〇八・五	九九・八	八七・八	五八・八
二五—二九	七八・七	一〇七・九	五一・二	八八・五
三〇—三四	七八・六	六八・一	五二・八	六二・一
三五—三九	六六・五	五一・〇	四六・〇	六二・六
四〇—四四	九八・八	六五・三	五二・八	七三・一
四五—四九	一四七・四	八七・三	六八・四	五一・六
五〇—五四	一九四・四	一五三・七	一一八・〇	一八五・五
五五—五九	二九一・五	二五九・二	一九五・二	二一七・〇

女

年齢階級	最下級	下級	中級	上級
總數	一三七・五	一三九・二	一二六・五	一二一・七
〇	七三九・〇	五二六・六	五〇一・三	四六九・三
一—四	二二七・七	二四八・五	二四四・三	一七九・八
五—九	四八・〇	四七・三	四七・五	七二・一
一〇—一四	四三・二	二一・三	四三・一	三六・九
一五—一九	一〇〇・三	九六・五	八〇・二	四三・七
二〇—二四	九四・〇	七四・四	七二・五	四三・二
二五—二九	六八・八	五七・一	五四・六	六〇・三
三〇—三四	六七・九	七〇・二	八七・二	六〇・四
三五—三九	九五・六	七一・二	七三・〇	七七・一
四〇—四四	九五・六	八五・〇	七九・八	六七・七
四五—四九	一〇六・四	七七・三	一〇二・八	七八・二
五〇—五四	一四九・四	一二四・三	七八・七	九七・四
五五—五九	一九九・六	二二八・五	一四一・八	一二六・七
六〇—六四	二八〇・七	二八二・一	三〇五・五	二〇一・八
六五—六九	四一三・九	三八八・八	三七六・四	三八七・六
七〇—七四	六二七・七	八九三・八	六一六・二	五五二・二
七五—七九	一〇四六・五	九三八・〇	九三三・七	一〇八四・九
八〇以上	一九二一・四	二二二七・六	二二二二・七	四二四一・四

我が國の死亡率曲線は零歳に高く年齢の進むに従つて急角度に下降し

て七、八歳より著しく低くなり十一歳乃至十二歳にて一生の内の死亡率の最低位に達し又漸次上昇し二十歳前後に於て著しく高くなり死亡率曲線に一つの大きな隆起を作る。以後再び下降し三十一二歳頃を低位とし以後年齢の高まるに従つて死亡曲線も上昇するものである。かゝる死亡曲線は本調査の何れの所得階級にも存在することは右の表に依つて明らかにされたのであるが、上級の女に十五歳乃至二十五歳の年齢層に於て、日本人の特殊の死亡曲線像といはれてゐる隆起が現はれてゐない。これは上級の女にだけに限つて現はれぬと断定するわけには行かない。それは上級に屬する人口が他の階級に比してあまりにも少いことによる偶然の結果であらうと考へられるからである。男女年齢別死亡率を圖示すれば次の如くである。

更に右の表に依つて、各年齢階級に於ける所得階級の相違に依る、死亡率の差別を見るに

○歳 即ち乳兒の男に在つては、最下級の人口一萬に付八七七・七が最も高く、之に亞いで下級の六一〇・八、中級の五四五・四、上級の四五九・九と所得の増加に伴つて低下の傾向を示し、女に在つても最下級の七三九・〇が最も高く、之に亞いで下級の五二六・六、中級の五〇一・三、上級の四六九・三、と所得の増加に伴つて低下の傾向を示すことは男の場合と同様である。男女共に最下級の乳兒死亡率高く、上級の約二倍の高率を示すところに、我が國の歐米諸國に比して乳兒死亡率高く、亦大いに改善の餘地の存することを語るものであらう。

一—四歳 男に在つては、最下級が人口一萬に付二四二・三で、下級の二五五・九よりは僅かに低いが、所得の増加に伴つて低下の傾向を示し、中級は二二二・〇、上級は一六四・〇と低下するが、女に在つては、中間の階級に高く、下級は二四八・五、中級は二四四・三である。之に反し最下

所得階級による死亡の變動 附、所得階級別婚姻及出生の狀況

級は二二七・七、上級は一七九・八で最も低い。

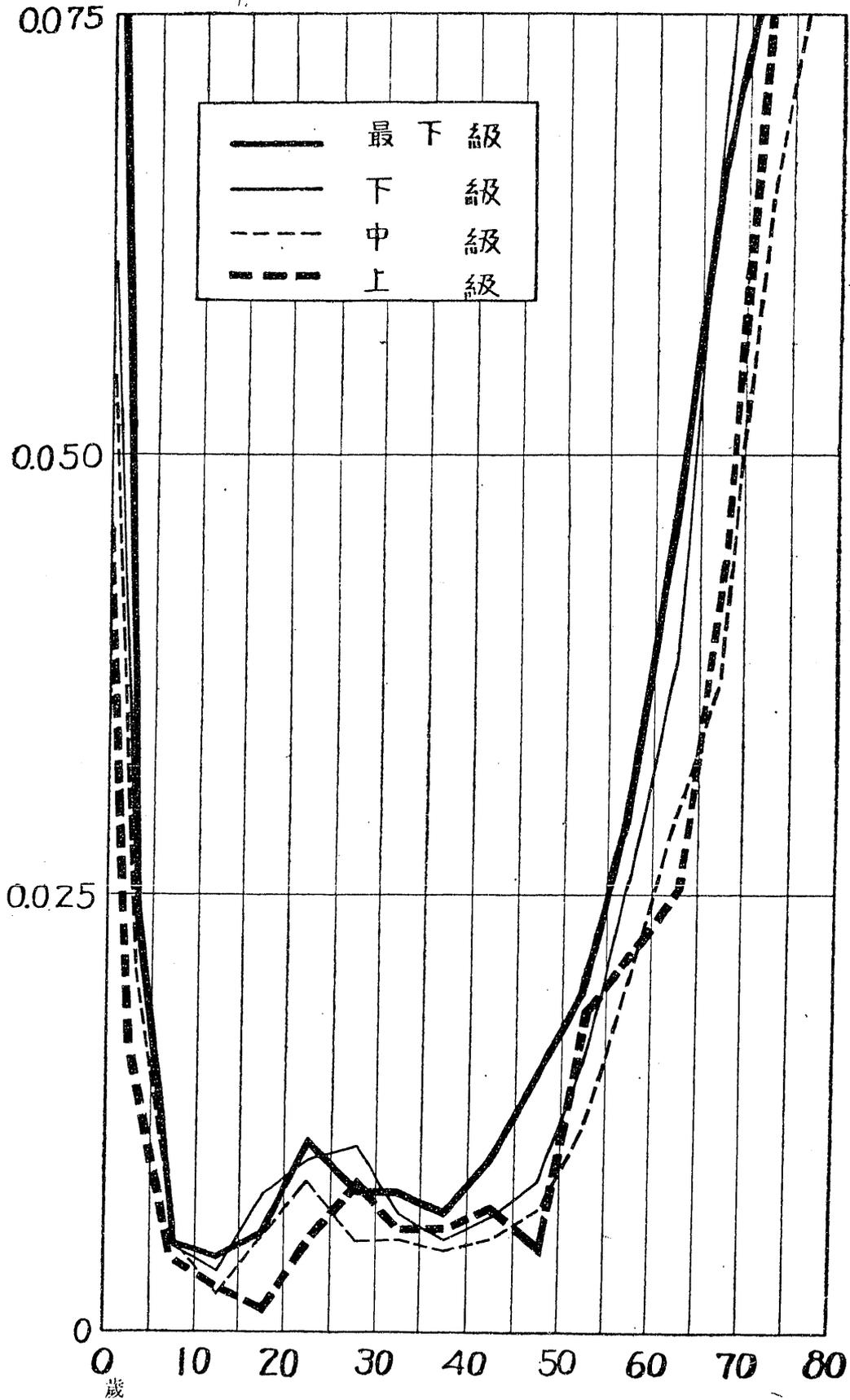
五—九歳 男に在つては、上級が人口一萬に付四五・四で、所得の少ない他の三階級が何れも人口一萬に付五〇臺であるのに比し僅かに低いのと、女に在つては、所得の少ない三階級が人口一萬に付四〇臺であるのに上級は七二・一で高いのが見られるだけで、所得階級の相違に依る差別は存在し無い様に考へられる。

一〇—一四歳 男に在つては、最下級の人口一萬に付四三・七が最も高く所得の増加に伴つて順次低下し、下級は三四・一、中級は二一・六と低くなるが、上級は二七・三で中級に比し僅かに高い。女に在つては最下級の四三・二が最も高く、中級の四三・一は之に比し僅かに低く、上級は三六・九、下級は二一・三で最も低い。昭和十三年全國平均男二八・〇、女三八・四と比較するに、男女共上級が之に近い値を示してゐる。

一五—一九歳 男に在つては、下級の人口一萬に付七九・三最も高く、之に亞いで最下級の五五・〇、中級の五四・〇が高いが、上級は一七・二で特別に低い値を示してゐる。女に在つては最下級の一〇〇・三最も高く、所得の増加に伴つて低下し、下級は九六・五、中級は八〇・二、上級は四三・七で、上級は最下級に比し半分以下に低下するを見る。昭和十三年全國平均男八〇・八、女九二・四と比較するに、男女共下級が之に近い値を示してゐる。

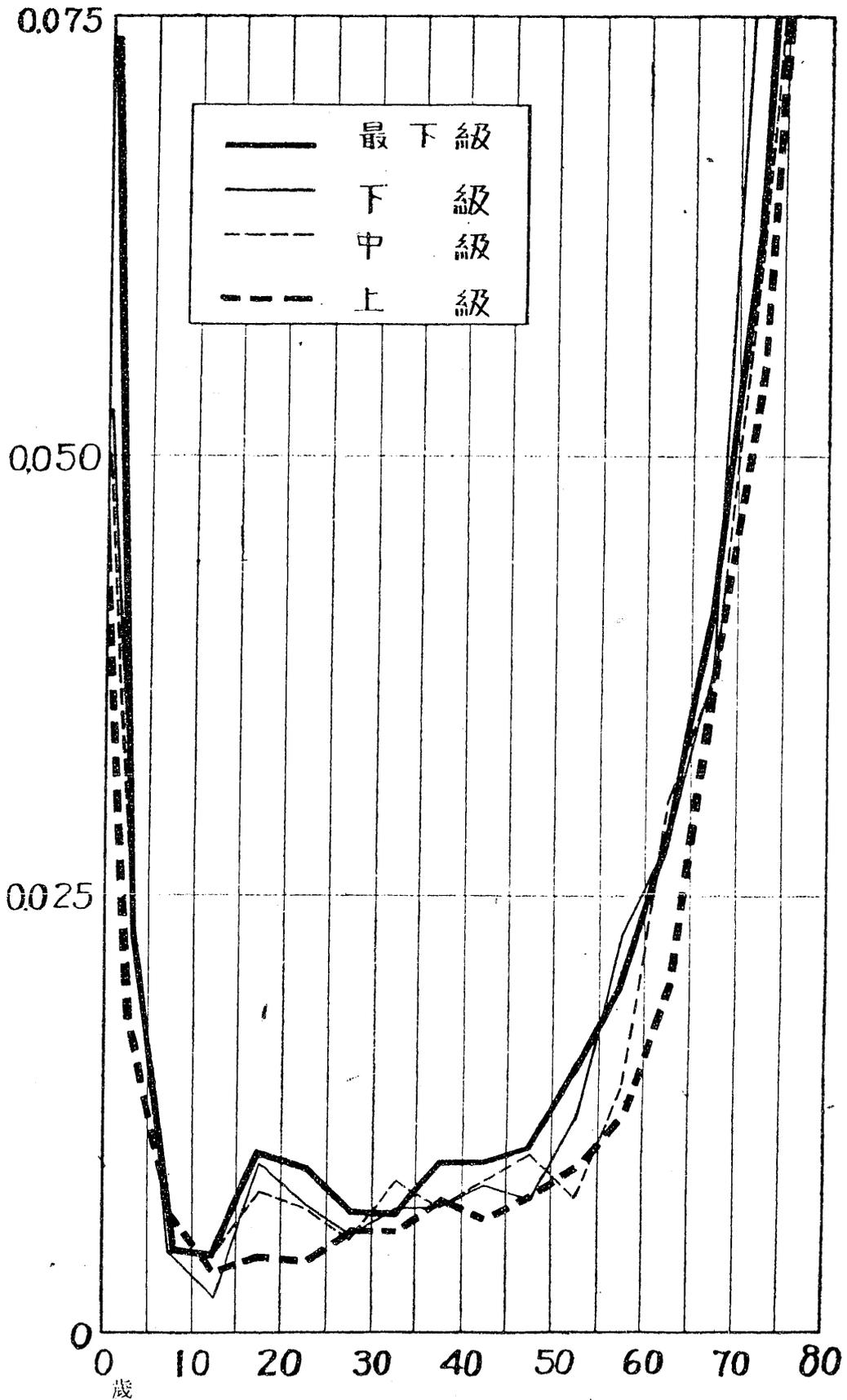
二〇—二四歳 男に在つては、最下級の人口一萬に付一〇八・五最も高く、所得の増加に伴つて低下の傾向を示し、下級は九九・八、中級は八七・八、上級は五八・八で、上級は最下級の約半分に低下する。女に在つても男と同様最下級の九四・〇最も高く、所得の増加に伴つて低下の傾向が見られ、下級は七四・四、中級は七二・五、上級は四三・二である。昭和十三年全國

所得階級別死亡率(男)



所得階級別死亡率(女)

所得階級による死亡の變動 附、所得階級別婚姻及出生の狀況



平均は男女共に九八・二であつて之と比較するに、男は中間の所得階級に於て等しく、女は總ての階級が之よりも低い値である。

二五—二九歳 男に在つては、下級の人口一萬に付一〇七・九最も高く、上級の八八・五、最下級の七八・七之に亞ぎ、中級は五一・二で、最低死亡率を示し、下級の半分にも満たない低率である。女に在つては、最下級の六八・八最も高く、上級の六〇・三之に亞いで高い。下級は五七・一、中級は五四・六で、中間の所得階級に低い。昭和十三年全國平均は男八六・七、女八八・〇であつて、之に比較すると男は上級、女は最下級に於てほど等しい。

三〇—三四歳 男に在つては、最下級の人口一萬に付七八・六最も高く、順次所得の増加に伴つて低下の傾向を示し、下級は六八・一、中級は五二・八であるが、上級は少しく高く六二・一である。女に在つては、中級の八七・二最も高く、男の場合と反對に所得の減少に伴つて低下の傾向を示し、下級は七〇・二、最下級は六七・九であるが、上級は六〇・四で最も低い。

三五—三九歳 男に在つては、最下級の人口一萬に付六六・五、上級の六二・六高く、下級は五一・〇、中級は四六・〇で中間の所得階級に低い。女に在つては、最下級の九五・六最も高いが、下級は七一・二で最も低く、所得の増加に伴つて僅かに上昇の傾向が認められ中級は七三・〇、上級は七七・一である。男女を比較するに何れの階級に於ても女に高い。

四〇—四四歳 男に在つては、最下級の人口一萬に付九八・八最も高く、所得の増加に伴つて低下の傾向を示し、下級は六五・三、中級は五二・八であるが、上級は七三・一で最下級に亞ぐ高率である。女に在つては、最下級の九五・六最も高く、所得の増加に伴つて低下の傾向を示し、下級は八五・〇、中級は七九・八、上級は六七・七と低下する。

四五—四九歳 男に在つては、最下級の人口一萬に付一四七・四最も高く、所得の増加に伴つて急激なる低下の傾向を示す。即ち下級は八七・三、中級は六八・四、上級は五一・六で、上級は最下級に比し約三分一に低下する。女に在つては、所得の多少に依る一定の傾向は認め難く、最下級と中級が人口一萬に付一〇〇臺で高く、下級と上級が七〇臺で低い値を示すにすぎない。

五〇—五四歳 男に在つては、最下級の人口一萬に付一九四・四最も高く、所得の増加に伴つて低下を示し、下級は一五三・七、中級は一一八・〇であるが上級は一八五・五で最下級に亞いで高い。女に在つては、男と同様最下級の二四九・四最も高く所得の増加に伴つて低下を示し、下級は二四二・一、中級は七八・七であるが、上級は九七・四で中級よりは高いが男の場合ほど高い割合を示してはゐない。

男女を比較するに何れの階級に於ても男に高い。

五五—五九歳 男に在つては、最下級の人口一萬に付二九一・五最も高く、所得の増加に伴つて低下の傾向を示し、下級は二五九・二、中級は一九五・一であるが上級は二一七・〇で中級より僅かに高い。女に在つては最下級の二九九・六は下級の二二八・五に比し僅かに低い、下級を最高として所得の増加に伴つて低下の傾向を示し中級は一四一・八、上級は一二六・七である。

男女を比較するに何れの階級に於ても男に高い。

六〇—六四歳 男に在つては、最下級の人口一萬に付四五九・九最も高く、之に亞いで下級の三八四・二、中級の二九二・七、上級の二五四・〇と規則正しい低下の傾向を示すに反し、女に在つては、中級の三〇五・五最も高く、最下級及下級は共に二八〇臺之に亞ぎ、上級は二〇一・八で最

も低く、所得の相違に依る一定した傾向は認められなす。

六五—六九歳 男に在つては、下級の人口一萬に付六九四・六最も高く、最下級の六五九・六之に亞いで高い。上級は四四四・一、中級は三七四・三で共に低い。女に在つては最下級の四一三・九が僅かに他の階級に比して高いだけで、他の階級は何れも三七〇乃至三八〇臺である。

七〇—七四歳 男に在つては、下級の人口一萬に付一〇二六・七が高くて、他の階級は何れも六〇〇乃至七〇〇臺である。女に在つては、最下級の六二七・七は下級に比し低いが、下級の八九三・八を最高として所得の増加に伴つて低下の傾向を示し、中級は六一六・二、上級は五五二・二の低率である。

七五—七九歳 男に在つては、上級の人口一萬に付一一五九・五最も高く、下級の一〇五八・七之に亞いで高い。最下級と中級は七八〇臺で共に低い。女に在つては、上級の一〇八四・九最も高く、中級の九三三・七最も低く、最下級と下級はこの間に在り所得の相違に依る差別は存在しない様に考へられる。

八〇歳以上 男に在つては中間の階級に高く、下級は一八四四・六、中級は一六六六・八である。上級は一三五六・〇、最下級は一一四七・八で前者に比し相當の低率である。女に在つては、上級の四、二四一・四最も高く、他の階級にはたいした差別を見ない。之は觀察數の少ないことによる結果ではならうかと考へられる。

三、所得階級及死因別死亡割合

所得階級別に總死亡に對する主要死因の割合を示せば次の如くである。

第三表 所得階級及死因別死亡割合(總死亡百ニ付)

所得階級による死亡の變動 附、所得階級別婚姻及出生の状況

死因	男					女				
	最下級	下級	中級	上級	總數	最下級	下級	中級	上級	總數
1 先天性弱質先天性畸形	一〇〇・〇									
2 消化器疾患	四・七	四・九	四・〇	二・一	四・七	一三・七	一一・九	一七・六	一六・九	一三・七
3 肺炎	一一・〇	一三・七	八・八	一一・一	一一・〇	一一・二	九・五	八・四	一一・一	一一・〇
4 結核	一一・二	九・五	八・四	一一・一	一一・二	一一・三	二・〇	二・七	一一・一	一一・二
5 赤痢及疫痢	一一・三	二・〇	二・七	一一・一	一一・三	一一・二	一一・五	一三・四	一〇・三	一一・二
6 腦出血	一一・二	一一・五	一三・四	一〇・三	一一・二	三・三	三・五	五・三	七・〇	三・三
7 癌	三・三	三・五	五・三	四・五	三・三	三・七	三・九	三・三	四・五	三・七
8 腎臟炎	三・七	三・九	三・三	四・五	三・七	〇・七	〇・五	〇・四	一	〇・七
9 微毒	〇・七	〇・五	〇・四	一	〇・七	一・一	〇・七	〇・二	一・二	一・一
10 脚氣	一・一	〇・七	〇・二	一・二	一・一	三・三	二・一	三・三	二・一	三・三
11 腦膜炎	三・三	二・一	三・三	二・一	三・三	七・三	九・六	六・八	五・三	七・三
12 呼吸器疾患	七・三	九・六	六・八	五・三	七・三	五・四	五・九	六・六	三・七	五・四
13 血行器疾患	五・四	五・九	六・六	三・七	五・四	二・七	三・三	一・八	三・七	二・七
14 精神病、腦脊髓神經疾患	二・七	三・三	一・八	三・七	二・七	四・六	三・三	四・〇	四・一	四・六
15 急性傳染病	四・六	三・三	四・〇	三・七	四・六	三・五	三・四	二・七	三・七	三・五
16 老不慮の傷害	三・五	三・四	二・七	三・七	三・五	二・〇	一・二	一・六	三・三	二・〇
17 自他殺	二・〇	一・二	一・六	三・三	二・〇	〇・七	〇・六	〇・七	一	〇・七
18 其の他	八・五	八・四	八・二	八・二	八・五	八・五	八・四	八・二	八・二	八・五
總數	一〇〇・〇									

19	其の他	八・七	一〇・二	八・二	一〇・三
18	自殺	〇・五	〇・四	〇・七	〇・四
17	不慮の傷害	〇・八	〇・三	〇・五	〇・八
16	老衰	七・四	七・二	七・九	八・八
15	急性傳染病	四・六	二・八	三・七	五・四
14	精神病、腦脊髓神經疾患	一・七	一・七	二・七	〇・八
13	血行器疾患	五・七	五・三	五・七	七・三
12	呼吸器疾患	七・四	七・三	七・二	六・一
11	腦膜炎	三・二	二・〇	三・九	三・四
10	脚氣	〇・九	〇・四	〇・二	一・九
9	微毒	〇・五	〇・三	〇・三	一
8	腎臟炎	四・三	四・五	四・〇	四・二
7	癌	五・〇	四・七	四・四	三・四
6	腦出血	八・五	一〇・四	九・七	一一・九
5	赤痢及疫痢	一・六	二・六	一・二	二・三
4	結核	一〇・九	九・四	七・九	七・七
3	肺炎	九・八	一〇・四	九・三	九・二

最下級

男、「消化器疾患」による死亡が最も高く總死亡の一割二分七厘を占め、之に亞ぐのは「腦出血」及「結核」の各、一割一分二厘、「肺炎」の一割一分、「呼吸器疾患」の七分三厘、「血行器疾患」の五分四厘、「先天性弱質及先天性畸形」の四分七厘、「急性傳染病」の四分六厘等の順位であつて、以上の死因による死亡は總死亡の六割九分を占めてゐる。

女、「消化器疾患」による死亡が最も高く總死亡の一割三分一厘を占め、之に亞ぐのは「結核」の一割九厘、「肺炎」の九分八厘、「腦出血」の八分五厘、「呼吸器疾患」及「老衰」の各、七分四厘、「血行器疾患」の五分七厘、

「先天性弱質及先天性畸形」及「癌」の各、五分、「急性傳染病」の四分六厘、「腎臟炎」の四分三厘等の順位であつて、以上の死因による死亡は總死亡の八割二分を占めてゐる。

下級

男、「肺炎」による死亡が最も高く總死亡の一割三分七厘を占め、之に亞ぐのは「消化器疾患」の一割一分七厘、「腦出血」の一割一分五厘、「結核」の九分五厘、「呼吸器疾患」の九分六厘、「血行器疾患」の五分九厘、「先天性弱質及先天性畸形」の四分九厘等の順位であつて、以上による死亡は總死亡の六割七分を占めてゐる。

女、「消化器疾患」による死亡が最も高く總死亡の一割一分五厘を占め、之に亞ぐのは「肺炎」及「腦出血」の一割四厘、「結核」の九分四厘、「呼吸器疾患」の七分三厘、「老衰」の七分二厘、「血行器疾患」の五分三厘、「癌」の四分七厘、「腎臟炎」の四分五厘等の順位であつて、以上の死因による死亡は總死亡の七割六分を占めてゐる。

中級

男、「消化器疾患」による死亡が最も高く總死亡の一割七分六厘を占め、之に亞ぐのは「腦出血」の一割三分四厘、「肺炎」の八分八厘、「呼吸器疾患」の六分八厘、「血行器疾患」の六分六厘、「癌」の五分三厘、「先天性弱質及先天性畸形」及「急性傳染病」の各、四分等の順位であつて、以上の死因による死亡は總死亡の七割五分を占めてゐる。

女、「消化器疾患」による死亡最も高く、總死亡の二割二分を占め、之に亞ぐのは「腦出血」の九分七厘、「肺炎」の九分三厘、「結核」及「老衰」の各、七分九厘、「呼吸器疾患」の七分二厘、「血行器疾患」の五分七厘、「癌」の

四分四厘、「腎臓炎」の四分等の順位であつて、以上の死因による死亡は總死亡の七割六分を占めてゐる。

上級

男、「消化器疾患」による死亡が最も高く總死亡の一割六分九厘を占め、之に亞ぐるのは「肺炎」及「結核」の各、一割二分一厘、「腦出血」の一割四厘、「癌」の七分、「呼吸器疾患」の五分三厘、「腎臓炎」の四分五厘、「急性傳染病」の四分一厘等の順位であつて、以上の死因による死亡は總死亡の七割を占めてゐる。

女、「消化器疾患」による死亡が最も高く總死亡の一割三分八厘を占め、之に亞ぐるのは「腦出血」の一割一分九厘、「肺炎」の九分二厘、「老衰」の八分八厘、「結核」の七分七厘、「血行器疾患」の七分三厘、「呼吸器疾患」の六分一厘、「急性傳染病」の五分四厘、「腎臓炎」の四分二厘等の順位であつて、以上の死因による死亡は總死亡の七割四分を占めてゐる。

四、所得階級及死因別死亡率

主要死因別に人口千に對する死亡割合を計算し所得の相違による差別を示せば次の如くである。

第四表 所得階級及死因別死亡率(人口千ニ付)

死因	男				女			
	最下級	下級	中級	上級	最下級	下級	中級	上級
先天性弱質及先天性畸形	〇・七四	〇・七三	〇・四七	〇・二四	〇・七四	〇・五〇	〇・三〇	〇・二八
消化器疾患	二・一七	一・七八	二・〇四	一・九四	一・九七	二・二八	二・六一	一・六八
肺炎	一・七四	二・〇四	一・〇二	一・二八	一・四五	一・四五	一・一七	一・一二
結核	一・七六	一・四二	〇・九八	一・二八	一・四〇	一・三一	一・〇〇	〇・九三
赤痢及疫痢	〇・二二	〇・二九	〇・三二	〇・一九	一・六〇	一・三一	一・〇〇	〇・九三
腦出血					一・二四	〇・三七	〇・一五	〇・二八
癌					一・二五	一・四五	一・二三	一・四五
腎臓炎					〇・七四	〇・六六	〇・五五	〇・四二
微毒					〇・六四	〇・六二	〇・五一	〇・五一
脚氣					〇・〇八	〇・〇四	〇・〇四	—
腦膜炎					〇・一三	〇・〇六	〇・〇二	〇・二三
腦膜炎					〇・四七	〇・二八	〇・四九	〇・四二
腦出血					一・七四	一・七四	一・五五	一・一九
癌					〇・五一	〇・五三	〇・六二	〇・八一
腎臓炎					〇・五九	〇・五九	〇・三八	〇・五二
微毒					〇・一一	〇・〇四	〇・〇四	—
脚氣					〇・一七	〇・一一	〇・〇二	〇・一四
腦膜炎					〇・五一	〇・三一	〇・三八	〇・二四
呼吸器疾患					一・一五	一・四三	〇・七九	〇・六二
血行器疾患					〇・八六	〇・八八	〇・七七	〇・四三
精神病、腦脊髄神經疾患					〇・四三	〇・四九	〇・二一	〇・四三
急性傳染病					〇・七二	〇・四九	〇・四七	〇・四七
老衰					〇・五六	〇・五〇	〇・三二	〇・四三
不慮の傷害					〇・三二	〇・一八	〇・一九	〇・三八
自殺					〇・一一	〇・〇九	〇・〇九	—
其他					一・三三	一・二五	〇・九六	〇・九五

所得階級による死亡の變動 附、所得階級別婚姻及出生の狀況

呼吸器疾患	一・一〇	一・〇二	〇・九一	〇・七五
血行器疾患	〇・八四	〇・七四	〇・七二	〇・八九
精神病、腦脊髓神經疾患	〇・二六	〇・二三	〇・三四	〇・〇九
急性傳染病	〇・六八	〇・三九	〇・四七	〇・六五
老 衰	一・〇九	一・〇〇	一・〇〇	一・〇七
不慮の傷害	〇・一一	〇・〇四	〇・〇六	〇・〇九
自 殺	〇・〇八	〇・〇六	〇・〇九	〇・〇五
其 の 他	一・二八	一・四二	一・〇四	一・二六

先天性弱質及先天性畸形 男に在つては最下級の〇・七四最も高く、所得の多くなるに従つて順次低下し、下級は〇・七三、中級は〇・四七、上級は〇・二四で、上級は最下級に比し三割五分程度に低下する。女に在つても男と同様最下級の〇・七四最も高く、所得の多くなるに従つて順次低下し、下級は〇・五〇、中級は〇・三〇、上級は〇・二八である。男女を比較するに中間階級に於ては、男に高く、最下級と上級に於ては男女に差別を示さない。

消化器疾患 男に在つては最下級の二・一七最も高く、之に亞いで中級の二・〇四、上級の二・九四、下級の二・七八の順位であつて所得の多少による相違に一定の傾向は認め得ないが、女に在つては中級が最高で二・六一であり、所得の減少に伴つて下級は二・二八、最下級は一・九七と低下するが上級は一・六八で最低である。男女を比較するに最下級と上級に於て男に高く、中間階級に於ては女に高い。

肺炎 男に在つては、下級の二・〇四最も高く、之に亞いで最下級の二・七四が高く、中級の二・〇二、上級の二・二八は共に低い。女に在つてもこれと同様な傾向を示し、最下級及下級が共に一・四五で、男に比して低率であるが上級及中級には男女の差は認められぬ。

結核 男に在つては最下級の二・七六最も高く、所得の増加に伴つて低下し下級は一・四二、中級〇・九八であるが上級は一・二八で中級に比し高い。女に在つても男と同様最下級の二・六〇最も高く、下級は一・三一、中級は一・〇〇、上級は〇・九三で所得の増加に伴つて例外なく低下の傾向を示してゐる。男女を比較するに中級に於て僅かに女に高い以外は他の總ての階級に於て男に高い。

赤痢及疫痢 男女を通じて下級の男が〇・三七で最も高く、之に亞ぐのは、中級の女〇・三二、下級の男〇・二九、上級の女〇・二八等の順位であつて、中級の男〇・一五最も低く所得の多少による差別あるか否かは、明らかにされて居らない。

腦出血 男に在つては最下級の二・七七最も高く、之に亞いで下級の二・七一、中級の二・五五、上級の二・一九等の順位で所得の増加に伴つて死亡率も低下するが、女は下級と上級が一・四五で高く最下級が一・二五、中級が一・二三であつて、所得の大小による差別はないもの様に察せられる。尙男女を比較するに上級に於て、女が高い以外他の階級に於ては總て、男の方が高い。

癌 男に在つては最下級の〇・五一を最低とし所得の増加に伴つて死亡率も上昇の傾向を示し、下級は〇・五三、中級は〇・六二、上級は〇・八二であるが、女に在つては、男と反對に最下級の〇・七四を最高とし所得の増加に伴つて死亡率が低下するの傾向を示し、下級は〇・六六、中級は〇・五五、上級は〇・四二である。男女を比較するに最下級及下級に於ては女に高く、中級と上級に於ては之に反し男に高い。かくの如く癌の死亡率は所得階級別に見たる場合男女間に規則ある正反對の現象を見るのである。

腎臟炎 男に在つては、最下級及下級に高く共に〇・五九で、中級は〇・

三八で最も低く上級は〇・五二である。女に在つては、最下級の〇・六四最も高いが、下級の〇・六二も高く、中級及上級は共に〇・五一で低い。即ち男女共最下級と下級に高く、中級と上級に低いことが認められるのである。男女を比較するに上級に於て僅かに男が高いだけで、他の何れの階級に於ても女に高いことは一般の腎臓炎死亡率が女に高いのと一致してゐる。

梅毒 上級には男女共に死亡者なく、中級及下級は男女共何れも〇・〇四であり、最下級の男は〇・二一、女は〇・〇八であつて、所得の少ない階級に多いことが認められるが、男女死亡率の相違は認め難い。

脚氣 男女を通じて最も高いのは女の上級の〇・二三、之に亞いで男の最下級〇・一七、男の上級〇・一四等の順位で高い方であり。最も低いのは中級であつて男女共に〇・〇二である。之に依つて見るに脚氣に依る死亡率には所得の多少に關聯なきものの様に考へられる。

腦膜炎 男の最下級が〇・五一で他のどの階級よりも高く、下級が〇・三一であるに對して中級は〇・三八で高く、上級は〇・二四で最低であるのよりすれば、男には所得の多い階級に低く、所得の少いほど高いといふ傾向が存在しないこともない様に察せられるのであるが、女にあつては、下級が〇・二八で低く、他は何れも〇・四臺であつて所得階級の相違による差別は認め難い。男女を比較するに下級以下に於ては男に高く、中級以上に於ては女に高い。

呼吸器疾患 男の最下級は一・一五で、下級の一・四三よりは低いが所得の増加に従つて低下し上級は〇・六二で下級、最下級に比して半減する。女は最下級の一・一〇を最高として所得の増加に伴つて低下を示し、下級は一・〇二、中級は〇・九一、上級は〇・七五である。男女を比較するに最下

級及下級に於ては男に高く特に下級に於ては大きな差を示す。これに反し中級と上級に於ては女に高い。

血行器疾患 男に在つては最下級の〇・八六が下級の〇・八八に比し僅かに低い、所得の増加するに伴つて減少の傾向を示し中級は〇・七七、上級は〇・四三で最下級及下級に比して半減する。これに反し女に在つては中級及下級の中間階級が〇・七臺で、最下級及上級が〇・八臺で所得の多少によつて差異は認め難い。男女を比較するに男の上級が特別低い爲めに女よりは低い以外は、他の總ての階級に於て男が僅かに高い。

精神病、腦脊髄神經疾患 男の中級が〇・二二、女の上級が〇・〇九で割合に低い死亡率を示してゐるのを除けば男は〇・四台、女は〇・二乃至〇・三台で男が女に比較して高いことを認められるところではあるが、所得の多少による差別は無いものの様である。

急性傳染病 男に在つては、最下級が最も高く〇・七二である以外は他の階級は總て〇・四臺で低く、所得の多少による差別は存在しない。女に在つては、下級と中級が低く〇・四前後であつて、最下級と上級は〇・六臺であり共に高い。男女を比較するに中級に於ては同じであつて、所得の少ない階級に於て男に高く、上級に於ては女に高い。

老衰 男に在つては、上級が〇・四三で、中級の〇・三二よりは低い、下級が〇・五〇、最下級が〇・五六で、大體に於て、収入が増加するに伴つて、死亡率が低下する傾向を示してゐる。女は之に反して所得の如何に關せず一・〇〇以上であつて、いづれも男の二倍程度である。

不慮の傷害 男に在つては中間の階級に低く、最下級と上級に高い。女に在つては何れの階級に於ても男より低く、又所得の多少による差異は無きものの様に考へられる。

五、所得階級、年齢及死因別死亡率

所得階級別人口千に對する死因死亡率は右に述べた所であるが、所得階級に屬する人口の年齢構成が同じでないから死因別死亡率を更に年齢別に觀察せねばならぬ。主要死因別に年齢別死亡率を示せば次の如くである。

第五表 所得階級、年齢及死因別死亡率(人口一萬ニ付)

1 先天性弱質及先天性畸形

男

年齢階級	最下級	下級	中級	上級
總數	七・四	七・三	四・七	二・四
〇―四	五・六三	六・二七	四・三七	二・三三
五―九				
一〇―一四				
一五―一九				
二〇―二四				
二五―二九				
三〇―三四				
三五―三九				
四〇―四四				
四五―四九				
五〇―五四				
五五―五九				
六〇―六四				
六五―六九				
七〇―七四				
七五―七九				
八〇以上				

女

年齢階級	最下級	下級	中級	上級
總數	七・四	五・〇	三・〇	二・八
〇―四	五・九三	四・二九	二・七二	二・九七
五―九				
一〇―一四				
一五―一九				
二〇―二四	〇・七	一・五	二・一	
二五―二九				
三〇―三四				
三五―三九				
四〇―四四				
四五―四九				
五〇―五四				
五五―五九				
六〇―六四				
六五―六九				
七〇―七四				
七五―七九				
八〇以上				

2 消化器疾患(下痢及腸炎を含む)

男

年齢階級	最下級	下級	中級	上級
總數	二・二七	一・七八	二・〇四	一・九四
〇―四	八・八三	六・六九	七・七五	八・四一
五―九	九・五	八・三	一・六四	一・二四
一〇―一四	四・二	三・三	三・六	
一五―一九	七・四	七・八	四・三	四・三

年齢階級	最下級	下級	中級	上級
二〇―二四	七・一	八・九	八・八	五・九
二五―二九	一・三	七・九	六・〇	―
三〇―三四	六・一	六・一	九・九	―
三五―三九	四・四	一・七	六・六	七・八
四〇―四四	九・九	三・七	三・三	七・三
四五―四九	一・〇・六	九・七	一・四・四	八・六
五〇―五四	一・六・六	一・三・七	二・〇・三	三・五・三
五五―五九	二・六・二	二・二・四	一・〇・三	二・五・五
六〇―六四	五・六・七	四・二・二	二・〇・九	四・七・六
六五―六九	六・六・六	六・一・三	六・二・四	二・三・六
七〇―七四	九・四・三	七・三・三	一・一・七・四	一・一・三・六
七五―七九	三・九・二	一・三・九・三	一・一・一・九	一・四・四・九
八〇以上	六・二・九	四・八・五	二・八・九・九	―

年齢階級	最下級	下級	中級	上級
六〇―六四	三・三・三	四・九・一	二・二・九	一・五・五
六五―六九	二・六・九	二・五・五	五・九・五	四・五・六
七〇―七四	六・〇・一	五・八・二	一・四・二・二	―
七五―七九	一・〇・九・〇	一・七・四・九	一・五・〇・六	一・八・八・七
八〇以上	一・四・六・一	二・三・一・〇	一・七・六・九	六・八・五

年齢階級	最下級	下級	中級	上級
〇―四	七・八・〇	二・二・八	二・六・一	一・六・八
五―九	五・〇	一・四・〇	一・五・二	二・五・五
一〇―一四	五・八	二・二	四・〇	―
一五―一九	七・六	七・八	八・四	四・四
二〇―二四	九・八	一・〇・四	一・三・四	―
二五―二九	四・六	七・〇	五・五	六・七
三〇―三四	四・六	四・六	八・七	一・三・五
三五―三九	九・六	一・三・九	一・二・二	―
四〇―四四	八・〇	六・七	三・三	二・三・六
四五―四九	八・六	一・〇・七	二・〇・八	八・七
五〇―五四	一・七・七	一・七・四	二・六・二	九・七
五五―五九	二・一・二	一・二・七	一・一・四	―

年齢階級	最下級	下級	中級	上級
一〇―一四	四・六	三・三	三・六	三・九
一五―一九	八・〇	七・八	六・五	―
二〇―二四	三・九	五・三	二・九	―
二五―二九	五・三	六・三	―	二・〇・四
三〇―三四	六・一	一・六・七	三・三	―
三五―三九	六・七	一・一・九	―	一・五・七
四〇―四四	六・三	一・一・二	六・六	七・三
四五―四九	一・〇・五	一・二・一	三・六	八・六
五〇―五四	一・九・三	二・二・〇	八・一	―
五五―五九	二・一・三	二・五・六	―	一・二・八
六〇―六四	三・四・四	四・二・二	二・〇・九	一・五・九
六五―六九	三・四・九	七・四・九	四・一・六	一・一・六・八
七〇―七四	二・七・七	六・一・一	三・九・一	一・一・五・五
七五―七九	三・九・二	一・一・四	三・七・三	七・二・五
八〇以上	―	一・九・四・二	七・二・五	―

所得階級による死亡の變動 附、所得階級別婚姻及出生の狀況

女

年齡階級

最下級

下級

中級

上級

總數

最下級

下級

中級

上級

一〇—一四

一四·五

一四·五

一一·七

一一·二

一〇—一四

六八·〇

五一·七

三五·五

四四·六

一〇—一四

五·四

七·五

七·六

八·五

一〇—一四

三一·一

一一·六

三·九

—

一〇—一四

五·九

—

一二·七

—

二〇—二四

三·三

七·四

二·七

五·四

二〇—二四

六·三

四·二

八·二

—

三〇—三四

五·九

一〇·七

二〇·四

六·七

三五—三九

七·二

六·九

六·一

七·〇

四〇—四四

四·〇

一一·二

—

—

四五—四九

三·七

五·三

四·一

—

五〇—五四

八·一

二·九

四·四

一九·五

五五—五九

一三·六

一五·九

五·七

三八·〇

六〇—六四

一一·六

二八·六

二二·九

四六·六

六五—六九

二四·二

三八·二

三九·六

—

七〇—七四

二六·三

三八·八

三一·六

三三·五

七五—七九

二九·一

四七·七

三〇·一

四七·二

八〇以上

四四·九

一一〇·五

—

—

年齡階級

最下級

下級

中級

上級

總數

最下級

下級

中級

上級

一〇—一四

一七·六

一四·二

九·八

一一·八

一〇—一四

三·二

二·一

四·〇

—

一〇—一四

二·五

八·三

—

四·一

一〇—一四

四·六

二·二

五·四

七·八

年齡階級

最下級

下級

中級

上級

總數

最下級

下級

中級

上級

一五—一九

三·二

二四·七

一二·九

四·三

二〇—二四

四九·五

三九·二

四九·九

二三·五

二五—二九

三七·四

四二·八

一一·一

四〇·九

三〇—三四

二七·八

二一·二

三·三

三一·〇

三五—三九

一七·八

一三·六

一三·一

三一·三

四〇—四四

二〇·六

五·六

九·九

七·三

四五—四九

一〇·五

四·九

三·六

八·六

五〇—五四

一五·二

一一·〇

四·一

一七·七

五五—五九

九·八

六·四

一五·四

一二·八

六〇—六四

二二·二

—

七·〇

—

六五—六九

二五·四

一三·六

—

—

七〇—七四

二七·七

一二·二

—

—

七五—七九

九·八

—

—

—

八〇以上

—

—

—

—

年齢階級	最下級	下級	中級	上級
五五―五九	六・一	九・五	一一・三	二二・七
六〇―六四	九・〇	一二・三		
六五―六九	八・一	六・四		
七〇―七四	一一・三		一五・八	
七五―七九				
八〇以上				

5 赤痢及疫痢

男

年齢階級	最下級	下級	中級	上級
〇―四	二・一	二・九	三・二	一・九
五―九	一〇・一	一七・八	一五・九	一八・七
一〇―一四	三・三	五・二	七・三	
一五―一九	〇・六	一・一	二・二	
二〇―二四	一・六		二・九	
二五―二九				
三〇―三四				
三五―三九				
四〇―四四	〇・九			
四五―四九	一〇・五			
五〇―五四				
五五―五九				
六〇―六四	二・〇			
六五―六九	三・二		一〇・四	
七〇―七四		一二・二		
七五―七九				
八〇以上				

所得階級による死亡の變動 附、所得階級別婚姻及出生の狀況

女

年齢階級	最下級	下級	中級	上級
〇―四	二・四	三・七	一・五	二・八
五―九	一一・〇	一九・八	六・三	
一〇―一四	五・四	七・五	七・六	八・五
一五―一九		一・一		四・一
二〇―二四	〇・七	一・三		
二五―二九	〇・七			
三〇―三四		一・五		
三五―三九	一・〇	一・七		
四〇―四四				
四五―四九				
五〇―五四				
五五―五九				一五・五
六〇―六四	二・〇			
六五―六九	三・八	九・七		
七〇―七四				
七五―七九				
八〇以上				四六七・一

6 腦出血

男

年齢階級	最下級	下級	中級	上級
〇―四	一七・七	一七・一	一五・五	二・九
五―九	〇・八	二・一		
一〇―一四		一・一		

年齡階級	總數	最下級	下級	中級	上級
一五—一九	〇・六				
二〇—二四					
二五—二九			四・八		
三〇—三四	二・七		三・〇		
三五—三九	二・二		一・七		
四〇—四四	一・〇・七		一一・二		
四五—四九	一九・九		九・七	一四・四	八・六
五〇—五四	四八・二		三五・七	二四・四	一七・七
五五—五九	八六・八		七〇・四	七七・〇	二五・五
六〇—六四	一三三・七		一〇九・八	九七・六	九五・二
六五—六九	二一五・七		一九七・五	一二四・七	九三・五
七〇—七四	二二二・〇		二〇七・八	一九五・七	一二七・三
七五—七九	一五六・九		二二二・八	二二三・九	一四四・九
八〇以上	二三五・八		二九一・三	二二七・四	一六九・五

年齡階級	總數	最下級	下級	中級	上級
五五—五九	三九・三		七六・二	四五・三	二五・三
六〇—六四	七五・五		四〇・九	一〇六・八	六二・一
六五—六九	一一二・九		一二七・五	七九・一	九一・一
七〇—七四	一三五・三		二二三・一	一一〇・六	九七・四
七五—七九	一五九・九		一一一・三	三〇一・二	三三〇・二
八〇以上	三三七・一		三〇三・九	一七七・〇	八〇九・六

年齡階級	總數	最下級	下級	中級	上級
五〇—五四	二一・七		二八・九	八・七	一九・五
四五—四九	一七・一		一〇・七	八・二	八・七
四〇—四四	七・〇		六・七		七・五
三五—三九	四・八		六・九	九・一	
三〇—三四	〇・七		三・一		
二五—二九					
二〇—二四					
一五—一九					
一〇—一四			一・一		
五—九					
〇—四	〇・四				
總數	一二・五	一四・五	一二・三	一四・五	

年齡階級	總數	最下級	下級	中級	上級
五〇—五四	〇・四				
四五—四九	二・二		一・四		
四〇—四四	四・五		二・二		
三五—三九	二・二		一・四		
三〇—三四	一・三		一・三		
二五—二九	一・三		一・三		
二〇—二四	一・三		一・三		
一五—一九	一・三		一・三		
一〇—一四	一・三		一・三		
五—九	一・三		一・三		
〇—四	〇・四				
總數	五・一	五・三	六・二	八・一	

所得階級による死亡の變動 附、所得階級別婚姻及出生の狀況

男		女			
年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
八〇以上	三三・七	二七・六	一三三・七		
七五―七九	二九・一	六三・六			
七〇―七四	三七・六	七七・六	四七・四		
六五―六九	五一・一	四四・六	二九・七	四五・六	
六〇―六四	三〇・六	四〇・九	五三・四		
五五―五九	四二・四	三一・七	二二・七	一二・七	
五〇―五四	二〇・四	五・八	四・四	一九・五	
四五―四九	一九・六	八・〇	一二・三	二六・〇	
四〇―四四	一四・九	八・九	三・三	七・五	
三五―三九	七・二	一・七	三・〇		
三〇―三四	二・〇	三・一			
二五―二九	一・七	一・四			
二〇―二四					
一五―一九	〇・四				
一〇―一四					
總數	七・四	六・六	五・五	四・二	

男		女			
年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
八〇以上	三三・七	二七・六	一三三・七		
七五―七九	二九・一	六三・六			
七〇―七四	三七・六	七七・六	四七・四		
六五―六九	五一・一	四四・六	二九・七	四五・六	
六〇―六四	三〇・六	四〇・九	五三・四		
五五―五九	四二・四	三一・七	二二・七	一二・七	
五〇―五四	二〇・四	五・八	四・四	一九・五	
四五―四九	一九・六	八・〇	一二・三	二六・〇	
四〇―四四	一四・九	八・九	三・三	七・五	
三五―三九	七・二	一・七	三・〇		
三〇―三四	二・〇	三・一			
二五―二九	一・七	一・四			
二〇―二四					
一五―一九	〇・四				
一〇―一四					
總數	七・四	六・六	五・五	四・二	

年齡階級	總數	9 徵 毒				
		最下級	下級	中級	上級	
五五—五九	〇	一一·一	六·四	二二·七	二二·七	
六〇—六四	〇	二一·六	一六·四	二二·九	二二·七	
六五—六九	〇	三四·九	一二·八	二九·七	四五·六	
七〇—七四	〇	五二·六	六七·九	三一·六	〇	
七五—七九	〇	七二·七	六三·六	六〇·二	〇	
八〇以上	〇	八九·九	一六五·八	八八·五	五三五·七	
總數	〇	二〇〇	一〇四	〇四	〇	
一〇—一四	一	一·一	〇·四	〇·四	〇	
一五—一九	一	〇	〇	〇	〇	
二〇—二四	二	〇	〇	〇	〇	
二五—二九	三	〇	〇	〇	〇	
三〇—三三	三	〇	〇	〇	〇	
三五—三九	四	〇·七	〇	〇	〇	
四〇—四四	四	二·七	〇	〇	〇	
四五—四九	五	三·五	〇	六·六	〇	
五〇—五四	五	四·一	〇	〇	〇	
五五—五九	六	〇	〇	〇	〇	
六〇—六四	六	二·〇	〇	〇	〇	
六五—六九	七	六·三	〇	〇	〇	
七〇—七四	七	五·五	〇	〇	〇	
七五—七九	八	九·八	〇	〇	〇	
八〇以上	八	〇	〇	〇	〇	

年齡階級	總數	10 脚 氣				
		最下級	下級	中級	上級	
五〇—五四	〇	二·七	二·九	〇	〇	
五五—五九	〇	一·二	〇	〇	〇	
六〇—六四	〇	〇	〇	〇	〇	
六五—六九	〇	〇	〇	〇	〇	
七〇—七四	〇	〇	〇	〇	〇	
七五—七九	〇	〇	〇	〇	〇	
八〇以上	〇	〇	〇	〇	〇	
總數	〇	二·七	二·九	〇	〇	
一〇—一四	一	〇·六	一·五	〇	〇	
一五—一九	一	〇	〇	〇	〇	
二〇—二四	二	〇	〇	〇	〇	
二五—二九	三	〇	〇	〇	〇	
三〇—三三	三	〇	〇	〇	〇	
三五—三九	四	〇	〇	〇	〇	
四〇—四四	四	三·〇	二·二	〇	〇	
四五—四九	五	一·二	〇	〇	〇	
五〇—五四	五	〇	〇	〇	〇	
五五—五九	六	〇	〇	〇	〇	
六〇—六四	六	〇	〇	〇	〇	
六五—六九	七	〇	〇	〇	〇	
七〇—七四	七	〇	〇	〇	〇	
七五—七九	八	〇	〇	〇	〇	
八〇以上	八	〇	〇	〇	〇	
總數	〇	〇·九	五·二	〇·二	一·四	

所得階級による死亡の變動 附 所得階級別婚姻及出生の状況

年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
一五—一九	一	一・一			四・三
二〇—二四	二	一・六			五・九
二五—二九	三	一・三			七・八
三〇—三三	三	〇・七	一・五		
三五—三九	四			三・三	
四〇—四四	四				
四五—四九	四				
五〇—五四	五				
五五—五九	六				
六〇—六四	六				
六五—六九	七				
七〇—七四	七				
七五—七九	七				
八〇以上	八				

年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
一五—一九	一	一・一	一・三	四・三	
二〇—二四	二	三・九	一・八		
二五—二九	三	二・〇		三・〇	
三〇—三三	三	〇・七		三・三	
三五—三九	四	一・八	一・九		
四〇—四四	四	二・三			
四五—四九	五	四・一			
五〇—五四	五	三・三			
五五—五九	六	八・一			
六〇—六四	六	三・二	六・八	一・〇・四	
六五—六九	七	五・五		三・九・一	
七〇—七四	七				
七五—七九	七				
八〇以上	八				

11 腦膜炎

年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
一五—一九	五	五・八	二・一	七・三	八・三
二〇—二四	五	一・七・四	一・六・七	一・三・九	九・三
二五—二九	〇				
三〇—三三	一	五・一	三・一	三・八	二・四
三五—三九	一				
四〇—四四	一				
四五—四九	一				
五〇—五四	一				
五五—五九	一				
六〇—六四	六				
六五—六九	六				
七〇—七四	七		九・七		
七五—七九	七				
八〇以上	八				

女

年齡階級	總數	最下級	下級	中級	上級
一〇	四	一〇〇	一三二	二〇九	一九八
一〇—一四	九	七五	一三一	一九九	四二
一五—一九	四	一一〇	一三二	二〇九	一九八
二〇—二四	九	七五	一三一	一九九	四二
二五—二九	四	一一〇	一三二	二〇九	一九八
三〇—三四	九	七五	一三一	一九九	四二
三五—三九	四	一一〇	一三二	二〇九	一九八
四〇—四四	九	七五	一三一	一九九	四二
四五—四九	四	一一〇	一三二	二〇九	一九八
五〇—五四	九	七五	一三一	一九九	四二
五五—五九	四	一一〇	一三二	二〇九	一九八
六〇—六四	九	七五	一三一	一九九	四二
六五—六九	四	一一〇	一三二	二〇九	一九八
七〇—七四	九	七五	一三一	一九九	四二
七五—七九	四	一一〇	一三二	二〇九	一九八
八〇以上	九	七五	一三一	一九九	四二

12 呼吸器疾患

男

年齡階級	總數	最下級	下級	中級	上級
一〇	四	一一〇	一〇二	九一	七五
一〇—一四	九	一一〇	一〇二	九一	七五
一五—一九	四	一一〇	一〇二	九一	七五
二〇—二四	九	一一〇	一〇二	九一	七五
二五—二九	四	一一〇	一〇二	九一	七五
三〇—三四	九	一一〇	一〇二	九一	七五
三五—三九	四	一一〇	一〇二	九一	七五
四〇—四四	九	一一〇	一〇二	九一	七五
四五—四九	四	一一〇	一〇二	九一	七五
五〇—五四	九	一一〇	一〇二	九一	七五
五五—五九	四	一一〇	一〇二	九一	七五
六〇—六四	九	一一〇	一〇二	九一	七五
六五—六九	四	一一〇	一〇二	九一	七五
七〇—七四	九	一一〇	一〇二	九一	七五
七五—七九	四	一一〇	一〇二	九一	七五
八〇以上	九	一一〇	一〇二	九一	七五

年齡階級	總數	最下級	下級	中級	上級
一五—一九	四	一一五	一四三	七九	六二
二〇—二四	九	一一五	一四三	七九	六二
二五—二九	四	一一五	一四三	七九	六二
三〇—三四	九	一一五	一四三	七九	六二
三五—三九	四	一一五	一四三	七九	六二
四〇—四四	九	一一五	一四三	七九	六二
四五—四九	四	一一五	一四三	七九	六二
五〇—五四	九	一一五	一四三	七九	六二
五五—五九	四	一一五	一四三	七九	六二
六〇—六四	九	一一五	一四三	七九	六二
六五—六九	四	一一五	一四三	七九	六二
七〇—七四	九	一一五	一四三	七九	六二
七五—七九	四	一一五	一四三	七九	六二
八〇以上	九	一一五	一四三	七九	六二

年齡階級	總數	最下級	下級	中級	上級
一〇	四	二三一	一九八	一三九	一四〇
一〇—一四	九	二三一	一九八	一三九	一四〇
一五—一九	四	二三一	一九八	一三九	一四〇
二〇—二四	九	二三一	一九八	一三九	一四〇
二五—二九	四	二三一	一九八	一三九	一四〇
三〇—三四	九	二三一	一九八	一三九	一四〇
三五—三九	四	二三一	一九八	一三九	一四〇
四〇—四四	九	二三一	一九八	一三九	一四〇
四五—四九	四	二三一	一九八	一三九	一四〇
五〇—五四	九	二三一	一九八	一三九	一四〇
五五—五九	四	二三一	一九八	一三九	一四〇
六〇—六四	九	二三一	一九八	一三九	一四〇
六五—六九	四	二三一	一九八	一三九	一四〇
七〇—七四	九	二三一	一九八	一三九	一四〇
七五—七九	四	二三一	一九八	一三九	一四〇
八〇以上	九	二三一	一九八	一三九	一四〇

13 血行器疾患

男

年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
五五—五九	二六・二	二二・四	一〇・三	三八・三	
六〇—六四	三八・五	三八・〇	一三・九	一五・九	
六五—六九	五三・九	七四・九			
七〇—七四	二二・二	一三四・五	三九・一		
七五—七九	一九・六		七四・六	七二・五	
八〇以上		四八・五			
總數	八・六	八・八	七・七	四・三	
〇—四	五・七	一〇・四	九・九	四・七	
五—九	一・二	二・一	一・八		
一〇—一四	二・三	二・二	一・八	三・九	
一五—一九	四・〇	二・六			
二〇—二四	四・七	一・八	二・九		
二五—二九	二・七	七・九	九・〇	六・八	
三〇—三四	一・四	一・五	六・六		
三五—三九	三・七	三・四			
四〇—四四	八・一	九・四	三・三		
四五—四九	一〇・五	四・九	三・六		
五〇—五四	二・三・四	二・七	八・一		
五五—五九	三・一・一	四・一・六	三〇・八	二・五・五	
六〇—六四	三・八・五	四・三・二	三四・八		
六五—六九	六・三・四	六・一・三			
七〇—七四	四・九・九	六・一・一	五・八・七	一・一・三・六	
七五—七九	六・八・六	二・七・九	七・四・六		
八〇以上	一・一〇・一	四・八・五	七・二・五	一・六・九・五	

女

年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
五〇—五四	八・四	七・四	七・二	八・九	
五五—五九	五・〇	六・六	一六・七	一四・九	
六〇—六四	一・七				
六五—六九	二・二	一・一	二・〇	四・一	
七〇—七四	二・九	一・三	一		
七五—七九	二・六	一・五	五・四	五・四	
八〇以上	二・九	二・八	八・二		
總數	五・九	三・一	五・八	六・七	
〇—四	八・八	五・二	六・一	七・〇	
五—九	五・〇	四・五			
一〇—一四	一・三・五	一・〇・七	四・一	八・七	
一五—一九	一〇・九	一・七・三	八・七		
二〇—二四	二・五・七	一・五・九	二・二・七	二・五・三	
二五—二九	二・八・八	三・六・八	七・八	三・一・一	
三〇—三四	四・〇・三	二・五・五	九・九	四・五・六	
三五—三九	五・二・六	七・七・六	六・三・二	九・七・四	
四〇—四四	一〇・九・〇	七・九・五	六・〇・二		
四五—四九	七・八・七	五・五・三	四・四・二		
總數	四・三	四・九	二・一	四・三	
〇—四	二・四	五・二	六・〇		
五—九	一・六	一・〇			
一〇—一四	二・八	二・二		三・九	

14 精神病、腦脊髄神經疾患

男

年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
五〇—五四	四・三	四・九	二・一	四・三	
五五—五九	二・四	五・二	六・〇		
六〇—六四	二・四				
六五—六九	二・四	一・〇			
七〇—七四	二・四	一・〇			
七五—七九	二・四	一・〇			
八〇以上	二・八	二・二		三・九	
總數	四・三	四・九	二・一	四・三	
〇—四	二・四	五・二	六・〇		
五—九	一・六	一・〇			
一〇—一四	二・八	二・二		三・九	

所得階級による死亡の變動 附、所得階級別婚姻及出生の狀況

年齡階級	總數	最下級	下級	中級	上級
一五—一九	一·一	一·一	一·三	二·二	
二〇—二四	二·四	三·六	三·六		
二五—二九	二·〇	三·二	三·二		
三〇—三三	二·七	三·〇	三·〇		
三五—三九	四·四	三·四	三·三		
四〇—四四	七·二	三·七	三·三		
四五—四九	一四·一	二·四	三·六		
五〇—五四	二二·四	一六·五	一〇·三		
五五—五九	九·八	二·七	一〇·三		
六〇—六四	二二·二	二〇·四	一〇·四		
六五—六九	九·五	六·一			
七〇—七四	一一·一	八三·六			
七五—七九	九·八				
八〇以上					

年齡階級	總數	最下級	下級	中級	上級
一五—一九	一·四	二·三	二·二	五·四	
二〇—二四	二·九	一·六	三·九	二·九	
二五—二九	三·四	〇·七	一·六	三·三	
三〇—三三	三·九	四·七	一·五	三·三	
三五—三九	四·四	四·五	三·四		
四〇—四四	四·九	五·九	二·四	三·六	
四五—四九	五·四	四·五		四·一	
五〇—五四	五·九				
五五—五九	六·四	六·一			
六〇—六四	六·九	六·三			
六五—六九	七·四				
七〇—七四	七·九				
七五—七九	八·四				
八〇以上					

15 急性傳染病

年齡階級	總數	最下級	下級	中級	上級
一五—一九	一·四	二·三	二·二	五·四	
二〇—二四	二·九	一·六	三·九	二·九	
二五—二九	三·四	〇·七	一·六	三·三	
三〇—三三	三·九	四·七	一·五	三·三	
三五—三九	四·四	四·五	三·四		
四〇—四四	四·九	五·九	二·四	三·六	
四五—四九	五·四	四·五		四·一	
五〇—五四	五·九				
五五—五九	六·四	六·一			
六〇—六四	六·九	六·三			
六五—六九	七·四				
七〇—七四	七·九				
七五—七九	八·四				
八〇以上					

年齡階級	總數	最下級	下級	中級	上級
一五—一九	一·四	二·三	二·二	五·四	
二〇—二四	二·九	一·六	三·九	二·九	
二五—二九	三·四	〇·七	一·六	三·三	
三〇—三三	三·九	四·七	一·五	三·三	
三五—三九	四·四	四·五	三·四		
四〇—四四	四·九	五·九	二·四	三·六	
四五—四九	五·四	四·五		四·一	
五〇—五四	五·九				
五五—五九	六·四	六·一			
六〇—六四	六·九	六·三			
六五—六九	七·四				
七〇—七四	七·九				
七五—七九	八·四				
八〇以上					

所得階級による死亡の變動 附 所得階級別婚姻及出生の狀況

男		女	
年齢階級	總數	年齢階級	總數
16 以上	235	15 以下	253
75-79	73	10-14	71
70-74	75	5-9	40
65-69	27	0-4	35
60-64	54		35
55-59	45		53
50-54	14		33
45-49			57
40-44			20
35-39			24
30-34			20
25-29			57
20-24			53
15-19			35
10-14			40
5-9			71
0-4			35
			253
			68
			39
			47
			65
			297

男		女	
年齢階級	總數	年齢階級	總數
16 以上	235	15 以下	253
75-79	73	10-14	71
70-74	75	5-9	40
65-69	27	0-4	35
60-64	54		35
55-59	45		53
50-54	14		33
45-49			57
40-44			20
35-39			24
30-34			57
25-29			53
20-24			35
15-19			40
10-14			71
5-9			35
0-4			253
			68
			39
			47
			65
			297

17 不慮の傷害

年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
五〇—五九	一・五		三・二		
六〇—六四	七・二		八・二		
六五—六九	四・五		三・九	一・五	三・三
七〇—七四	一・三		一・四	一・九	二・三
七五—七九	四・二		三・八	二・四	二・八
八〇以上	一〇・五		一〇・七	一・三	一・五

年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
五〇—五九	三・二		一・八	一・九	三・八
六〇—六四	三・二		二・一	三・六	九・三
六五—六九	二・一		二・一	三・六	四・一
七〇—七四	二・三		一・一	四・三	七・八
七五—七九	二・八		一・三	二・九	六・八
八〇以上	六・〇		一・六	六・六	六・八
四〇—四四	三・〇		一・七	三・三	
四五—四九	六・三		二・四	三・六	
五〇—五四	二・八		五・五		八・八
五五—五九	三・三		三・二		
六〇—六四	二・〇		四・二		
六五—六九	六・三				
七〇—七四	五・五				
七五—七九	二・七				七・五
八〇以上					

女

年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
五〇—五九	一・一		〇・四	〇・六	〇・九
六〇—六四	一・一		〇・四	〇・六	〇・九
六五—六九	一・七		三・三	四・二	五・〇
七〇—七四	一・七			一・九	四・一
七五—七九	二・〇				
八〇以上	二・〇				

18 自

年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
五〇—五九	一・一		〇・九	〇・九	
六〇—六四	一・一				
六五—六九	一・一				
七〇—七四	一・一				
七五—七九	一・一				
八〇以上	一・一				

年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
五〇—五九	一・一		〇・九	〇・九	
六〇—六四	一・一				
六五—六九	一・一				
七〇—七四	一・一				
七五—七九	一・一				
八〇以上	一・一				

年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
一五—一九	一	〇・六	一・八	一	一
二〇—二四	二	一・六	一・六	一	一
二五—二九	二	二・〇	一	一	一
三〇—三四	三	二・七	一	一	一
三五—三九	三	一・五	一	一	一
四〇—四四	四	二・〇	一	一	一
四五—四九	四	一・〇	二・四	一	一
五〇—五四	五	二・八	一	四・一	一
五五—五九	五	三・三	三・二	一	一
六〇—六四	六	四・一	八・四	一	一
六五—六九	六	一	一	一	一
七〇—七四	七	一	一	一・九	一
七五—七九	七	九・八	二・七	一	一
八〇以上	八	一	一	一	一

女

19 其の他

年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
一五—一九	五	三・〇	一	一	一
二〇—二四	六	一	一	一	一
二五—二九	六	二・七	一	一	一
三〇—三四	七	一	一	一	一
三五—三九	七	一	一	一	一
四〇—四四	七	一	一	一	一
四五—四九	七	一	一	一	一
五〇—五四	八	一	一	一	一
五五—五九	八	一	一	一	一
六〇—六四	八	一	一	一	一
六五—六九	八	一	一	一	一
七〇—七四	八	一	一	一	一
七五—七九	八	一	一	一	一
八〇以上	八	一	一	一	一

男

年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
一〇—一四	一	一	一	一	一
一五—一九	一	一	一	一	一
二〇—二四	二	一	一	一	一
二五—二九	二	一	一	一	一
三〇—三四	三	一	一	一	一
三五—三九	三	一	一	一	一
四〇—四四	四	一	一	一	一
四五—四九	四	一	一	一	一
五〇—五四	五	一	一	一	一
五五—五九	五	一	一	一	一
六〇—六四	六	一	一	一	一
六五—六九	六	一	一	一	一
七〇—七四	七	一	一	一	一
七五—七九	七	一	一	一	一
八〇以上	八	一	一	一	一

所得階級による死亡の變動 附、所得階級別婚姻及出生の狀況

年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
一〇—一四	一	一	一	一	一
一五—一九	一	一	一	一	一
二〇—二四	二	一	一	一	一
二五—二九	二	一	一	一	一
三〇—三四	三	一	一	一	一
三五—三九	三	一	一	一	一
四〇—四四	四	一	一	一	一
四五—四九	四	一	一	一	一
五〇—五四	五	一	一	一	一
五五—五九	五	一	一	一	一
六〇—六四	六	一	一	一	一
六五—六九	六	一	一	一	一
七〇—七四	七	一	一	一	一
七五—七九	七	一	一	一	一
八〇以上	八	一	一	一	一

女

年齢階級	總數	最下級	下級	中級	上級
〇—四	一二・八	一四・二	一〇・四	一二・六	九・九
五—九	二六・一	二二・〇	一八・八	一八・八	九・九
一〇—一四	五・八	五・四	五・七	五・七	—
一五—一九	二・二	六・七	三・九	三・九	四・一
二〇—二四	八・二	一四・二	六・三	六・三	—
二五—二九	九・二	一三・四	五・四	五・四	五・四
三〇—三四	八・〇	九・八	一〇・九	一〇・九	二六・八
三五—三九	一〇・五	一〇・七	一一・六	一一・六	六・七
四〇—四四	一五・二	五・二	一二・二	一二・二	二一・一
四五—四九	八・九	八・九	三・三	三・三	七・五
五〇—五四	九・八	一三・三	二〇・五	二〇・五	八・七
五五—五九	一七・七	二六・〇	一三・一	一三・一	九・七
六〇—六四	一〇・六	一五・九	—	—	—
六五—六九	三三・三	三二・七	一五・三	一五・三	一五・五
七〇—七四	三三・二	三八・二	三九・六	三九・六	六八・三
七五—七九	四一・四	八七・三	一五・八	一五・八	六五・〇
八〇以上	五八・一	一五・九	—	—	九四・三
	三三七	五五・三	八八・五	八八・五	六〇四・二

右の表には本調査に於てなされた總ての死因に付いて死亡率を示したものであるが、或る死因に於いては觀察數があまりにも少なかつた結果、所得の相違に依る差別が存在するか否かを判断し得ないものもあるので、比較可能であると思はれるものだけ二、三取り出して以下に於て觀察することにする。

肺炎

〇—四歳即ち乳幼児階級に在つて、所得の最も少い階級に死亡

率最も高く所得の増加するに伴つて死亡率が低下することは男女共に現はれてゐる所であつて、特に男の低下割合は女に比して高く、最下級の人口一萬に付七二・一なる高死亡率に比し、上級は二八・〇であつて最下級の四割程度に低下する。これ以上の年齢階級に在つては、男の下級に於て四〇歳以上が他の所得階級の同じ年齢階級に比しやゝ高率であるのが見られるだけであつて、所得階級の相違による死亡率の差異は存在しないもの様である。

結核

結核による死亡率が男は二〇歳乃至二九歳の階級に最も高く、女は一五歳乃至二五歳の階級に最も高いものであることは既に明らかなことである。この事實は所得階級の如何を問はず現はれてゐる。而して男にはこの高い年齢階級に於て人口一萬に付四〇といふ高率は何れの所得階級にも存在するのであるが、女には男の場合と違ひ人口一萬に付四〇といふ高率は最下級と下級にのみ存在するのであつて、中級及上級にはかゝる高率は存在しない。他の年齢階級について見ると、所得の相違による差別は認め難いが、上級の男の三〇歳乃至三九歳の年齢階級に於て人口一萬に付三〇以上といふ他の所得階級に比し高い死亡率を示してゐることは意外なことであつて、これは上級の觀察數の少ないことに原因するのであるか又は上級だけが示す特徴であるかは速断することを得ざる所であるが恐らく前者であらうと考へられる。

癌

癌死亡率が最下級及下級に於て女に高く、中級及上級に於て男に高いことは既に述べたる所であつて、この結果として當然なことではあるが、大體に於て最下級と下級に於て各年齢層共女に高く、中級と上級に於て男に高く現はれてゐる。男女を比較するに男は七五歳以上に於て最高死亡率を示すに反し、女は六五—六九歳に於て最も高い死亡率を示してゐる。

る。

脳出血

男が四〇歳乃至六九歳の各年齢層に於て、最下級に死亡率高く、所得の増加するに伴つて低下するの傾向は認められるが、其の他の年齢層に於ては男女共所得の相違に依る差別は認め難い。

呼吸器疾患

一般死亡率の死亡曲線同様男女共〇―四歳に高く、五―九歳に低く總ての年齢層に於ける最低の値を示し、年齢の上昇に伴つて高くなり、一五―一九歳乃至二〇―二五歳の年齢層に於て山を作り、再び低くなつて四〇―四五歳乃至四五―五〇歳を低位として再び上昇する傾向は、所得階級の總てを通じて見られる所である。男に在つては〇―三〇歳の各年齢層に於て下級が最も高く、それ以上の年齢層に在つては最下級が高く所得の増加に伴つて低いことが大體に於て認められるのであるが、女に在つては〇―三四歳の各年齢層に於て最下級に高く、高年齢層に於ては所得の相違に依る差別の存在は認められぬ。

六、所得階級別出生率

調査都市全體について、所得階級別に人口千に對する出生率を見れば次の如くである。

第六表 所得階級別出生率(人口千ニ付)

最下級	二二・四五
下級	二二・六〇
中級	一九・六九
上級	一九・一九

右に依れば、下級の二二・六〇が最も高く、之に亞ぐるのは最下級の二二・四五であつて、この兩者は僅かに〇・一五の開きしかなく、昭和十三年全國都市の二二・九四に比し何れも高い出生率を示してゐる。中級は一九・六

所得階級による死亡の變動 附、所得階級別婚姻及出生の狀況

九、上級は一九・一九であつてこの兩者にも僅かの開きしかなく、全體を通じて、所得少ない階級に高く、中以上の階級に低いことが認められる。更に之を公生と私生の二つに分けて見た場合如何なる傾向を示すかを見るに次の如くである。

第七表 所得階級別公生及私生別出生率(人口千ニ付)

所得階級	公生	私生
最下級	二二・〇八	〇・三七
下級	二二・三三	〇・二七
中級	一九・五五	〇・一四
上級	一九・二二	〇・〇七

即ち公生兒の出生率は下級に於いて最も高く人口千に付二二・三三であつて、之に亞いで、最下級、中級、上級の順位であるが、私生兒の出生率は、所得の少い階級から、多い階級へと規則正しい低下を示して居り、上級は最下級の五分の一にも満たない。

七、所得階級別有配偶女の公生兒出生率

調査都市全體に於ては、人口千人に對する公生兒出生率が下級に最も高いことは前に述べた所であるが、更に之を所得階級別に有配偶女千人に對する出生率を見れば次の如くである。

第八表 所得階級別有配偶女の公生兒出生率(有配偶女千ニ付)

最下級	一三一・四二
下級	二二三・二二
中級	一〇三・六三
上級	一〇四・三〇

右に依れば、有配偶女に對する出生率は、最下級の二二・四二が最も高く、之に亞いで下級の二二・三三、中級の二〇・三・六三等の順位で所得

の増加するに伴つて低下する傾向は見られるのであるが、上級は一〇四・三〇で中級よりは僅かに高く、最下級、下級に比すれば遂に低い。

八、所得階級別死産率

所得階級別に人口千人に對する死産の割合を示せば次の如くであつて、下級が一・三三で最も高く、之に亞いで最下級が一・二八でほぼ同じ値を示すことは出生率の場合と同様である。中級は〇・八三、上級は〇・五七で所得の多い階級ほど低い。

第九表 所得階級別死産率(人口千ニ付)

最下級	一・二八
下級	一・三三
中級	〇・八三
上級	〇・五七

更に死産を所得階級別に、出産一〇〇に對する死産割合を示せば次の如くであつて、最下級が五・七一で下級の五・八八よりは僅かに低いが、所得の増加に伴つて、中級は四・二二、上級は二・九四と低下傾向を示し、人口千に對する死産割合よりは所得の増加に伴ふより一層判然とした低下傾向を示す。

第一〇表 所得階級別死産率(出生百ニ付)

最下級	五・七一
下級	五・八八
中級	四・二二
上級	二・九四

九、所得階級別平均初婚年齢

調査都市全體について、所得階級別に夫妻の平均初婚年齢を見れば次の如くである。

第十一表 所得階級別平均初婚年齢

所得階級	夫	妻	夫妻年齢の差
最下級	二八・六八	二四・七三	三・九五
下級	二八・三二	二四・二三	四・〇九
中級	二七・七八	二三・八二	三・九六
上級	二八・三〇	二三・二〇	五・一〇

右の表について見るに、夫に在つては最下級の二八・六八歳が最も高く、之に亞いで、下級の二八・三二歳、中級の二七・七八歳の順位で所得の増加に伴つて、婚姻年齢は低くなるが上級は例外であつて下級にほぼ等しく、二八・三〇歳で中級よりは高い。妻に在つては夫の場合の様な上級が中級よりも高いといふ例外は存在せず、最下級が最も高く二四・七三歳以下下級の二四・二三歳、中級の二三・八二歳、上級の二三・二〇歳と順次低くなつて居る。最高と最低の年齢差は夫〇・九〇歳、妻一・五三歳で所得相違による婚姻年齢の高低は妻に於て大きい。

更に右の表によつて、所得の如何が夫妻年齢の差に影響あるか否かを見るに、上級が五歳強の差を示し、他の三階級が夫々四歳前後の年齢差を示すのと比較すれば一歳ほど高い。

*

*

*

*

社會生物學の見地より見たる

滿洲開拓農村

第一報 開拓農村に於ける結婚

及妊娠出産に就て

笠間 尙武

一、緒言

東亞新秩序建設がその道義的新大陸政策の據點を培養確立すると同時に日滿不可分關係の鞏化、民族協和の達成、國防力の増強、産業の振興を期し兼て農村の更生發展に資せんが爲に、滿洲開拓政策基本要綱は昭和十四年十二月閣議に於て決定せられ、今や百萬戸二十年間移住の大計畫は着々と實施されつゝある現狀である。

滿洲に於ける開拓農村は、第一次開拓團彌榮村の先遣隊が昭和七年十月三三省樺川縣永豐鎮に入植してより已に九年を経過し、第二次千振開拓團、第三次瑞穂村開拓團、第四次永安屯、哈達河の二開拓團以下最近第九次開拓團を送致し、已に妻帯者のみにも七〇〇〇を突破する現狀にして、その他集合開拓民、朝鮮同胞開拓民、青少年義勇隊を加ふると數萬餘の多數に上るもので、これ等開拓民の入植は年と共に活潑化し來りつゝあるは日滿兩國にとり悦ぶべき事である。然して此等開拓農村の成否は日滿兩

社會生物學の見地より見たる滿洲開拓農村

國の將來に及ぼす影響頗る大なるものある事を思惟する時、開拓農村の保健衛生問題は開拓事業の成果如何を左右する最も重大なる問題なれば、斯界の學徒は各方面より多面的の研究を行ひ國策に寄與するところあらん事こそ期望さるゝ事である。然るに開拓地衛生に關する調査研究業績は未だその數少く、殊に社會生物學的研究に至つては見るべきもの少きは遺憾に堪へざるものである。著者は幸ひ昨夏滿洲國へ出張し、開拓農村の一部を視察する機會を得、開拓農村の社會生物學的研究の第一歩として開拓地の母性及乳幼児の社會衛生學的調査研究をなしたるを以て、こゝにその一部を發表する事とする次第である。

二、研究資料

今回調査したる開拓團は左の七ヶ村にしてその入植年次、入植時期、入植地、出身地を併記すれば次の如くなる。

團名又は村名	入植年次	入植時期	入植地	出身地方及府縣
彌榮	第一次	昭和七年十月	三三省樺川縣	東北(六)關東(三)中部(二)
千振	第二次	昭和八年五月	同	東北(六)關東(五)中部(六)九州(三)
哈達河	第四次	昭和十年六月	東安省密山縣	全國(二五)
黑壘	第五次	昭和十一年七月	同	近畿(五)關東(五)宮城・長野
宮城	第六次	昭和十二年七月	三三省鶴立縣	宮城縣
樺林	第八次	昭和十四年二月	牡丹江省寧安縣	香川縣(栗龍村)
山市	鐵道自警村	昭和十一年四月	同	全國

調査に際しては豫め作成したる調査票を持參、開拓農村各戸を巡訪し問診により結果を記入したが、遠隔地等の調査不能のものにありては開拓團當局の好意により別の幾分簡易となせる調査票を配布、調査記入を委託

した。而してこれらによつて集められたる調査票は一〇〇〇枚を超へるものであつたが、記載不十分のものも相當數に上つてゐる。

今回こゝに第一報として報告するは、開拓農村の結婚及妊娠出産に就ての社會生物學的研究の結果であつて、研究の對象は、被調査者中有配偶者に入植前既婚のものを除きたる、夫が入植後結婚即妻が結婚の直後入植、又は入植と同時に結婚したる夫婦にして、その數は六八六夫婦に及び、これ等に就て現在年齢を見るに、その平均年齢及びその標準誤差は、夫に於ては二九・七三六±〇・一二七年となり、妻では二五・〇六九±〇・一三二年となつて居り、その各歲別年齢分布は第一表の如くにして、夫に於ては二

第一表 現在年齢度數分布

現在年齢	夫		妻	
	實數	%	實數	%
18—19年	—	—	9	1.31
19—20	—	—	16	2.33
20—21	—	—	30	4.37
21—22	1	0.14	66	9.62
22—23	4	0.58	45	6.55
23—24	11	1.60	62	9.03
24—25	27	3.93	90	13.12
25—26	41	5.97	72	10.49
26—27	55	8.01	68	9.91
27—28	56	8.16	64	9.32
28—29	49	7.14	59	8.60
29—30	61	8.89	35	5.10
30—31	70	10.20	23	3.55
31—32	104	15.16	18	2.62
32—33	74	10.78	16	2.33
33—34	48	6.99	7	1.02
34—35	36	5.24	1	0.14
35—36	20	2.91	3	0.43
36—37	11	1.60	1	0.14
37—38	9	1.31	—	—
38—39	4	0.58	—	—
39—40	2	0.29	—	—
40—41	2	0.29	—	—
41—42	1	0.14	1	0.14
合計	686	100.00	686	100.00
M ± m	29.736 ± 0.127		25.069 ± 0.130	
σ ± m	3.392 ± 0.091		3.428 ± 0.092	

五—三三歳の間が最も多く全體の八一・三四%に及び、妻に於ては二一—二八歳のもの多く全體の七六・六八%に及んでゐる。(M ± mは算術平均及びその標準誤差、σ ± mは標準偏差及びその標準誤差を示し、これは以下各表に就て同様である。)

尙これ等六八六夫婦の婚姻成立後の經過年數は、

一年未滿	三三三	四・八一%
一—二年	一〇六	一五・四五
二—三年	一二六	一八・三七
三—四年	六九	一〇・〇六
四—五年	一三〇	一八・九五
五—六年	二〇三	四四・一七
六—七年	一八	二・六二
七—八年	一	〇・一五

にして、約八〇%は已に婚姻後二年以上を經過してゐる。

三、開拓地に於ける婚姻

一、結婚年齢

調査夫婦六八六に就て結婚年齢を滿年齢各歲別に示すと第二表の如くなり、此等夫婦の大部分は初婚なるを以て、この年齢を以て又開拓地に於ける初婚年齢として見てよい。即夫に於ける平均結婚年齢及びその標準誤差は二六・〇七六±〇・一〇五年にして、妻に於ては二一・四四三±〇・一一〇年となつて居り、夫婦の年齢差は夫の方が四・六三三年だけ長じてゐる。

結婚年齢の各歲別分布を觀察してみると、夫に於ては二六歳(一八・五一%)最も多く、之に次いで二五歳(一五・七四%)、二七歳(一一・八〇%)、二四歳(一〇・三四%)、二八、二九、三〇歳の順で、以上の二二—二九歳の年齢で大部分、即八六・五八%は妻を迎へる事となつて居り、一

第二表 結婚年齢度数分布

婚姻年 齡	夫		妻	
	實 數	%	實 數	%
14—15年	—	—	1	0.14
15—16	—	—	1	0.14
16—17	—	—	12	1.74
17—18	—	—	32	4.66
18—19	—	—	49	7.14
19—20	1	0.14	88	12.82
20—21	2	0.29	88	12.82
21—22	17	2.47	109	15.88
22—23	44	6.41	80	11.66
23—24	53	7.72	78	11.37
24—25	71	10.34	53	7.72
25—26	108	15.74	41	5.97
26—27	127	18.51	21	3.06
27—28	81	11.80	17	2.47
28—29	65	9.47	3	0.43
29—30	45	6.55	2	0.29
30—31	28	4.08	7	1.02
31—32	19	2.76	1	0.14
32—33	8	1.16	1	0.14
33—34	6	0.87	—	—
34—35	3	0.43	—	—
35—36	7	1.02	1	0.14
36—37	—	—	1	0.14
37—38	1	0.14	—	—
合 計	686	100.00	686	100.00
M ± m	26.076 ± 0.105		21.443 ± 0.110	
σ ± m	2.750 ± 0.074		2.891 ± 0.078	

方妻に於ては二一歳最も多く(一五・八八%)、一九、二〇歳(共に二一・八二%)之に次ぎ、二二歳(一一・六六%)、二三歳(一一・三七%)、二四、一八、二五歳の順に少なくなり、以上一八—二五歳で結婚するものは七九・四五%となつてゐる。

第三表は最近十ヶ年の日本内地の平均初婚年齢であるが、これに開拓地の結婚年齢を比較するに、夫妻共に若き事を知り得、殊に妻に於ては夫より尙若き事を見る事が出来る。唯夫婦の年齢差が最近五、六年に於ては夫より下なるに反し、開拓農村に於ては四・六三三年と大なる開きを示してゐる。

社會生物學的見地より見たる滿洲開拓農村

第三表 最近十年間平均初婚年齢 (日本全國)

年 次	夫 年 齡	妻 年 齡	夫 妻 年 齡 差
昭和4年	27.364	23.225	4.139
5年	27.334	23.205	4.129
6年	27.294	23.248	4.046
7年	27.400	23.394	4.006
8年	27.572	23.578	3.994
9年	27.688	23.707	3.981
10年	27.758	23.809	3.949
11年	27.865	23.918	3.947
12年	28.089	24.156	3.933
13年	28.389	24.414	3.975

然して開拓地の平均結婚年齢が全國各府縣の初婚年齢に比較して如何なる地位にあるかを見んが爲に昭和十三年の全國各府縣の初婚年齢を夫妻別に大小の順に並べて記して見るに第四表の如くになり、夫に於ては岩手縣(二五・六二四年)、青森縣(二五・九六〇年)に次いで若く、妻に於ては何れの府縣より若き年齢を示し、最も若い富山縣(二二・五六八年)のそれより一年餘も若い事が見られる。この開拓地の結婚年齢の若き事は、彼等の大部分内地の農村出身者たる事に因るものと思はれるが、果して内地農村と比較して若きや否やを確かめる爲に次の試みをしてみる事とする。

第五次黒雲、第六次宮城村の二開拓團に於ては、既婚の入植夫婦に就ても結婚の年月を明かにする事を得たるを以て、これ等既婚入植夫婦の結婚年齢と夫の入植後結婚せし夫婦の結婚年齢とを比較してみると、この二村の既婚夫婦入植者は七五、夫の入植後結婚せし夫婦は一九二にし

第四表 全國各府縣初婚年齡大小順分類(昭和13年)

(1) 夫		(2) 妻	
府縣	歳	府縣	歳
愛媛	28.328	大東	25.905
分知	28.261	東京	25.612
高知	28.241	鹿兒	25.429
島根	28.141	山梨	25.398
群馬	28.077	長野	25.389
茨城	27.902	神奈	25.174
取手	27.845	群馬	25.099
栃木	27.783	京都	25.093
群馬	27.744	奈良	24.987
埼玉	27.706	兵庫	24.967
千葉	27.698	福岡	24.822
茨城	27.570	沖繩	24.789
福井	27.518	宮崎	24.755
川崎	27.441	熊本	24.736
茨城	27.406	佐賀	24.667
茨城	27.276	長崎	24.663
茨城	27.267	和歌	24.638
茨城	27.267	滋賀	24.585
茨城	27.015	岡山	24.542
茨城	27.010	埼玉	24.506
茨城	26.838	茨城	24.473
茨城	26.611	愛媛	24.427
茨城	25.960	栃木	24.384
茨城	25.624	香川	24.355
茨城	28.389		
府府	30.039	鳥取	24.343
京都	29.907	縣縣	24.318
府府	29.378	縣縣	24.203
府府	29.218	縣縣	24.172
府府	29.187	縣縣	24.085
府府	29.046	縣縣	24.071
府府	28.962	縣縣	24.042
府府	28.958	縣縣	23.981
府府	28.864	縣縣	23.955
府府	28.808	縣縣	23.927
府府	28.769	縣縣	23.898
府府	28.717	縣縣	23.719
府府	28.685	縣縣	23.684
府府	28.651	縣縣	23.647
府府	28.631	縣縣	23.647
府府	28.602	縣縣	23.579
府府	28.523	縣縣	23.524
府府	28.506	縣縣	23.485
府府	28.466	縣縣	23.291
府府	28.413	縣縣	23.200
府府	28.390	縣縣	23.195
府府	28.370	縣縣	23.102
府府	28.358	縣縣	23.028
府府	28.337	縣縣	22.568
府府		縣縣	24.414

て、前者即既婚夫婦に於ける結婚年齢は、夫二四・九五四年、妻一九・八七四年にして、後者即入植後結婚夫婦では結婚年齢は、夫二五・六一五年、妻二二・四三二年となつて居り、この關係は第五表の示す通りである。

第五表 結婚の入植の前後別の結婚年齢度數分布

年齢	夫妻	夫		妻	
		入植前結婚	入植後結婚	入植前結婚	入植後結婚
14—15年	—	—	—	1	—
15—16	—	—	—	1	—
16—17	—	—	—	8	3
17—18	2	—	—	7	12
18—19	2	—	—	10	14
19—20	2	—	1	11	26
20—21	—	—	—	15	14
21—22	4	—	10	10	39
22—23	14	—	28	6	14
23—24	6	—	29	1	17
24—25	11	—	23	2	8
25—26	6	—	26	3	8
26—27	14	—	25	—	13
27—28	4	—	13	—	11
28—29	2	—	11	—	4
29—30	2	—	10	—	2
30—31	—	—	7	—	3
31—32	3	—	4	—	2
32—33	1	—	—	—	2
33—34	—	—	1	—	—
34—35	—	—	—	—	—
35—36	1	—	3	—	—
36—37	1	—	—	—	—
37—38	—	—	1	—	—
合計		75	192	75	192
M ± m		24.954 ± 0.408	25.615 ± 0.218	19.873 ± 0.272	22.422 ± 0.253
σ ± m		3.537 ± 0.289	3.017 ± 0.154	2.359 ± 0.193	3.506 ± 0.179

今結婚の夫の入植の前後別による夫妻の結婚年齢を比較すると、夫に於ては入植の前後間に有意差はなけれど、妻に於ては明かに有意の差を見る事が出来るのである。既婚入植者と入植後結婚者とその出身地は略、同じ地方なれば、妻の結婚年齢は夫が入植後結婚したる夫婦に於て遅いといふ事が見られ、この事は興味ある事で、開拓地の婚姻年齢は必ずしも若くは無といふ事が出来ると思ふ。この現象はある一時的の事であるかもしれぬが、原因として社會經濟的要因の多分に關係するものであつて、開拓地の初期に見られる共通の現象であらうと思はれるものである。矢ヶ崎氏が富山縣農村にて調査された結果に於ても、夫二四・六一七年、妻一八・五一年の婚姻年齢を示す事よりしても開拓地の結婚年齢は若くはなく、眞の

開拓農村の結婚年齢は今後何年かの後に調べらるべきものであつて、この場合の結果は開拓農村創成時代の結婚年齢として見るべきものであると思惟する次第である。

二、結婚と入植との關係

人は經濟上の安定を得る事に依り配偶を求むるは通常的事であつて、開拓農村に於ても同様の事が見られ、團員は單獨で入植し、住居の整備、耕地の整理耕作をなし、何年かの後既婚者は内地より妻子を迎へ、未婚者は配偶を得、結婚をなすものである。

今未婚の團員が入植後何年目に結婚をなしたかを見んが爲入植後相當年月を經過したる彌榮、千振の二開拓團に就て調べて見る事とする。

本研究の資料六八六夫婦中、彌榮、千振の二開拓團四六五夫婦に於て夫婦の入植後の經過年數を各年別に調べると、第六表の如くになり、妻の入植後經過期間は夫婦の婚姻持續年數に略等しいと見てよいものである。

第六表 夫妻の入植後經過年數別度數分布

入植後經過年數	夫	妻
0—1	2	20
1—2	3	24
2—3	13	28
3—4	24	52
4—5	13	119
5—6	28	203
6—7	8	18
7—8	370	1
8—9	1	—
不明	3	—
合計	465	
M ± m	6.861 ± 0.066	3.951 ± 0.059
σ ± m	1.414 ± 0.047	1.265 ± 0.041

即、夫の入植後平均經過年齢は六・八六一年となり、妻の入植後の經過年齢は三・九五一年となり、その二者の差二・九一〇年が夫が入植して後結婚する迄の期間の平均となるので、通常約二—三年して妻を迎へるもの

如く見える。

更に各個票に就て夫の入植後結婚迄の期間を見るに、入植後一年以内で妻を迎へるもの二三名、一—二年の間で迎へるもの同一九一名、同二—三年の間で妻を迎へるもの七八名、同四—五年で妻を迎へるもの二二名、同五年以上經過して後はじめて妻を迎へるもの一名にして、調査夫婦四六五の中夫の入植年不明のものが三名ある。この關係を入植後半別に度數分布を作成してみると第七表の如くなる。

第七表 夫の入植より結婚迄の期間別度數分布

結婚の期間	度數
0—0.5	10
0.6—1.0	13
1.0—1.5	24
1.6—1.11	124
2.0—2.5	92
2.6—2.11	99
3.0—3.5	46
3.6—3.11	32
4.0—4.5	10
4.6—4.11	12
5.0—5.5	6
5.6—5.11	—
6.0—6.5	2
6.6—6.11	2
7.0—7.5	1
合計	462
M ± m	2.427 ± 0.049
σ ± m	1.043 ± 0.034

然してこれ等夫の入植の平均年齢は二四・二〇一年にして、その年齢別分布を見るに二三歳(二三・五九%)最も多く、次いで二四歳(一七・五三%)、二五歳(二三・六四%)、二六歳(一〇・六一%)、二七歳(九・九六%)、二八歳、二七歳、二八歳の順で、第八表の示す通りである。

これ等第一及第二次開拓團の拓士四六二名に於て、結婚が入植時の年齢と關係ありや否かを確めんが爲、前記二表即ち、入植より結婚迄の期間及び入植時年齢に就て、入植より結婚迄の期間は一年別、入植時年齢は二歳間隔を以て相關關係を見るに第九表の如くなり、相關係數は—0.103で殆ど無意義に近い逆の相關にして、推測さるゝが如く結婚と入植時の年齢との關係はあまり深いものではなく、即入植時の年齢が高い者程早く結婚を

第八表 夫の入植時年齢度數分布

夫入植時年齢	度 數	百 分 率
18—19	1	0.22
19—20	2	0.43
20—21	11	2.38
21—22	34	7.36
22—23	46	9.96
23—24	109	23.59
24—25	81	17.53
25—26	63	13.64
26—27	49	10.61
27—28	26	5.63
28—29	20	4.33
29—30	5	1.08
30—31	4	0.87
31—32	4	0.87
32—33	4	0.87
33—34	2	0.43
34—35	1	0.22
合 計	462	100.00
M ± m	24.201 ± 0.110	
σ ± m	2.372 ± 0.078	

なし、若い者は幾分結婚が遅れると言ふ事は出来ないものゝ如くこの二者の間に思はれるが、簡單には斷言してしまふ事は出来ない。

三、開拓農村に於ける妊娠及出産

一、不妊率

夫が入植したる後結婚入植したる妻六八六名に就て、既往に於て出産を経験したるものは五七〇名にして、これは全體の八三・〇九%に當り、一六名(一六・九一%)は未だ分娩を経験してゐない。然してこの關係を結婚後經過年數別に觀察すると、第十表の如くなり婚姻後一年以内の妻三三名に於ては二名のみ出産を経験し、同一二年では一〇六名中經産者七二名、同二三年では一二六名中一二四名、同三四年では六九名中九名、同四五年では一三〇名中一一八名、同五六年では二〇三名中一八八名、同六七年では一八名中一五名、同七八年では一名中一名が、出産を一回以上経験したる事となつて居る。然して婚姻後三年を経過しても猶未産の妻は三九名であつて、婚姻後三年以上を経過したる妻四二一名に對する割合は九・二六%にして、又婚姻後四年以上の未産婦は三〇名で婚姻

第九表 夫の入植時年齢と結婚迄の期間との關係

結婚迄の期間 入植年齢	年								合 計
	0—1	1—2	2—3	3—4	4—5	5—6	6—7	7—8	
18—19	—	—	3	—	—	—	—	—	3
20—21	4	8	20	10	2	1	—	—	44
22—23	7	42	70	25	7	4	—	—	155
24—25	4	52	62	15	7	—	3	1	144
26—27	3	30	29	7	4	—	1	1	75
28—29	3	12	7	1	1	1	—	—	25
30—31	2	3	3	—	—	—	—	—	8
32—33	2	2	2	—	—	—	—	—	6
34—35	1	—	—	—	—	—	—	—	1
合 計	26	149	196	58	21	6	4	2	462

$r + m_r(\text{相關係數} \pm \text{標準誤差}) = -0.1703 \pm 0.0452$

持續四年以上の妻三五二名に對する割合は八・五二%であり、同様に婚姻後五年以上の未産婦は一八名(八・一一%)に過ぎないのである。

更にこの經産婦五七〇名に就て第一子分娩の時期の結婚後經過年數別分布を見ると、第十一表の示す如くであつて、結婚後一年以内に第一子を出産するものは二二二名(三七・一九%)、同一二年に出産するもの二九二名(五二・二三%)、同二三年に出産するもの四四名(七・七二%)、同三四年に出産するもの一四名(四・四六%)、同四五年及五六年に出産するもの

第十表 經産未産の結婚後經過年數別分布

婚姻後經過年數	調査人	未産者	經産者	同率 %
0 — 1	33	31	2	6.06
1 — 2	106	34	72	67.92
2 — 3	126	12	114	90.48
3 — 4	69	9	60	86.96
4 — 5	130	12	118	90.77
5 — 6	203	15	188	92.61
6 — 7	18	3	15	83.33
7 — 8	1	—	1	100.00
合計	686	117	570	83.09

第十一表 初産経験時の結婚後經過年數別度數分布

婚姻後經過年數	度 數		百 分 率	
	實 數	累積度數	實 數 %	累積度數 %
0 — 1	212	212	37.19	37.19
1 — 2	292	504	51.23	88.42
2 — 3	44	548	7.72	96.14
3 — 4	14	562	4.46	98.60
4 — 5	4	566	0.70	99.30
5 — 6	4	570	0.70	100.00
合計	570		100.00	

の四名宛(〇・七〇%)であつて結婚後一—二年に出生するものが最も多

社會生物學的見地より見たる滿洲開拓農村

い。然して結婚後三年以内に出生するものは五四八名にして、これは經産婦全體に對して九六・一四%に當り、三・八六%即、一二名のみが未産であり、前出第十表の三年以上の未産婦數三九名と合計した六一名が被調査者數六八六名に就ての未産婦數となり、その割合は八・八九%に當り、結婚後四年以上の未産婦を同様にして計算すると未産婦は三八名となり、全體の五・五四%に當り、結婚後五年以上に於ては二名(三・二一%)、結婚後六年以上に於ては三名(〇・四四%)となるわけである。

著者の本調査に於ては、現在妊娠に關する調査に就て一部調査不備の點がありしを以てこゝに經産婦者を以て不妊率を論ずる事が出来ぬ事は残念であるが、前述の未産率より思惟するに、開拓地に於ける原發永久不妊率は諸家の云ふ一〇%内外より更に低く大體七—八%ではないかとしてよいと思はれる。

二、初 妊 期

結婚後初めて妊娠する迄の期間を初妊期といふが、この場合の經産婦五七〇名に就て調査するに最終月經を以て妊娠成立の日と見做して Naegale 氏の計算方法を逆算し妊娠成立の日を求むると、結婚後滿一年以内に妊娠するものは四六八名(八二・一一%)、同一—二年に妊娠するもの七一名(一二・四六%)、同一—三年で妊娠するもの一九名(三・三三%)、同一—四年で妊娠するもの七名(一二・三%)で、四年以來初めて妊娠するものは僅かに五名(〇・八七%)に過ぎなく。

この關係を婚姻後二年迄は經過月數別、二年以後は、經過年數別に示したるものが第十二表であつて經産婦五七〇名に就て見ると、婚姻後二年以内に妊娠するものは五三九名(九四・五六%)で、殆ど大部分は二年以内に妊娠が成立するのである。

第十二表 初妊期度數分布

初 妊 期 年 月 數	度 數		百 分 率	
	實 數	累 積 度 數	實 數 (%)	累 積 度 數 (%)
0 月	65	65	11.40	11.40
1	67	132	11.75	23.16
2	76	208	13.33	36.49
3	52	260	9.12	45.61
4	49	309	8.60	54.21
5	34	343	5.96	60.18
6	32	375	5.61	65.79
7	29	404	5.09	70.88
8	16	420	2.81	73.68
9	18	438	3.16	76.84
10	20	458	3.51	80.35
11	10	468	1.75	82.11
12	11	479	1.93	84.04
13	13	492	2.28	86.32
14	11	503	1.93	88.25
15	7	510	1.23	89.48
16	7	517	1.23	90.70
17	4	521	0.70	91.40
18	4	525	0.70	92.10
19	4	529	0.70	92.81
20	5	534	0.88	93.68
21	1	535	0.18	93.86
22	2	537	0.35	94.21
23	2	539	0.35	94.56
2 3 年	19	558	3.33	97.89
3 4 年	7	565	1.23	99.12
4 5 年	4	569	0.70	99.82
5 年	1	570	0.18	100.00
合 計	570		100.00	

初妊期を更に婚姻後經過月數別に見ると、結婚後二ヶ月が最も多く(三・三三%)次いで同一ヶ月(一一・七五%)結婚の當月(一一・四〇%)にして、結婚後三ヶ月以後は大體月數の經過と共に減少し、この關係は結婚後二年以後に於ても同様である。出産日より逆算し最終月經を以て妊娠成立と見做して初妊期を求めたる諸家の結果では妊娠成立は結婚の當月最も多く、爾後月數の經過と共に低下する傾向を示してゐるが、著者の結果は前述の如く異つた結果を示してゐる。然して結婚後半年以内に妊娠するものは三四三名(六〇・一八%)である。

この關係に就て既存の二、三の諸家の結果を擧げてみるに、柚木氏が滿大産婦人科外來を來訪せる渡滿と同時に結婚せる日本人婦人中經産婦八七二人に就て調査せる結果に於ては、結婚後半年以内に妊娠するもの五五九人(六四・一一%)なりとなし、内地に於ては結婚後半年以内に妊娠するもの率は、近藤氏五七・三%、柏原氏五〇・六%、洲崎氏四二・七七%、平澤

氏四六・七四%等で、近藤氏は又結婚後一ヶ月以内に妊娠するもの最も多く(二六・二%)以後月數と共に減少し一年以内で妊娠するもの七五・五%、二年以内には約九〇%は妊娠するといひ、柚木氏の結果によると結婚後一ヶ月以内に妊娠するもの更に高率であつて二三・一七%としてゐる。

これ等諸家の結果と比すに、開拓農村の初妊期は結婚後數ヶ月が最も高く爾後月數の經過と共に遞減し、結婚後半年以内に妊娠するもの率は内地より寧ろ高い様に見える。唯諸家の結果と異なる點は結婚後一ヶ月以内に妊娠するもの率が高くない事であつて、これは何に由つて來るかは簡單には斷言出來ないが、結婚は長途旅行の直後行はれる事による疲勞、或は急激なる自然的環境の變化に依つて來れる一過性の月經閉止症によるか、或は小畑、洲崎、柚木の認める若年者程初妊期の遅れる事實に起因するか、更に檢討を要する事と思はれる。

不妊症の定義及不妊率に就ては甚だ區々で未だ定説はない。ベルリン大學 G. K. F. Schulze 氏の報告する所に據れば、結婚後二年間未妊のもので其後妊娠せるものは僅かに六%のみで、九四%は不妊に終るを以て二年以上未妊のものを以て原發不妊と考へるを可として居り、篠田氏も亦結婚後二年以上未妊を原發不妊とするを適當としてゐる。然し内地婦人に就て平澤氏は結婚二年以内に妊娠するもの九〇・九七%、宮崎氏は八九・四八%、洲崎氏は同じく八四・〇九%、五年以内には九三・四四%の妊娠率なれば、これ等諸氏は五年以上未妊を以て原發不妊となすべきであるとしてゐる。然し乍ら著者の開拓農村に於ける場合は前述の如く結婚後二年以内に妊娠するもの九四・三三%に及び、同三年以内に妊娠するものは九七・六五%である故、結婚後三年迄の未産婦率は八・八九%、同四年迄の未産婦率五・五四%なる事より出産を以て妊娠を推定するに原發永久不妊率を七一・八%

とする事は先づ大過ない事と思はれる。

この原發不妊率は、從來諸家によつて報ぜられたる値、即ち Rochard (11.0%)、Spencer-Wells, Marion-Sims, Kaboth, Simpson 各 (11.10%)、Meaker (10.0%)、Mengei, Pankow, Prochownik, Ahlfeld, Tier u. Aschner 各 (9.0%)、Brunnenberg (8.8%)、秋元氏 (9.6%)、篠田氏 (10.0%) 等の値に比して遙かに低率なる事を示してゐる。

更にこの不妊率を別の方面より觀察してみると、婚姻持續期間別の無兒配偶率は、〇——五年の五年間に就て見ると四六四夫婦に就き無兒配偶数は九九なれば、その率は二一・三四±一・五六%となつてゐるが、これを既往の結果と比較すると、矢ヶ崎氏は富山縣農民に於て同棲期間〇——五年の夫婦に就て無兒配偶率二三・九五%なりとし、向井氏は同棲期間に於て金澤市民にて二九・六七%、石川縣教員にて三九・二二%とし、村上氏は三重縣農村にて、二三・八六%なりと報じ、外國に於てはベルリン市に於ては同棲期間に三七・二%なりと Boeck は報じ、Kaer は New-South-Wales に於て三五・二%といふ結果を出してゐるが、開拓地農村の二一・三四%はこれ等に比して勝るとも劣らない低い値を示して居り、原發不妊者の數の少なき事を示してゐる。

三、妊 娠 率

今原發不妊率を八%と假定し、經産婦五七〇を基礎とし之に加算し、開拓農村母性の妊娠率を求めると、第十三表の示す如くなり、結婚後一年以内に妊娠するもの七五・六一%、同二年以内に妊娠するもの八七・〇八%、同三年以内に妊娠するもの九〇・一五%、同四年以内に妊娠するもの九一・二八、爾後妊娠するものは全體の1%にも及ばない。結婚後各年度に於ける妊娠率を他の諸家の結果と比較してみると、篠田、近藤二氏の内地

社會生物學的見地より見たる滿洲開拓農村

第十三表 婚姻後經過年數別各年度の妊娠率(永久不妊率 8%とす)

妊娠せるもの 570 } 619人
妊娠せざるもの 49 }

婚 姻 後 經 過 年 數	各 年 度 の 観 察 數	各 年 度 内 に 妊 娠 した 各 年 度 の 妊 娠 數	各 年 度 の 妊 娠 率	經 妊 者 累 積	各 年 度 未 に 妊 娠 した 各 年 度 の 妊 娠 數	各 年 度 末 の 未 妊 者 率	各 年 度 以 後 妊 娠 した 各 年 度 の 妊 娠 數	各 年 度 以 後 妊 娠 率
0 — 1	619	468	75.61%	75.61%	151	24.39%	102	67.55%
1 — 2	151	71	47.02	87.08	80	12.92	31	38.75
2 — 3	80	19	23.75	90.15	61	9.85	12	19.67
3 — 4	61	7	11.48	91.28	54	8.72	5	9.26
4 — 5	54	4	7.41	91.92	50	8.08	1	2.00
5 — 6	50	1	2.00	92.08	49	7.92	—	—

婦人に於ける成績及柚木氏の満大産婦人科外來訪者中渡滿と同時に結婚

せる婦人の妊娠率に比べて、著者の開拓農村母性の方が高く、二者の成績では結婚後三年以内に八四——八六%妊娠するに對して九一%も妊娠し、又結婚後五年以内に八七——八八%妊娠するに對して九三%も妊娠してゐる事を見られ、各年度以後の妊娠率も内地婦人の夫れに比して遜色なきのみならず、遙かに高き事を知る事が出来るのである。

四、出産回数

被調査者六八六名に就て経産の有無を見るに、経産者五七〇名、未産者一一六名なる事は已述せし事であるが、経産者五七〇名を経産回数別に見ると、一回経産婦二三四名、二回経産婦二〇七名、三回経産婦一一六名、四回経産婦一二名となつて居り、この關係を婚姻後經過年數別に見ると第

第十四表 経産者の結婚後經過年數別出産回数

婚姻後經過年數	調査人員	出 産 回 數					経産者合計
		0	1	2	3	4	
0-1	33	31	2	—	—	—	2
1-2	106	34	72	—	—	—	72
2-3	126	12	83	31	—	—	114
3-4	69	9	26	34	—	—	60
4-5	130	12	22	69	27	—	118
5-6	203	15	27	70	80	11*	188
6-7	18	3	3	2	9	1*	15
7-8	1	—	—	1	—	—	1
合計	686	116	235	207	116	12	570

*に各一回宛の複産あり。

十四表の示す如くになつてゐる。

然して各年度調査人員總數に對する一人當りの出生兒數は第十五表の示す如くなり、これと人口問題研究所の出産力調査の結果たる内地人全體及その内の農業者の婚姻持續期間別の出生兒數及未發表ではあるが著者等が本調査と同時に進行し滿洲人農民の出産力調査の結果と比較するに、本調査の調査例數はあまり多くなく、一概には斷定はし難いが、最初の五年間では劣らない、寧ろよい値を示し、滿洲人農民よりは優れた値を示してゐる。即最初の一年は初妊期に就て述べたるが如き理由によるか開拓農村で

第十五表 婚姻後經過年數別出産兒數

婚姻後經過年數	調査人員	出産兒合計	一人當り出産兒數	同(人口問題研究所)		同(西野)滿洲人民
				内地人	農業者	
0-1	33	2	0.06	0.2	0.1	0.2
1-2	106	72	0.68	0.6	0.6	0.6
2-3	126	145	1.15	0.8	0.8	0.8
3-4	69	94	1.36	1.2	1.2	1.2
4-5	130	242	1.86	1.4	1.5	1.3
5-6	203	452	2.22	1.8	1.8	1.5
6-7	18	38	2.11	2.0	2.2	1.7
7-8	1	2	2.00	2.3	2.5	2.0

は他の二者よりも少いが、結婚後二——三年で已に一人を越えるに對し、他の二者では一人に達するのは同三——四年であり、一人當り二人の兒を擧げるに開拓農村では結婚後五——六年かゝるに對し、内地農民では一年遅れ同六——七年、滿洲人農民では七年の後である事を見ることが出来る。然し以上述べたる事を以て滿洲開拓農村に於ける出産力は高いと斷定

する事は早計であつて、未だ結婚後日淺く今後の妊孕力に變化あるやもしれず、前項に述べし如く妊娠率が第一子に於て高いとはいへ、更に第二子、第三子の妊娠率に緊密なる關係があつて、以上は入植後五年迄の實狀を示すもので、今後如何に變化するか興味ある事である。

四、總括

著者は昨夏滿洲國に出張し滿洲開拓農村の社會衛生學的研究的の第一歩として開拓農村の母性及乳幼児に就て調査研究をなしたが、今回その第一報として開拓農村に於ける結婚並びに妊娠出産に就て觀察したる結果は已述の通りである。之を總括すると、

一、調査せる夫婦中夫が渡滿入植したる後、妻が結婚したる夫婦は六八六夫婦で、それ等夫婦の調査時の現在年齢は夫二九・七三六年、妻二五・〇六九年であつて、夫婦間の婚姻の持續期間は大部分二年以上を経過してゐる。

二、それ等六八六夫婦に就て結婚年齢を見ると夫二六・〇七六年、妻二一・四四三年で、夫婦の結婚時の年齢差は四・六三三年であつて、これは最近十年間の日本内地の結婚年齢より若く、夫婦の年齢差は日本内地のそれより大である。

三、夫婦の結婚年齢を昭和十三年の日本内地各府縣の結婚年齢に比較すると夫婦共に若い年齢を示してゐるが、これは大部分農村出身者なる事によつて來るものと思はれる。然し出身地を大體同じとすると思はれる同一開拓團の既婚入植者の結婚年齢と比較すると、夫では變化ないが、妻は明かに有意の差が見られ、入植後結婚したるものの方が結婚年齢が遅い事を見る事が出来る。

四、入植と結婚との關係を入植、古き彌榮、千振の二開拓團四六五夫婦

に就て見るに、夫は已に入植後六・八六一年經ち、妻は三・九五一年を経過してゐて、その差が夫が入植して結婚する迄の期間となるが、別に各個票に就てその結婚迄の期間を見ると二・四二七年となり、又夫の入植時の年齢は平均二四・二〇一年である。然して夫の入植時の年齢と入植後結婚迄の期間との間には關係が深いとは言ひ得ず、大體生活の安定と同時に妻を迎へる様に思はれる。

五、開拓農村の妊娠出産も相當良好で經産婦に就てみるに九八%餘は三年内に初産を経験し、婚姻後四年以上の未産婦は全體の四・九六%に過ぎない。無兒配偶率も婚姻後〇—五年のもので二二・三四%にして他の諸家の値より低き事よりしても、不妊率も内地婦人の一〇%内外の値より更に低率ではないかと思はれる。

六、經産婦五七〇名に就て初産期を見ると諸家の内地婦人と遜色なき値を示し、唯異るのは諸家の結婚の當月最も高しとするに反し、結婚後二月目が最も高しといふ結果となつてゐる。

七、妊娠率を、不妊率八%とし經産者五七〇名を基礎とし、計算すると諸家の結果より高き値を示してゐる。

八、出産回數を婚姻持續期間別に見ると内地農民と勝るとも劣らぬ値を示し、著者の滿洲農民より高き値をとつてゐる。

の如くなるが、一見して開拓農村に於ける妊娠及出産は良好の如く見えるが、これは開拓事業の第一歩を踏み出したる滿洲開拓農村の初期の實狀を示すものであつて、これを以て滿洲開拓農村建設事業の將來を云々する事は出來ず、殊に出産力に就ては第二子の妊娠率に影響するところ大であつて、尙今後繼續的の觀察が期望されるものである。

ナチス民族人口政策摘要(一)

本 多 龍 雄

目 次

- 其の一 所謂アリアン立法、特にユダヤ人排斥
- 其の二 國民優生政策、民族逆淘汰への排戦
- 其の三 母子保護政策、特にナチス國民厚生團の活動(以上前號)
- 其の四 婚姻及び出産獎勵政策
- 其の五 多子家族保護政策
- 其の六 家族手當制度(以上本號)
- 其の七 稅制改革、特に所得稅法の改正
- 其の八 獨逸農民層創出政策
- 其の九 大都市疎開と小ジードルンクの助成

其の四 婚姻及び出産獎勵政策

人口増殖政策の最も本格的なるものが婚姻、特に出産の助成にあるは事新しく説くまでもない當然の話だが、晩婚と出産の制限とを餘儀なくする現下の社會生活の實情は婚姻及び出産の獎勵助成に種々の方策を講ずる必要をいよゝ痛感せしめるといへよう。その點ナチスの婚姻貸付金制度はこの種婚姻及び出産助成の一方式として諸國に先鞭をつけたもので、ナチス人口政策中最も著名なものであるばかりでなく又最も成功せるものの一に算ふべきものである。その具體的方法の如何は國情により一概に論じ難いが、婚姻當事者が結婚費用の支辨に難澁する場合の多い現在その趣旨は確かに當を得たものといつてよいかと思ふ。

一、『婚姻助成法』、或は婚姻貸付金制度

婚姻貸付金制度 *Ehesstandsdarlehen* は一九三三年六月一日公布を見た『失業緩和法』の第五章(「婚姻の助成」*Förderung der Eheschließung*)により制定され、同年八月一日より實施されたものであるが、右の事情にも明らかなる如く、婚姻の助成は當時六百萬(非登録者を加へると七百萬)を算した大失業者群減少策の一部として職場の婦人を家庭に還すことをその一面の理由として行はれたもので、その後ナチスの經濟政策が失業緩和に成功し、一九三六年には失業者數約百萬、之は殆んど勞働不能人口と轉業等による一時的失業者人口と見てよく、事實この年を以て失業救濟策は勞務動員策へ一轉するの盛況を見るに到つたが、婚姻助成法も亦之に伴ひ失業緩和策の一環たる役割を揚棄して純粹の人口政策的立法として獨立するに到つたといつてもよく、三七年の婚姻助成法中第三次改正法律の一部改正規定は妻の職場放棄の強制的性質を緩和することによつて従來の失業緩和策たる性質を清算したものと云へよう。三次の改正法律及び前後七回に互る施行令による度々の補足と改正に互り本制度の概要を摘要すれば概ね以下の如くである。

資格及必須條件 本制度は右の如く失業緩和策の一部を兼ねる立て前から本貸付金の交付を受ける爲には妻たるべき者が過去に於て一定期間被雇傭關係に在りたる者たるを要し、且つ結婚後の妻は右被雇傭關係を放棄することを必須條件としてゐたが、三七年の第三次改正法律は右妻の職場放棄の條件の強制的性質を緩和するに到つた。但し妻たるべき者は過去に於て一定期間被雇傭關係にあつた者でなければならぬといふ規定は一貫して本貸付金交付の爲の前提として堅持されてゐるので、我々は之を以て本貸付金の交付を受ける爲の夫婦の資格要件と見ることができよう。所得又

は財産關係の規定がないので、言はゞ之によつて資格者の範圍を大きく限定してゐるわけである。

右資格及び必須條件規定の變遷の跡を見ると、三三年六月一日公布の最初の法律では「妻タルベキ者ハ一九三一年六月一日ヨリ一九三三年五月三十一日マデノ期間内ニ於テ少クトモ六ヶ月間國內ニ於テ被雇關係ニ在リタル者」(但し「目上ノ親族ノ家事又ハ事業ニ於ケル從業ハ」)右の「意味ニ於ケル被雇關係ニ該當セザルモノトス」となつてをり、また妻たるべき者は遅くとも結婚と同時にその被雇關係を放棄し且つ夫の月收一二五マルクを超ゆる限り(三四年三月二八日公布の改正法律によれば失業手當交付規則所定の意味に於ける要救護者に非ざる限り)而して貸付金の完済せらるゝに到らざる限り再び被雇關係者としての活動を爲さざることを要する旨明記されてゐる。

その後なほ本制度實施に先立つて公布されてゐる數次の本貸付金交付に關する施行令は右規定に更に種々の補足を行つてをり、第二次施行令(三三年七月二十六日公布)は右最少六ヶ月の被雇關係の存立すべき期間を更に過去に遡つて一九二八年六月一日以降に擴張せる外、また一九三二年六月一日より一九三三年六月三日迄の間に結婚せる最近の既婚者に對してもその妻が現在少くとも六ヶ月に互る被雇關係にある場合はその職場の放棄を條件として貸付金を交付する旨規定してゐる。更に第三次施行令(三三年八月三日公布)は右既婚者の場合の最少六ヶ月被雇關係規定を未婚者の場合と同様一九二八年六月一日より三三年五月三十一日までの期間内に存在すればよい旨改正してゐる。又同じく右第三次施行令は目上の親族の家事若くは事業に従業せる者の場合にあつても若しこの被雇關係の放棄によりその代りとして他人が雇備されることとなつた場合は同じく本貸付金の交付を受け得ることとせらるゝに到つた。

以上が本制度實施當時の該當者資格要件であるが、三三年十二月二日公布の第四次施行令は右第二次及び第三次施行令による擴張規定を(親族の家事及び事業從業者に關する規定を除き)一括廢棄するに到つてゐる。即ち最初の法律所定の形に還つたわけである。

が一九三五年一月二十四日公布の第二次改正法律は妻たるべき者の被雇期間を九ヶ月に改正すると共に右要被雇關係の過去に於て存立すべき期間に關する規定についても亦從來の何年何月何日より云々といふ限定法を廢止して之を一般化し、「妻タルベキ者ハ申請ニ先立ツ過去二ケ年中少クトモ九ヶ月間國內ニ於テ被雇關係ニ在リタル者」と改正してゐる。從前の規定に於ては該當資格者の範圍は年と共に減少してゆくわけであるから、右規定の一般化はナチス政府當局が本制度を今後も永く施行してゆくの決心を固めたことを意味すると解釋することもできよう。一九三七年十一月三日公布(同年十月一日發效)の第三次改正法律も右規定をそのまま踏襲して現在に及んでゐる。たゞ右第三次改正法律は前述の如く勞働市場改善の實情に伴ひ妻の被雇關係放棄義務の緩和を行ひ、貸付金の返済率(毎月最初の元金の百分の一)を(百分の三)に高めるならば妻は續いて被雇關係を持續し若くは貸付金完済前に再び被雇關係に入ることを許さるゝに到つた。

禁止條件 一九三三年六月二十日公布の(第一次)施行令の明記する申請拒否の諸條件は次の如くである。(申請者が獨逸國民たるべきことは法文中に明記あり)。

- (イ) 夫婦ノ一方公民タルノ名譽權ヲ有タザルトキ
- (ロ) 夫婦ノ一方ソノ政治的志向ヨリ見テ常ニ遲退ナク民族的國家ニ奉仕スル者ト認メ難キトキ

(ハ) 夫婦ノ一方遺傳的ナル精神的若クハ身體的疾患ヲ有シソノ婚姻ハ民族共同體ノ利益ニ反スト思考セラルトキ

(ニ) 夫婦ノ一方又ハ雙方ノ前歴若クハ世評ガ當該夫婦ノ貸付金返済義務ノ履行ヲ期待セシメ難キトキ

更に第二次施行令は次の一項を加へてゐる。

(ホ) 夫婦ノ一方申請時ニ傳染病若クハソノ他ノ生命ヲ危殆ナラシムル疾患ニ患レルトキ

尙、第三次施行令は敍上の諸要件の凡ての充足されざる場合に於ても本貸付金の交付により失業緩和法の目的が達せられ且つその貸付金が所定の財源より支辨し得る限り例外的に之を許可し得る権限を大藏大臣に與へてゐる。

貸付金額と貸付方法 貸付金額は最高一、千マルク、實際の貸付額は當人の身分と各地方の慣行に従ひ新世帯の整備に要する費用とを斟酌の上、一、百マルクを單位とする適當の金額に決定せられる。(實施成績より見ると平均概ね六百マルク程度)。

右貸付金は現金を以てせず**需要充足券** Bedarfdeckungsschein 即ち一種の購買證券を以て交付せられる。本貸付金の需要充足券は本券收受の許可ある特定の店舗に於て家具、被服、下着類の外、世帯の整備に必要な物品を購入する爲にのみ使用せらるゝものであるが、第七次施行令(三十七年三月十日公布)は之を獨逸婦人事業協會の經營する獨逸國母の學校の授業料として使用することを許す旨追加してゐる。本券の發行單位は初め一〇及び一〇〇マルクであつたが、第四次施行令(三十二年十二月三日公布)は之を一〇、二〇、五〇及び一〇〇マルクの四種類に改正してゐる。現金による釣り銭は一マルク以内。本券の使用に當つては裏面所定の個所に住所姓名を記入するを要し、之を

收受せる店舗も亦裏面所定の個所に右の者に對し表記價格の所定の物品を販賣せる旨證明して之を所管稅務局金庫に持參し現金に引換へ得ることになつてゐる。本券は之を他人に讓渡することを得ず又貸付金受領者に於ても店舗に於ても抵當として差し押へらるゝことがない。

尙、本貸付金は夫に對して交付されるものであるが、夫婦財産を別にして生活する旨報告せる者の場合に於ては、雙方に對し半額づゝ與へられることとなる。

貸付金の性質及び返済規定 本貸付金は無利子であり、返済率は毎月最初の貸付總額の百分の一、但し第三次改正法律の改正規定により妻が結婚後も引續いて被雇關係にあり若くは貸付金完済前に再び被雇關係に入る場合は百分の三(但し妻の労働日が月の半數に満たざる場合及び大藏大臣の特に許可する場合を除く)。返済義務は貸付金供與後に來る四半年季と共に初まり、夫の雇主をしてその賃金若くは俸給支拂の際之を留保して別納せしむるを原則とす。即ち其の徴收法は源泉課稅たる勞賃稅と同じわけである。尙、夫婦は一體として返済の義務を負ふ。

返済免除及び猶豫規定 本貸付金は一出、生毎に最初の貸付總額の百分の二十五、宛返済義務を免除せられ、且つ申請により右出生後一ケ年間毎月の返済義務を猶豫せられる。即ち婚姻助成に兼ねて又出産獎勵策たる意義を有つ所以であるが、この重要規定は法律の本文中にはなく最初の施行令に於て明記されてゐるものである。尙ブルグドルファアは右返済義務猶豫期間を二ケ年とすべしとの意見を公表してゐるが、未だ實現を見ないようである。

農村人口に對する恩典 一九三八年七月七日公布の『農村人口助成令』 Verordnung zur Förderung der Landbevölkerung は本貸付金に關しても農

村居住者に對する特別の恩典規定を制定するに到つたが、之により少くとも夫婦の一方が婚姻に先立つ最少五ヶ年中断することなしに農業者、林業者若しくは農村手工業者であつた場合には貸付金の返済義務は申請により最大十ヶ年に限り無利子で猶豫されることとなり、且つ右十ヶ年の返済猶豫期間中夫婦の一方が中断することなしに農、林業若しくは農村手工業に従事せる場合には貸付金全額（本令發效前に交付されたる貸付金に就てはその未返済額）の返済義務そのものも亦免除されることとなつてゐる。（勞働奉仕若しくは兵役義務により發生したる中断、その他病氣若しくは營業不能による一時的中断は差し支へない。）

申請の提起、検討及び決定その他 本貸付金交付に對する申請は戶籍役場へ婚姻豫約の届出の後婚姻に先立つてなすことを得、貸付金の供與は婚姻の後初めて行はれる。申請は夫の居住地の市町村に對して行はれ、市町村はその適否を検討の上、拒否の場合は理由を明示することなしに却下、認許の場合は更に貸付金額を決定の上申請を當該夫婦の將來居住する地方の所管稅務局に回付、稅務局その最後の決定をなし所定の決定證によりその旨申請者に通告する。申請者は右決定證並に婚姻證明その他所要の書類と引換へに稅務局金庫より貸付金の供與を受けることとなる。

本法所定の被雇關係については雇傭者の證明を必要とし、申請の眞偽につき疑義ある場合は疾病金庫の證明書を提出せしめる。又被雇關係の放棄については妻たるべき者が申請時に既に被雇傭者たることを認め居る場合は申請用紙所定の個所にその旨記入せらるゝ證言を以て足り、申請時に猶ほ被雇關係を放棄し居らざりし者に於ては貸付金供與に際し既に右關係を放棄せる旨の最後の雇傭主の證明書を提出せしめる。

財源 本制度施行に所要の費用は最初は「婚姻助成稅」Eheschaftsteuere

ナチス民族人口政策摘要

なる新獨身稅（後説）によつて賄はれたが、第二次改正法律（三十五年一月二日）は之を廢止、前年の所得稅法改正に伴ひ所得稅收入の一部より之を支辨することとし、一九三五年一月以降所得稅收入中より毎月千二百五十萬マルク（即ち年一億五千萬マルクとなる）が本制度施行の爲の國庫特別財源に繰入れらるゝこととなつた。その後多子家族への兒童扶助金制度（後説）の制定せらるゝに及び右國庫特別財源は一九三八年四月一日公布の『失業緩和法中改正法律』に依り新たに「婚姻貸付金及び兒童扶助金の爲の國庫特別財源」と改稱せられ、一九三七會計年度以降所得稅の國庫收入分より毎年二億マルクを之に繰入るゝ旨規定された。が翌三九年八月一日公布の『婚姻貸付金及び兒童扶助金の爲の國庫特別財源繰入高引上げの爲の法律』は右繰入高を一九三九年會計年度以降毎年二億五千萬マルクとなす旨改正してゐる。尤も右金額の全額が一年度の實豫算額となるわけではなく、又右財源中より時には住宅助成等に流用せらるゝ例がある反面、婚姻貸付金の返済額は現在本財源に繰り込まれることになつてゐる。又兒童扶助金制度施行費の一部は全國失業保險局の掛金より支辨されてゐるものであるが（年二億七千萬マルク、後説）、右兩財源の合算額を以てナチス人口政策中の一大制度の所要經費の大略の目やすと爲すことができようかと思ふ。

實施成績 本制度の實施成績につき獨逸統計局の公表になる主要數字を掲ぐれば以下の如くである。

	貸付件數		免除件數	
	舊領域内	現領域内(1)	舊領域内	現領域内(1)
一九三三年	一四一、五五九	—	一三六、〇	—
(八月—十二月)	—	—	—	—
一九三四年	二二四、六一九	—	二一九、九六一	—
一九三五年	一五六、八三三	—	一五五、〇六九	—

一九三六年	一七二、四六〇	一八六、六九四	—
一九三七年	一八三、五六六	—	二二二、五三三
一九三八年	二四三、六六一	二五七、二六二	二七二、四九八
一九三九年	二七〇、九一九	三二〇、五九九	三二八、八四八
一九四〇年	二二二、六六四	二四九、七六二	三四二、四四〇
			三六七、〇一九

計 一、六二四、二九〇 一、六九五、六三九 一、六四一、六五三 一、六八〇、九三九
 (1) ポヘミア及モラビア兩保護領、オイベン・マルメチ及び新附の東部地方を除く。

全婚姻及出生に對し貸付結婚の占むる割合(一九四〇年)

全 國(1)	貸付結婚	貸付結婚の出生
舊領域内	三四・二%	一一・三%
舊嶺域内	三六・二%	一四・四%
舊嶺域内	二五・五%	一一・〇%
ズデーテン獨逸地方	二〇・四%	七・四%
メーメル地方	二八・七%	八・一%
舊ダンチヒ自由市	一六・八%	七・一%

全婚姻に對する貸付結婚の割合(舊領域内)

婚姻百に付婚
 資貸付件數

一九三九年	三五・一
一九三八年	三七・八
一九三七年	二九・七
一九三六年	二八・一
一九三五年	二四・一
一九三四年	三〇・七
一九三三年	二二・二

又、本制度實施後より一九三五年末までの婚姻對出生(死産を含む)の割合を所謂貸付結婚と然らざるものとに分ちて比較せるものは次の如し。

貸付結婚 婚姻一〇〇に付 出生五九(指數一〇〇)
 然らざるもの // 四〇(// 六八)

二、伯林市の名譽名親制度

多産獎勵方策の一つとして異色ある者は一九三四年の制定になる伯林市の名譽名親制度 *Ehnenpatenschaft* で、之は世界的寡産都市として惡名高い同市の考案になるものとして且つ特に其の制度規定に面白いものがある。即ち本制度は道德的にも人種的にも異議のない家族で既に二人の子を有ち、更に第三又は第四子を生もうと欲する場合その旨之を申請せしめ、出願後二ケ年以内(但し法定最少妊孕期間以上)に之を生みたる時その子に對し扶助金を交付するといふ仕組で、扶助金額は出生後の第一年は毎月三〇マルク、第二年目より第十四年目までは毎月二〇マルクである。専ら經濟的理由からくる産兒制限への一対策として興味あるものといへよう。本扶助金は該當家族が伯林市を去りたる後にも引續き給付されるもので、その點都市疎開政策と歩調を合せてゐるわけであり、他而本制度の恩惠享受の爲に同市に來る者を防止する爲の規約もある。尙、本扶助金は他の扶助金とは全く無關係に併給されるもので、且つその給付に當つては制度の名の示す如く特に儀式的な給付方法が行はれるといふ。(其の後シュツトガルト市も亦ベルリン市の制度に倣つてゐる)。

伯林市に於ける本制度の實施成績を見ると、一九三四年四月一日より翌三五年六月三十日までの出願件數二、一八一(内、第三子分一、七五一即ち八〇%、第四子分三九〇即ち四〇%)、他の四〇件は反則の出願、右の内採擇されたるもの四四八件、審理中八一〇件、却下九二三件、却下理由中の四分の一は遺傳學的見地より助成し難きもので占めてゐる。

三、新離婚法の制定

一九二八年七月六日に公布を見た『婚姻法』 Gesetz zur Vereinheitlichung des Rechts der Eheschließung u. der Ehescheidung im Lande Österreich u. im übrigen Reichsgebiet od. Ehegesetz 中特に離婚法に關する新规定も亦一種の婚姻、特に出産助成策の一部としてナチス人口政策中特に異色あるものとしてよい。本法は婚姻を當事者個人間の利益契約關係として取扱つてゐた舊來の自由主義的立法精神を新しき國民社會主義的婚姻觀を以て置き換へたと稱せられるもので、民族協同體の根基たる婚姻とまた家庭とをその本來の本質に相應しい生活共同體として取扱ふことを目的としたものである。婚姻の國民社會主義的本質に相應しい生活共同體とは碎いて言へば結局出産奉公の一事に歸着するわけで、新離婚法とはかゝる婚姻の本質に副はざるに到つた夫婦を、舊民法典の規定するが如き姦通その他の犯罪的理由を伴ふことなしにも、單にそれだけの理由を以て離婚し得ることにしたもので、それが新しい幸福な婚姻生活に新しい出産奉公の途を拓かせようとするものであるはいふ迄もない。新離婚法はその立法の根本精神に於いて Verschuldungsgedanken から、 Zerrüttungsgedanken に移行したと稱せらるゝ所以であるが、併し舊民法典所定の種々の離婚理由も概ね續いて採用されて居り、第四十七條には姦通を、第四十八條には生殖の拒否(新離婚法により獨立の理由として明示)を、第四十九條には其他の重大なる過失或は不名譽又は非道德的なる行爲を離婚理由として擧げて居り、その他の理由としては更に第五十條に精神的障害に基く擧動を、第五十一條に精神病を、第五十二條に傳染病若は思ふ可き疾患を、第五十三條に不妊症を擧げてゐるが、更に之らの理由と並んで新規に第五十五條として「婚姻關係ノ深刻ニシテ匡救シ難キ破滅ノ結果」 infolge einer tiefgreifenden unheilbaren Zerrüttung des ehelichen Verhältnisses 同棲生活の解體せる場合を離婚理由として掲ぐ

るに到つたもので、言はゞ舊來の過失理由その他と新しい離婚理由との二本立ての立て前をとつてゐるといへよう。所謂第五十五條の法文を掲ぐれば次の如くで、

第五十五條 同棲生活ノ解體

(一) 夫婦ノ同棲生活ガ三ケ年以上停止セラレ且ツ婚姻關係ノ深刻ニシテ匡救シ難キ破滅ノ結果婚姻ノ本質ニ相應セル共同生活ノ期待シ難キトキ、夫婦ノ一方ハ離婚ヲ望ムコトヲ得

(二) 離婚ヲ望ム配偶者ガ家庭生活ノ破滅ノ全部的若ハ主ナル責任者ナルトキハ他ノ配偶者ハ離婚ヲ拒否スルコトヲ得。但シ婚姻ノ本質竝ニ兩配偶者ノ全舉動ノ正當ナル評價ニヨリ婚姻ノ持續ヲ道德上正當視シ得ザルトキハ離婚ノ拒否ハ無効トス

考へ得べき凡ゆる事情に用意した廻りくどい法律文的表現であるが、既に價値のない婚姻を成る可く離婚させようとする趣旨であるはいふ迄もない。尙、本法制定に先立ちその審議に當つた委員會は人倫上又は國家の爲に必要なりと認められる場合は當事者の意志如何に拘らず檢事の上告により離婚せしむることを得るよう建議してゐるが、この建議のみは採用されるに到らなかつたといふ。とはいへ新離婚法制定の精神の一端を察するに足らうと思ふ。

尙、本法が奥太利及び其他の地方の婚姻及び離婚法統一の爲の法律と稱される所以は教義上正式に離婚を許されない舊奥太利に於けるカトリック教徒間の錯雜せる婚姻關係を清算する爲の諸法規を含んでゐるからで、(その詳細については本誌第一卷第九號彙報欄所載ナチスの新離婚法と一九二八年の離婚統計参照)、本法により非合法的な多數の事實婚の殆んど凡ては正式の法律婚として認容されるに到つた。特殊事情にある右舊奥太

利その他その後の新領土の分を除き舊領土内に於ける本法施行の實績を一
九三九年度の離婚統計に見ると次の如くで、

離婚總數 六一、七八九件

内、第五十五條に依るものを除く件數 四八、四三六件(内七件は外
國法に依る)

特に第五十五條に依るもの 一三、三三三件(二一・六%)

即ち第五十五條に依る離婚件數は總離婚件數の五分の一を超えてゐる。

右第五十五條に依る離婚の内、夫の側からの申請によるものは其の七七%、
妻の側からのものは一九・二%、双方よりのもの三・九%。夫の側からの申
請が多いのは離婚後の生活保障がより確實であるからであると獨逸統計局
は解釋してゐる。

又、第五十五條に依る離婚中全然有罪宣告を伴はざるものは五、九二九
件で其の四四・四%に當つてゐる。

新離婚法の實施(三八年八月一日以降)後に見る離婚率の増加が殆んど右第五十五條に
依る離婚の爲であることは次表に見る如くで、三八年度も三九年度も特に
第五十五條による離婚を差引いてみると其の離婚率は決して高くなく三
四—三六年度に較べると却つて低い位である。

累年離婚數及離婚率(舊領域内)

年次	夫婦數	離婚數	夫婦數千に對し離婚	
			總計	内第五十五條によるもの
一九三二年	一四、一九八 <small>千</small>	四二、二〇二	二九・七	—
一九三三年	一四、三一七	四二、四八五	二九・七	—
一九三四年	一四、七一九	五四、四〇二	三七・〇	—
一九三五年	一五、〇三八	四九、七八五	三三・一	—
一九三五年	一五、二一九	五〇、二五九	三三・〇	—

一九三六年 一五、四六三 五〇、三三七 三二・六
一九三七年 一五、六九四 四六、七八九 二九・八
一九三八年 一五、九三六 四九、四九七 三二・一
一九三九年 一六、一二三 六一、七八九 三八・三 八・三

又、婚姻持續期間別の集計は次表の如くで一九三三年以前に結婚せる夫
婦(即ち婚姻持續期間七年以上のもの)の三九年度離婚率は第五十五條に依
る離婚を差引いてみると僅小の例外を除き殆んど前三八年度の同様第五
十五條に依るものを差引ける離婚率に等しい。右事實は三九年度の對前年離
婚増が第五十五條の適用によるものであることを更に明らかにするのみな
らず、又新離婚法の效用を間接に實證するものともいつてよ。

婚姻持續期間別離婚率(夫婦一萬に付)(一九三三—三九年度比較)

婚姻持續期間	一九三九年		一九三八年		一九三七年	
	總計	内第五十五條	總計	内第五十五條	總計	内第五十五條
〇年	三・五 ⁽¹⁾	—	三・一 ⁽¹⁾	—	三・一 ⁽¹⁾	—
一—二年	二九・八	—	二八・二	—	二七・七	—
二—三年	五〇・三	—	四七・三	—	五四・一	—
三—四年	五六・九	〇・五	五八・六	〇・二	六〇・七	—
四—五年	六三・〇	三・一	六一・九	〇・七	六三・二	—
五—六年	六四・四	四・二	六〇・九	〇・八	六三・七	—
六—七年	六二・四	四・四	六四・五	一・一	五九・八	—
七—八年	六四・一	六・三	五八・五	一・三	五〇・九	—
八—九年	五九・二	七・一	四九・八	一・一	五〇・四	—
九—十年	五四・九	七・三	四九・四	一・四	四六・二	—
一〇—十一年	五一・二	六・九	四五・五	一・四	四三・四	—
一一年—十二年	四七・九	七・五	四一・四	一・一	四一・一	—
一十二年—十三年	四四・三	八・一	三八・六	一・九	三七・八	—
一十三年—一十四年	四三・〇	九・六	三四・六	一・六	三五・四	—

一四年	四二・三	九・六	三三・一	一・八	三一・八
一五年	四〇・七	一〇・九	三三・四	二・一	二七・五
一六年	三九・九	一一・五	二七・八	一・六	二五・九
一七年	三六・五	一〇・八	二五・八	一・五	二三・二
一八年	三五・〇	一一・三	二四・〇	一・六	二二・一
一九年	三一・九	一一・一	二三・一	一・七	二五・五
二〇年以上	二三・〇	一二・七	一〇・六	一・五	九・〇

(1) 該當年の婚姻一萬に付

又、第五十五條に依り離婚せる夫婦の婚姻持續期間並に妻の年齢別集計は次の如くで、半數(五〇・三%)は婚姻持續期間二十年以上のものであり、又その五分の三(五九・五%)は妻の年齢四十五歳以上のものになつてゐる。特に後の數字は新離婚法の實際的效果を期待せしむるに充分でないが、併し男の方にはなほ再婚による出産報國を期待し得ると獨逸統計局は説明してゐる。

第五十五條に依る離婚の妻の年齢別集計(舊領土内) 一九三九年

妻の年齢 (三十九年々) (首現在)	婚姻持續期間(年)		計	百分比
	三一九	一〇一—一九		
二五歳未滿	九三	—	九三	〇・七
二五—三〇歳	四六七	六五	五三二	四・〇
三〇—三五歳	五〇九	四八四	九九三	七・四
三五—四〇歳	二九三	一一九一	一六三〇	一二・二
四〇—四五歳	一七五	一三七二	二、一六五	一六・二
四五歳以上	二五二	一、六二九	七、九四〇	五九・五
計	一、七八九	四、八四一	一三、三三三	一〇〇・〇
百分比	一三四	三六・三	五〇・三	

尙、一九三八年度の離婚統計により婚姻持續期間八年乃至十七年の離婚夫婦の出生兒數別集計を見ると次の如く、第五十五條に依る離婚夫婦が人口増加に寄與する所特に尠いことを示してゐる。

婚姻持續期間八乃至十七年 離婚夫婦の出生兒數別集計(舊領土内) 一九三八年

出生兒數	第五十五條を除く		第五十五條	
	件	%	件	%
〇	七、〇六六	四〇・二	四一〇	五五・五
一	五、三五一	三〇・四	二二二	二八・七
二	三、〇五七	一七・四	八七	一一・八
三	一、二七八	七・二	二四	三・二
四	四八九	二・八	三	〇・四
五以上	三四八	二・〇	三	〇・四
計	一七、五八九	一〇〇・〇	七三九	一〇〇・〇

其の五 多子家族保護政策

婚姻及び出産獎勵政策と表裏して人口増殖政策を完全せしむるのは廣く家族負擔均衡政策と呼べるものであるが、その内多子家族に對する扶助金交付その他種々の恩典の供與はその方法及び效果に於て最も直接且つ判明なるものである。特に獨逸に於ける多子家族への兒童扶助金交付の制度は上掲婚姻貸付金制度と並んでナチスの所謂人口政策的諸施設中の二本の大黒柱をなすものといつてよい。

一、多子家族への兒童扶助金交付制度

既に婚姻貸付金制度の制定に際しその財源餘剰は之を多子家族への兒童扶助金交付に振り向けることが豫定されてゐたもので、當時は一九三九年に實現される豫想であつたが、早く一九三五年九月十五日に公布を見た『多子家族への兒童扶助金公布令』Verordnung über die Gewährung von

Kinderbeihilfen an kinderreiche Familien は同月二十六日公布の同令『施行規則』と併せて多子家族に對し一子當り百マルク以内一家族當り一千マルク以内の一時金を「一回限りの兒童扶助金」 einmalige Kinderbeihilfen として交付する制度を制定するに到つた。但し多子家族扶助の眼目はかゝる一時金交付によつて満足さるべきものではなく、翌三六年三月二十四日公布の『改正令』竝に同日公布の『第三次施行規則』は第五子以降一子當り金十マルクの「繼續的兒童扶助金」 laufende Kinderbeihilfen 交付の制度を加へ、多子家族の家族負擔均衡の目的を多少とも効果ある形に於て初めて實現するに到つた。又、同年六月十日公布の『第四次施行規則』は上掲一回限りの兒童扶助金を特定の場合に限り「ジードリンクの爲の兒童扶助金」 Stütungs-Kinderbeihilfen として交付する途を拓いてゐる。三七年八月三十一日公布の『第六次施行規則』は從來の諸施行規則を一括廢棄の上改めて敍上の諸制度を更に完備せる諸規定の下に補正してゐるが、翌三八年三月十三日公布の『第七次施行規則』は上掲繼續的兒童扶助金に加へて更に別種の「擴張されたる繼續的兒童扶助金」 erweiterte laufende Kinderbeihilfen 交付の制度（第三子以降に一子當り毎月金十マルク宛）を制定して多子家族保護をいよいよ全からしめてゐる。右施行規則は右の外また「教育扶助金」 Freistellen u. Ausbildungsbeihilfen 交付の途をも拓いてゐるが、同年六月一日公布の『第八次施行規則』は特定の多子家族に對する「住宅整備扶助金」 Einrichtungsbeihilfen 交付の途を講じてゐる。最後に同年十二月二十日公布の『第九次施行規則』は上掲一回限りの兒童扶助金を翌三九年以降は原則的には専らジードリンクの爲の兒童扶助金としてのみ交付する旨改正してゐる。現行法規は第七次施行規則の改正規定の形に於ける第六次施行規則を主内容とし、之に其後の追加及改正を加へて實施せられてゐるわけで、右現行法規

によりナチス兒童扶助金制度の大略を摘要すれば概ね以下の如くである。

一回限りの兒童扶助金

本扶助金交付の制度は一九三五年九月十五日公布
十月一日發效の『多子家族への兒童扶助金交付令』により制定されしもの、該當多子家族に對しその該當子女一人當り各百マルク以内、但し一家族當り最高一千マルク以内の扶助金を需要充足券を以て交付。本扶助金交付の後に出生せる子女に對しては右一家族當りの最高額の猶ほ達せられざる限り追交付せられる。本扶助金交付を受くる爲めの諸要件は次の如くである。

一、満十六歳未満の子女（繼子女及び養子女を含む、扶養者が當該子女によつて所得税法所定の兒童控除若は所得税輕減を受くべき者なる場合にあつては右子女、繼子女及び養子女の子孫、竝に養育子女及び其の子孫をも含む）四人以上を含む家族なること。但し右子女は扶養者が少くとも部分的にも其の扶養又は教育に實際盡力してゐるものでなければならぬ。

二、兩親（繼父母、養父母又は養育父母を含む、以上同之）は獨逸又は之と同種血統の獨逸國民でなければならぬ。繼父母等の場合は本要件の充足は當該子女の實父母についても亦必要とせられる。

三、兩親は公民たる名譽權を所有し、且つその行動より見て誠心獨逸民族及び國家に奉仕せんことを欲し又奉仕し得る者と認定し得るものでなければならぬ。

四、兩親の經歷、世評及び社會的行動は扶助金が一家の經濟狀態の改善に費消せらるゝものと期待せしむるに足るものでなければならぬ。

五、當該家族にはその子女の助成が遺傳學的理由より望ましからずと思考せしむるが如き何らの重大なる健康上の疑惑の存せざることを要する。但し繼父母、養父母、養育父母に於ては本要件充足の必要はない。

六、扶養者の現在の所得及び財産状態は多子家族世帯に相應せる一家の整備に必要な物品を自ら調整し難き状態にあるものであることを要する。

但し死離別により両親の一方が家族内に居ない場合は、その者については右諸要件は第二乃至第五を以て足り、又、私生子女の場合にあつては、その父が明確に確定し得るものである限り、その父は右第二乃至第五の諸要件を充足するものであるを要する。

また右全要件の充足せられざる場合に於ても大藏大臣（又は大藏大臣よりその権能を委託されたる税務局）は例外的交付を爲す権能をもつてをり、この種規定は以下の諸扶助金の場合に於ても同様である。

本扶助金の需要充足券「児童扶助金の需要充足券」は十及び五十マルクの金額を以て發行せられ、家具（寢室及び臺所用品）、世帯道具（簡易なる世帯の整備に必要な物品）、下着類（本絹を多分に含まざるものに限る、靴下及びズボン、竝に下着用及ズボン用の布地を含む）を所定の店舗に於て購入するに役立つ。但し申請により搾乳用の牛、山羊、羊を管區農民指導者の異議を挿まざる販賣者より購入する用に充てることもできる。本券使用上の諸規定については婚姻貸付金の場合と概ね同じ。

市町村への申請の提起その他扶助金交付に到る迄の手續き等も大同小異だが、申請資格者は子女の法定代理人又は父母中事實上その扶養に當る者であり、申請には子女の出生證書及び右子女の父母竝に祖父母の婚姻證書保健局の證明書（或は所定の之らに代るべきもの）を添附するを要する。市町村が申請を拒否したるときは申請者は所管税務局の決定を申請することのできるることになつてゐるのは所得及び財産關係の要件がある爲と考へられる。

尙、本「一回限りの児童扶助金」は前述の如く第九次施行規則により一九三九年一月一日以降は原則的には後掲「ジードルンクの爲の児童扶助金」としてのみ交付せらるゝこととなり、たゞ「継続的児童扶助金」又は「擴張されたる継続的児童扶助金」の孰れをも交付せられ得ざる場合に限り與へらるゝこととなつた。

ジードルンクの爲の児童扶助金 一九三六年（六月十日公布）の第四次施行規則により制定されたるもの。前項「一回限りの児童扶助金」交付の爲の諸要件を充足する扶養者が國家の勸奨する小ジードルンクの移住候補者若しくは移住者であるか、或は獨逸農民層創出に關する法規により助成せらるゝ農地の所有者であるか、或は四ヶ年計畫の關係法規によりその自宅建設を助成せらるゝ農村労働者若しくは農村手工業者である等の場合、その旨の關係營團又は官廳の證明書を提出すれば、「一回限りの児童扶助金」は特に「ジードルンクの爲の児童扶助金」として交付せられ、表に青色のS字を押されたその需要充足券は小ジードルンク、農地及び自宅の經理資金の一部として、或は（勞力及び資材供給の途あるときは）居間若しくは作業場の増築又は作業設備の新設費として、或は特に申請により移住地に於ける家畜飼養に必要な小牛又は豚を（所管管區農民指導者の異議を挿まざる販賣者より）購入する費用として之を使用することができる。

継続的児童扶助金 一九三六年（三月二十四日公布）の第三次施行規則により制定されたるもの。満十六歳未満の子女五人以上を含む家族に對し第五子以降每一子につき毎月金十マルクの現金給付を行ふもので、本扶助金交付の爲の諸要件は上掲一回限りの児童扶助金の場合と殆んど重複する所が多いが、主要なる相違點を示せば次の如くである。

一、家族を含む満十六歳未満の子女数は五人以上でなければならぬ。

その他の明細規定は前に同じ。

但し第七次施行規則は右年齢規定に關し、當該子女が就學中であるか若くは職業見習中の者であり、又は永く就業不能なる者である場合、且つ右子女が月三十マルク(第九次施行規則は之を四十マルクと改正)の所得を有たざる場合に於ては滿十六歳を超越するも滿二十一歳まで、該當子女として算へる旨改めてゐる。

又同じく第七次施行規則は寡婦、離別せる妻、獨身の婦人、孤兒を扶養する者に對しては該當子女五人未滿の場合に於ても其の一子に對し本扶助金を交付することとしてゐる。但し三人以下の場合には貧困の爲に特別の必要ある場合に限る。更に第九次施行規則は盲目なる、又は所得能力八五%に低下せる、又は救護手当、特別不具者手当若くは勞働不能者年金を受くる等の夫を有つ妻をも右特別交付の範圍に追加してゐる。

二、兩親の國籍及血統

三、兩親の公民名譽權

四、兩親の經歷世評等に關する規定はすべて前に同じ。

上掲第五項の家族の遺傳病的健康狀態に關する規定は之を缺き、扶養者の生活程度に關する規定は特に詳しい。即ち

五、兩親若くは之に代りて子女を扶養する者の所得は扶助金交付を得くる子女の諸収入をも加へて前曆年度に於て五十マルク未滿を切捨て八千マルク以下でなければならぬ(節約化され且つ引上げられた第七次施行規則の改正規定による)。離別せる夫婦の一方に屬する収入は之を加算しないが、兒童扶養費として仕送りのある場合は右仕送り額は加算せられる。又

六、父母若くは之に代りて子女を扶養する者の財産は同じく該當子女の分をも加へて五萬マルク以下でなければならぬ。但し第六子以降、每一子毎に一萬マルクを遞増。私生子女の場合はその父の財産は問題とならない。又離別せる夫婦の一方に屬する財産については右財産がその者の死後該當子女の相続すべきものである場合にのみ問題となる。尚、次に掲ぐる如き場合に於ても大藏大臣の權能により本扶助金の交付は例外的に許可せられる。即ち

(イ) 兩親又は其の一方が獨逸國民に非ざる時

(ロ) 家族と永く別居して生活せる父若くは母が上掲第三及び第四の要件を充足せざる時

(ハ) その夫と永く別居して生活せる既婚婦人が扶養すべき該當子女五人未滿の時

(ニ) 家族の所得關係認定の基準期間たる前曆年度に於ては其の所得は所定の額を超えてゐたが、その後にはける所得若くは諸取得の根本的なる減少の爲め當該家族が特別の困窮状態にある時

申請の提起その他については前に同じ。申請拒否の場合その理由を明示せざることも前と同様だが、但し拒否の理由が金錢關係にある場合はその點を告知せられ且つ上訴手段についても教示せられる。また本扶助金は常にその都度申請により給付されるもので、長期に亙る扶助金交付の申請については税務局金庫は適宜に之を分割支給する。

又、本扶助金は現金給付であるが、本扶助金交付の請求權は、需要充足券の場合と同じく、他人に讓渡し得ず又抵當として差押へらるゝこともない。但し第七次施行規則は訴訟提起に先立つ最近二ヶ月分の滞納家賃に關する場合については例外を認むる旨規定してゐる。

尙、最後に注意すべきは本扶助金は官吏、國防軍兵士及びその他の『公務労働制度法』(三十四年三月二日公布)所定の公務員で、その子女に對し「児童手当」若くは「児童割増俸」を受けてゐる限り、右子女に對する本「繼續的児童扶助金」は交付せられないことで、いひ換へれば本扶助金は民間人に對する児童手当乃至児童割増俸の意味をもつてゐるわけである。

擴張されたる繼續的児童扶助金 一九三八年(三月十三日公布)第七次施行規則により制定されたるもの、上掲繼續的児童扶助金とは別途に併給され得るもので、満十六歳未満の子女三人以上を含む家族に對し第三子以降一子當り毎月金十マルクの現金給付をなす。所要の諸要件は該當子女數に關するものを除き全く「繼續的児童扶助金」の場合と同じ。例へば寡婦その他の特殊事情者に對する特別規定の如きも前に準ずる。即ち三子未満の場合に對しても其の一子に對し本扶助金の交付が許容せられる。所得及び財産に關する要件も亦同様であるが、但し八千マルク以下たるべき所得の性質について特別の限定があり、父母若くは之に代つて子女を扶養する者の諸収入の少くとも三分の一は所得税法所定の意味に於ける「從屬的労働収入」、種々の恩給乃至は疾病、災害その他各種保險の保險金の如き特定の免税収入より成つてゐるものでなければならぬ。之は本扶助金がその財源を異にし全國失業保險局より毎年二億七千萬マルクの金額を支出せしめてゐるからで、右所得性質の限定も本扶助金享受者を賃金若くは俸給生活者、年金生活者等の一定集團に限定する趣意に基くといへよう。

尙、官吏及び國防軍兵士の除外せらるゝことに同じ。但し『公務労働制度法』所定の公務員は本扶助金の交付を受けることができる。之は官吏及び國防軍兵士に對する児童手当と平衡をたもたせる爲めで、従つて當該子女に對する児童手当と本扶助金との合算額は一定額を超ゆることを許さ

れない。本制度制定當時は官吏の場合と照應した正確煩瑣な規定があつたが、單純化された第九次施行規則の改正規定によると第三子に對しては二十五マルク、第四子以降に對しては各三十マルクを超ゆるときその差額だけ擴張されたる繼續的児童扶助金は減額せられることになつてゐる。

教育扶助金その他 同じく第七次施行規則により制定されたもので、本扶助金は當該子女の教育扶助が國民社會主義的世界觀より見て特に緊要なりと思はせらるゝ場合、その者が中等或は上級學校又は専門學校或は高等學校に學ぶ爲の教育費の一部若くは全額扶助を行ふもので、その資金は上掲「婚姻貸付金及び児童扶助金の爲の國庫特別財源」より支出されるものである。

なほ第八次施行規則(三八年六月一日公布)により制定された住宅整備扶助金は獨逸諸都市の都市建築改造に關する法規の施行の結果轉居を指定された多子家族に對し、新住居整備の爲に一回限りの扶助金を交付するものである。

二、多子家族に對する種々の優遇

獨逸に於ける多子家族保護はその他凡ゆる方面に於て觀取される所で、或は社會保險料の軽減に、或は國有鐵道賃金の割引に、或は多子扶助者に對する就職及び就職後の優先權供與等に之を見ることができ、嘗て獨逸労働戰線の労働科學研究所の調査せる多子家族生計費調査に見ても多子家族の諸生計費綱目中交通費の占める割合が寡子家族に比べて却つて低い結果を見せてゐる如きに見てもその一端を察するに足らう。就職關係の優先權供與の一例として疾病金庫醫師に關する此の種の法規を見ると、就職に際しては既婚者を獨身者よりも優先採用し、又自ら扶養義務を負ふ子女を有つ者はその子女數に應じて優先せられる。就職後に於ても子女扶養者は子女の教育上適當なる地方を勤務地として撰擇し得る恩典を與へられてゐる。

る。

三、多子家族の母の表彰

多産の母に對するの表彰制度として五月二十一日の「母の日」には四子以上を出生し、父母子女共に獨逸血統にして遺傳的に健全なる家庭の母に對し名譽十字勳章が交付される。金銀銅の三種よりなり、四子の母には銅、五乃至七子の母には銀、八子以上の母には金の名譽十字勳章が與へられる。この勳章を佩用してゐる婦人に路上で行き會ふとヒットラー・ニューゲンドの若者たちは敬禮をするといふ。

其の六 家族手当制度

家族手当制度は所謂家族負擔均衡政策中その最も本格的なものであるが、官吏又は之に準ずる者の場合を除いてはその方法、種類等極めて困難且つ多様で、人口政策的施設は茲に於て營利主義の經濟社會體制と最も深刻な葛藤を惹起するといふこともできよう。私經營に對する家族手当制度實施の強制は却つて獨身乃至寡子家族者の優先採用といふ逆効果をも惹き起すわけで、統一的な金庫制度の必要の痛感せらるゝ所以であり、獨逸に於ても一九四二年に制定される豫定であるといふ「全國家族金庫」*Familienkasse*の組織について活潑なる論議ある所であるが、具體的な内容については猶ほ公式決定に到らない様である。孰れにせよ現行施行中の家族負擔均衡に關する諸制度がその財源からも施設に於ても統一綜合せらるゝことが期待せられるが、茲には現行施行の官吏に對する家族手当制度その他を掲げるに止める。

一、官吏に對する家族手当制度

官吏に對する「兒童手当」*Kindergeld* は上掲一般の多子家族に對する

兒童扶助金制度と平行してナチス治下に種々の改正を見てきたが、昨一九四〇年一月には『官吏俸給法』第十四條の改正として正式に法律的體裁を完備すると共に、その内容も亦顯著な人口政策的改善の跡を示してをり、即ち滿十六歳未満(特定の場合には滿二四歳未満)の子女を扶養する官吏は毎月その第一子に金十マルク、第二子に金二十マルク、第三子に金二十五マルク、第四子以降には各金三十マルクの兒童手当を支給されることと定められたが、本一九四一年一月十五日公布(一月一日)の『官吏ニ對スル兒童手当ヲ單純化スル爲ノ法律』は右規定の技術的煩瑣を回避する爲に再びその改正を行ひ、右累加支給を廢止の上更めて一子當り金二十マルクの支給と改めらるゝに到つた。改正規定により現行規定を示せば次の如くである。

- 一、官吏はその公生子女各一人に付き、その子女が滿二十四歳に達する迄の間兒童手当として毎月金二十マルクを支給せられる。
- 二、認知されたる私生子女、養子女、當該官吏の家庭に在る繼子女、或は私生子女にして當該官吏がその父親たることの確認せらるゝ場合若しくは當該官吏が右子女を自己の家庭に引き取れる場合乃至はその他の方法により右子女を扶養し居ることの確認せらるゝ場合又は婦人官吏が母として之を獨力扶養せざるを得ざる場合等は皆右公生子女と同等に取り扱はれる。
- 三、滿十六歳より滿二十四歳までの子女に對する兒童手当は右子女が特に就學中若しくは職業見習中で且つ右子女の月收入四十マルク以下の場合にのみ與へられる。右就學若しくは職業見習の終了が勞働奉仕若しくは兵役義務の爲に滿二十四歳を越ゆる場合は之に相應する期間だけ右最高年齢制限を延長せられる。

二、一般賃金及俸給生活者に對する家族手当制度

上掲、「擴張されたる兒童扶助金」制度はその財源關係及び之に伴ふ該當

資格範圍より見て之を一般貸金及俸給生活者に對する一種の家族手當制度と見做すことができよう。

三、疾病金庫醫師會の家族負擔平準金庫

特殊の一例として擧ぐべきものに一九三四年制定された「疾病金庫醫師會の家族負擔平準金庫」の試みを擧げることができる。右は全會員の收入より一律に其の三%（但し地方會員に於て二%）を徴集して其の財源となし、三子以上の家族に對し第三子以降に（二十一歳迄、但し就學中の場合は

二十四歳まで）每一子當り金五十マルクを支給するもので、方法は極めて粗笨なるものであるが之が爲め事務を簡易化する利益がある。又年概ね一回二子家族に對し（時には一子家族に對しても）一時金の支給を行つて右方の法の缺陷を償ひ負擔の公平を期してゐる。尤もこの種制度は醫師の如く高收入を有ち且つ子供の尠い職業集團に於てのみ行ひ得る制度で、その點家族手當制度なるものの技術的困難と全國的金庫制度の必要をいよく痛感せしめる。

獨・伊・佛の貸付金制度の要目對照

（埋め苺）

獨逸の婚姻貸付金

伊太利の家庭貸付金

佛蘭西の農民婚姻貸付金

制定年度 一九三三年

一九三七年

一九四〇年

資格要件

妻たるべき者の過去に於ける一定被雇關係の存在

結婚當時夫妻共に滿廿六歳以下なること。収入計一二、〇〇〇リラ以下

農民であること。男廿一歳以上卅歳未滿、女十八歳以上廿八歳未滿

必須條件

右被雇關係の放棄、又は返済率の強化

十年間土地を離れざること

貸付金額

最高一千マルク（購買證券による）

一千乃至三千リラ

五千乃至二万フラン

貸付金利率

無利子

無利子

四・五%。

返済率

毎月一%（強化率三%）

毎月一%（結婚後六ヶ月後より）

翌年より十ヶ年間の半年賦償還

返済猶豫

出生後一ヶ年間、特に農村人口に對しては貸付後十ヶ年間完全猶豫

右六ヶ月経過前に妻の妊娠せる場合は結婚後十八ヶ月、引續き第二子、第三子の生れる場合には更に各十二ヶ月

返済免除

一出生毎に四分の一、右農村人口に於ては右十ヶ年の猶豫期間中夫婦の一方農村人口として活動せし場合に全額免除となる

第一子に十分の一、第二子に十分の二、第三子に十分の三、第四子に殘額全部

出生毎に半年賦金の割引を爲す、第一子出生で貸付總額の五厘、第二子で一分五厘、第三子で三分、第四子で五分、第五子出生を以て完全免除

紹介

L・ハムブルガー著「ナチス・ドイツは

如何にして労働力を動員し、統制し

たか」

How Nazi Germany has mobilized and
controlled labour, by L. Hamburger,
Washington 1940

一

L・フレイマンによるならば、一九二三年には歐洲主要國の軍備支出は、國家収入の三・五乃至五・五%であつたが、一九三八年には極く内輪に見積られた計算で、六・六乃至一七%にのぼつてゐるとのことである。⁽¹⁾それは

大戦勃發の前年の計算であるから、大戦勃發後、各國の軍備支出がいかに飛躍的に増大したかは想像に難くない。このやうな龐大な財政支出は、國の産業構成に著しい變動を齎らし、國民經濟の畸形化、即ち、一方における機械、金屬、化學工業並に鑛山業の擴大と、他方における衣食住にわたる生活必需品生産の收縮を齎らした。此等の軍需工業は、一般に、技術的並びに價值的構成において高度化された資本の獨占するところであるから、戦争の進展とともに、此等高度獨占資本は、ますますその集積、集中

のテンポを速める。このやうな軍需工業の擴大は、同時に、龐大な労働力の動員と支配とを必要とするのである。とくに、多數の熟練労働力が必要とされねばならない。しかも、一方において、戦争は同時に多數の生産年齢階級にある労働者を、職場から戦場へと送出してゐる。かやうにして、この必要に應ずるために、必要とされる労働力は、その凡ての給源において汲み盡され、軍需工業の下に吸収されねばならない。戦時經濟における労働力配置政策の意義は明瞭である。この過程は、戦争の繼續する限り、強力に遂行されねばならず、凡ての他の必要とされるべき政策も、このためには犠牲とされざるをえない。たとへば、中小商工業保護政策の如きも、彼等の傳統的保守的性格を考慮するときは、政治的には極めて必要のものとしてゐるにも不拘、戦争經濟の至上命令の下にあつては、廢棄されざるをえない。否、逆に、労働力給源の最後の一角として、これを整理、解體して賃銀労働者の隊列に編入する方策がとられねばならないのである。かやうにして、戦争の進展は、必然的に一方において一聯の高度獨占資本の集積・集中の過程を促進するとともに、他方において、廣汎な人口層の賃銀労働者化を促進する結果を導くのである。まことに、戦争は、恐慌と同じく資本發展の法則の自己貫徹を飛躍的に促進するものである。

以上のやうな、労働力の軍需工業への集中、廣汎な人口層の賃労働者への轉化は、統制ある労働配置計畫の下に、計画的、合理的に、しかも國權力の發動の下に、強行されなければならない。従つて、このやうな労働配置政策の下にあつては、労働者の契約自由、移動自由も、多かれ少かれ制限されざるをえない。戦時經濟下における労働自由の制限は、たゞ全體主義國家の下においてだけ見られる現象ではないのである。

L・ハムブルガーは、こゝに紹介される小冊子、「ナチス・ドイツは如何に

して勞働力を動員し、統制したか」において、ナチス・ドイツの勞働市場統制政策の進展の過程を、同時に、ドイツ勞働者階級の自由喪失の過程に他ならないとして、その發展をあとづけてゐる。著者は、序文によれば、一九三六年までジュネーヴ大學に勞働法、勞働問題を講じ、現在はアメリカにあつて、ブルッキンググ協會の客員である。彼の立場は、民主主義のそれであり、この立場からして、全體主義的勞働政策に對する批判は峻烈をきはめてゐる。いふまでもなく、吾々はこのやうな立場を承認するものではなく、従つて、その説くところに就いても、このやうな立場にもとづく制約を充分に警戒してかゝらねばならないであらう。しかも敢へて紹介を試みる所以は、この著書が小冊子ながら、主題に關する極く最近までの發展を簡單に敘述して居り、現實にナチス・ドイツにおいてとられてゐる政策を概觀するに便利であると考へたことと、從來ナチス・ドイツの政策に關しては、官廳側からの報告以外には、殆んどよるべき資料をもちえなかつたので、反對者の立場からする批判にも一應きくべきものがあるかと考へたからである。世界觀の如何を問はず、先づ事實自體に對する客觀的認識を獲得するといふことは、一切の科學に對する *Conditio sine qua non* なければならぬであらう。

二

ハムブルガーによるならば、ドイツ勞働者は、ナチス治下において、そのかつて有した自由の地位から、中世封建制下における農奴よりもより完全な隸従の地位につきおとされたのである。彼はこの過程を、勞働配置計畫の發展のうちに、多數の法律、命令、訓令を通じて追跡し、之と封建的勞働法との比較をも試みてゐる。

ドイツにおける勞働力の不足、とくに軍需工業勞働力の不足は、一九三六

エ・ハムブルガー著「ナチス・ドイツは如何にして勞働力を動員し、統制したか」

年九月、ヒットラーによつて四ヶ年計畫が宣布され實踐にうつされたとき以來とくに痛切に感じられはじめた。爾來戰爭情勢への進展にともなふ軍需工業の擴張とともに主として軍需工業の勞働力不足は、いよいよ加重され、現在にいたるまでナチス經濟の有する最も重大な問題の一つになつてゐる。従つてナチス・ドイツの勞働配置政策も、この時以來、本格化されて來たのである。このやうな勞働力不足に對する對策は、その部分においては相互にきはめて相違してゐるけれども、その全政策を貫いて一つの特徴が見出される。即ち勞働自由、否人間自由の完全な無視即ちこれであるとハムブルガーは云つてゐる。彼は、戰時經濟下のナチス勞働統制政策を、「侵害された自由の領域及び自由を奪はれた人間の種類」によつて（イ）強制的見習工制、（ロ）職場轉換の強制、（ハ）使用人、獨立營業者の動員、（ニ）婦人、ユダヤ人、幼少年、老年人、囚人の動員、（ホ）強制徵用制、（ヘ）最高賃銀制度、に分けて之を論じてゐる。

（イ）強制的見習工制

熟練勞働力の不足は、前大戰當時においても見られたのであるけれども、それは今次の大戦において遙かに尖鋭な形をとつてあらはれた。それは、ナチス政權確立までの世界恐慌の時期に龐大な慢性的失業者が蓄積されてゐたからである。長期にわたる失業は、多數の軍需工業勞働者を無資格者にしてしまふ。しかもその間に技術の著しい進歩があるとき、このことはとくに甚だしい。そしてまたこのやうな失業状態の下にあつては、就職に成功した勞働者といへども、しばしば自己の熟練した職場で働かないで、半熟練乃至は非熟練勞働者として働くことを餘儀なくされる。また此等の失業した熟練勞働者は時としては、以前には未成年者が就業してゐた職業へ赴かざるをえない。かうして見習工の數は減少をみるにい

たつたのである。企業は、このやうな状態の下にあつては、成年熟練労働者をも未成年労働者同様の低賃銀で雇傭しうるので、見習工の養成に力を入れる必要がなくなつた。此等の一切が、軍需工業における見習工の不足と熟練労働者の不足とを、今次大戦において特に鋭くさせたのである。⁽²⁾

ナチスの労働政策が、何よりも先づ、これらへの対策を緊急の問題としてとりあげねばならなかつたのは以上の理由によるものであらう。本項において、ハムブルガーは、軍需工業における見習工の不足を克服するためにとられた諸々の対策をのべ、それがいかに見習工の労働自由を制限するにいたつたかに及んでゐる。

一九三六年十一月七日の四ヶ年計畫代行者の第一次命令は、一〇人以上の労働者を雇傭する金屬及び建築工業に對して、官廳によつて決定された見習工と熟練労働者との比率に從つて、一定數の見習工を訓練する義務をあたへた。これは雇傭主に對する義務であり、見習工にならうと志す青年に對しては、彼がどの部門に就業すべきかを決定する自由は保留されてゐたのである。

しかるに一九三八年三月一日の國勞働紹介局長官の命令は、見習工として就業しやうとする凡ての青年に對して、國勞働紹介局による特別許可を必要ならしめ、許可のないかぎり見習工としての就業は禁ぜられることとなつた。この特別許可制によつて、國勞働紹介局は、軍需工業への見習工調達を統制することが出来たのである。

しかし、以上の方策は、新たに何等かの工業への就勞を希望する青年に對してだけ行はれるものであり、學校を卒業する青年で就勞を希望しない青年を動員するものではない。しかも、軍需工業における熟練工の著しい

不足は、此等の青年をも動員することを必要とするに至つたので、一九三八年三月一日の國勞働紹介局長官の命令は、同時に、小學校及び中學校卒業生に關して、その両親及び保護者に、その子弟に關して國勞働紹介局に報告する義務をあたへた。この報告によつて、國勞働紹介局は、凡ての學校を卒業する青年に對する動員計畫を準備することが可能にされたのである。更に、此等の青年を雇傭しやうとする場合、官廳及び經營相互の間には競争が行はれ、此等の官廳及び經營は、その内部に學校を設け、職業教育を施すことによつて、青年を誘致しやうとした。此等の競争を排し、學校を卒業する青年の労働配置を統制するために、一八三八年四月二十三日の文部省特別命令及び一九三八年九月十九日の、國勞働紹介局長官の命令によつて取締りが行はれ、經營内の職業教育施設は、國勞働紹介局の認可なき限りは行はれえないこととされた。この命令の効果は充分でなかつたので、再び一九三九年初めに、國勞働紹介局長官から、學校卒業生を國策上必要な労働に配置するための命令が發せられた。かやうにして、見習工となるべき青年の動員が完全に統制されたのは、一九三九年春以來のことである。

こゝでハムブルガーは、ナチスの強制見習工制を、一五六二年、一五九七年及び一六〇一年の Elisabethan statute 一六九二年、一七〇三年、一七〇一年の Massachusetts act と比較してゐる。此等の法律は、青年の凡てを把へるものではなく、たんに貧民の子弟を把へるにすぎず、貧民に對する教區の救濟令を補充し、Pauperism を撲滅するとともに、彼等貧民の子弟を労働に訓練陶冶することによつて、資本の發展のために必要な近代的労働者を創出する目的を持つてゐたのである。即ち、それは、青年を封建的拘束を離れた自己責任ある近代的労働者に仕上げることを目的としてゐたの

であつた。ナチスの強制見習工制は、之とは全然異つてゐる。それは、先づ凡ての青年を對象として捉へ、その目的も、社會的繁榮を促進するものではなく、國に、戰爭に必要な熟練労働力の供給を確保することである。従つて、このやうな政策は、青年の自己責任性をも解除する。更にこのやうなシステムの下では、個人の職業的能力の全般的發展は、たんなる偶然に委ねられざるを得ない。このことは説明を要するであらう。だいたい戰爭經濟は、大量の熟練労働力を、出來得る限り短期間に獲得することを必要ならしめてゐる。従つて、見習工の訓練にも拙速主義がとられ、基本的産業教育よりも、部分的労働技術の訓練が意金されてゐた。かうして雇傭主に對して、見習工訓練期間を短縮すべきことが強制され、一九三八年十月二十二日の經濟大臣の命令と、同じく一九三九年四月一日の命令とは、三年を越える見習工教育期間を禁止した。このやうな拙速な職業教育は、青年に熟練は與へるであらうが教育はあたへない。ハムブルガーはこれを「最初から大學で近眼者の眼鏡の處方ばかりやらされる醫學生」にたとへてゐる。

(ロ) 職場轉換の強制

戰爭經濟の進展に伴つた軍需工業の労働力需要の緊急の必要は、見習工の訓練による労働力補給をまつ餘裕を許さないものである。従つて、かつての軍需工業労働者で、世界恐慌當時職場を奪はれ、彼の熟練を必要としないう職場に就勞することによつて生活してきた労働者の熟練を生かすために、彼をもとの職場に歸還させることが強制的に行はれた。即ち一九三六年十一月七日の第三次四ヶ年計畫代行者の命令によつて、かつての金屬及び建築労働者で他の職場についてゐる者は、その職場を捨て、金屬及び建築労働に就くことを強制された。これは、國勞働紹介局、現在の雇傭主及び當該労働者の協議の上で行はれるのであるが、當該労働者が轉業を欲

しない場合を、法律は何等規定してゐない。つまり國勞働紹介局の規定は絶對的のものである。この方策はやがて炭坑労働者にも及ぼされ、やがて一九三九年三月、凡ての工業部門に對して上述のやうな條件の下にある労働者を、彼の希望すると否とに不拘、その従前の職場に歸還さすべき命令が、ゲーリングによつて、國勞働紹介局長官に對して發せられた。之を補ふものは、公共事業労働者に對して同様の處置をとらうとする一九三九年四月三日の内務省の訓令である。かうして、労働者の意志の如何を問はず、職場轉換の強制は全産業にわたつて行はれたのである。

(ハ) 使用人、獨立營業者の動員

はげしい労働力不足は、不急産業の使用人並びに獨立營業者の動員をも必要とするにいたつた。先づ青年使用人の動員について述べやう。一九三六年十一月七日の四ヶ年計畫代表者の第五次の命令は、一〇人以上の使用人を有する經營及び行政官廳に對して、一定數の四〇歳以上の使用人の雇傭を命じた。更に一九三七年四月十五日國勞働紹介局長官の第五次命令は、凡ての經營に對して、使用すべき老年の使用人の數を決定した。此等の方策によつて就勞せしめられた四〇歳以上の使用人は四三、〇〇〇人の上つてゐる。これらの方策の意金するところは、老年の使用人の就勞によつて職場を奪はれた青年使用人を、直接の強制によらず、軍需工業労働者に轉ずるのやむなきにいたらしめるにある。しかし、このやうな方策は、ナチスの労働憲章である國民労働秩序法に牴觸する。即ちこの法律によるときは、労働者及び使用人は、解雇にさいして、それが經營の必要に出るのでなく解雇によつて生活の困難が惹起せしめられるときは、労働裁判所に訴へて補償を請求しうるのである。そこで、一九三六年十一月七日の命令は、老年の使用人の雇傭にもとづく解雇は國勞働紹介局の同意の

下に行はれるときは、國民勞働秩序法の意味において、「經營の必要に出るもの」と見做さるべきを規定してゐる。一九三九年四月二十六日の大藏大臣による、行政官廳における老年の使用人の雇傭に關する命令は、上述の方策を補ふものできる。

獨立營業者に對する動員の方策は、とくに注目し値する。先づ行商が槍

玉にあげられた。行商は從來毎年營業の許可をうけねばならなかつたのであるが、一九三七年十二月十四日の國勞働紹介局長官の命令⁽¹²⁾は、行商の許可にさいして國勞働紹介局の同意を必要ならしめた。國勞働紹介局は、許可を申請する行商が軍需工業への適格性を有すると見做すときには、之に轉業を命じ、彼がその命令を拒否するときは、營業許可を取消するのである。この場合、轉業によつて、たいいていの場合、行商の經濟状態は惡化したのであるが、これは、轉業を拒否する理由にはならない。このやうな無慈悲的な「職業的追放」策について、一九三八年の勞働省の報告は若干の辯明を試みてゐる。曰く、「若干の獨立は益なくしてむしろ害がある。何故なら、それは極めて僅少な収入しか齎らさず、勞働者或は使用人としての仕事の安全さにひとしい安全さを今日は與へない」ハムブルガーは、これに反して次のやうに云つてゐる。「もし、勞働省の云ふやうに、眞に勞働者及び使用人の地位が羨むべきものであるなら、上述のやうな行商人たちが何故彼等の自由意志からその前にあたへられてゐる機會を捉へやうとしないのか、何故反對に、人を幸福におひやるに強制的手段が必要であつたか、このことは何等説明されなす」。

次に、軍需工業勞働への動員は、獨立手工業者にまで及んだ。いふまでもなく、手工業者はプチブルジョアの中軸をなし、ヒットラー政權の確立は、彼等の支持によるところがきはめて大きかつたのである。従つて、從來ナ

チス政府は、彼等の支持を確保するために、多數の保護政策を用ひてゐた。全手工業者組織は一九三三年、一九三四年に公けの職分團體として認められてゐた。従つて、いま彼等に對しても轉業政策が強行されるとき、それは、如何に勞働力不足が尖鋭化されて來たかを反證するものに他ならないであらう。

先づ、國勞働紹介局は、一九三八年度手工業に従事する職人及び使用人に對して轉業を奨励した。その結果、若干の職人を必要とする程度の大きな手工業者は店舗を閉鎖し、政府の欲するところに勞働を求めることを餘儀なくされた。次に、業主に對して轉業が奨励された。工場勞働に適格性を有すると認められた手工業者には、所得税其他の税金の支拂延期は取消される。もし規定の期間内に未拂金の支拂が不能となる場合には、その店舗は閉鎖せしめられる。これは法律的根據なくして行はれた。

以上の間接的方法を以て所期の效果を得ることの出來なかつた勞働省は、一九三九年二月二十二日公然と手工業者に對する攻撃を開始した。即ち「手工業者に對する四ヶ年計畫遂行に關する命令」⁽¹³⁾が發せられたのである。

この命令によつて、手工業以外の勞働に適格性を有する凡ての手工業者は、手工業局と國勞働紹介局の共同によつて、手工業の地位を奪はれ、他の勞働に就かしめられた。この場合業者のうける損害は、彼の獨立を維持せしめる理由とはならない。かうして、一九三九年七月には、一〇萬以上の手工業者が工業勞働者の列に加はつた。とくに、肉屋、パン屋、衣服業者、帽子製造業者、靴製造業者が、轉業せしめられたのである。

小賣商に對しても、一九三九年三月十六日の命令⁽¹⁴⁾によつて同様な方策が用ひられ、七月にはその三分の一が整理された。

こゝに一言すべきは、さきに勞働市場統制の爲に採用された勞働手帳制

は、最初は労働者のみに對して利用されてゐたのであるが、一九三九年四月二十二日の命令⁽¹⁵⁾によつて獨立營業者にも及ぼされたことである。

くりかへしてのべるやうに、一般に獨立中小商工業者は傳統的、保守的觀念の把持者であり、労働者階級と異り、資本制の擁護者ではあつても之と對立するものではない。してみると彼等の保護は、政治的に見てきはめて必要なわけであるが、それにも不拘、労働力不足に對處すべき緊急の必要は、彼等を獨立の地位から賃銀労働者の隊列に驅りたてざるをえなかつたのである。

(三) 婦人、幼少年、老年者、ユダヤ人、囚人の動員

婦人。ナチズムは當初、婦人の家庭外での労働に反對し、彼等をその職場から、結婚と家庭に歸さうと努力した。たとへば、一九三三年六月一日に制定された結婚貸付金制度⁽¹⁶⁾は、妻となるべき婦人が、從來の職場をすて、將來もいかなる職場にも就かないといふことを條件にしてゐたのである。これは専ら、男子失業者の救済と人口増殖とを意図してゐた。結婚貸付金は、人口政策上相當の効果を収めたもののやうであるが、労働力不足は、遂に、此等の政策を放棄し、それを犠牲としても、軍需生産力擴充のための労働力不足に應ずべく、婦人を産業に動員せざるをえなかつた。

一九三六年三月三十日の法律⁽¹⁷⁾は、國防奉仕及び労働奉仕に参加するドイツ人の妻には、その生計が困難となる場合、一定の職業を與へられるべく規定した。そして最初は、この扶助は、結婚貸付金をうける婦人には與へられてゐなかつたのであるが、同年十二月七日の大藏大臣の訓令によつて、貸付金をうける婦人にも三月三日法が適用されることになつた。更に一九三七年十一月三日の修正法⁽¹⁸⁾は、結婚貸付金貸與の爲めの基本的條件である、婦人の轉業をやめ、將來における職業を禁止するといふ條件を廢

した。

一九三八年二月十五日の四ヶ年計畫代行者の命令⁽¹⁹⁾は、婦人労働力、とくに農業及び家政の労働力不足を補ふために、二五才以下の獨身婦人に對して、農業及び家政に一年間就勞してゐない限り、公私經營への就業を禁止する旨を規定した。「婦人義務年」といはれるのが之である。これは、最初煙草、纖維工業の労働者及び使用人たらんとする婦人を對象としてゐたが、農業労働の著しい不足のために、一九三八年十二月二十三日の國勞働紹介局長官の命令⁽²⁰⁾によつて、凡ての婦人に對し、いかなる職業に就勞せんと欲する者に對しても、「義務年」に入ることゝ要求した。

一九三九年の初め、労働戰線婦人部によつて大規模な婦人労働配置計畫が發表され、生産年齢にある凡てのドイツ婦人に對して、既婚者たると未婚者たるとを問はず、その有する産業的能力に關する詳細な調査が行はれ、この調査を基礎として、廣汎な婦人労働力の計畫的動員が開始された。そこでは多數の手段が用ひられたが、多くの場合、それは、全體主義的統制の下においてのみ考へられる處の壓迫手段によるものであつたとハムブルガーは云つてゐる。此の結果、婦人の就業數は、一九三九年三月、三萬九千、四月、二七萬八千、五月、一六萬五千、六月、八萬八千、七月、九萬五千を増加し、八月十五日の労働大臣の報告によると、最近二年以内の婦人労働の増加は、男子の一〇%に比して、一八%に及び、全就業者の三二%即ち三分の一が婦人によつて占められるに至つてゐる⁽²¹⁾。

幼少年及び老年者。見習工の強制訓練については上述した。一九三九年に學校を卒業したこの少年は、國勞働紹介局長官と文部大臣との共同命令⁽²²⁾によつて四、五月に見習工として就業せしめられたのである。更に政府

は、學校卒業年齢を低め、ある場合は、小學校卒業生の中學入學を拒否した。一九三九年九月二十二日の國防大臣會議は、一六歳以上の高等學校生徒に一年に五ヶ月以内の期間農業補助労働に就業を命じ、一〇歳から一六歳までの少年を轉易な労働に就かしめた。

老年者。一九三九年一月一日、國労働紹介局長官は、老年の労働力をも動員すべき方針を決定し、比較的健康な老年労働者への社會保險を取消し、既に労働をはなれた労働者を再び就勞せしめることとなつた。

ユダヤ人。從來、ナチスは凡てのユダヤ人を労働過程から閉め出してゐたのであるが、労働力への渴望は血の憎惡を超越し、一九三九年二月、労働大臣は命令を發して、凡ての就勞してゐない労働可能のユダヤ人を強制的に労働せしめた。少數の高い技術をもつ技師、化學者、若干の労働者、使用人が就勞せしめられたのである。

囚人。一九三五年八月、ナチ刑務當局は、とくに囚人金屬労働者の利用を考慮した。一九三八年四月八日、國労働紹介局長官は、全ドイツ地方辯護士會に對して、囚人労働を使用すべき命令を發した。囚人は主として、土地開拓に利用さるべく、更に刑務所附屬の印刷工場と手工業仕事場は、金屬、電氣工場に轉ずべく命ぜられた。更に五月十八日、國労働紹介局長官は、司法大臣とともに、四ヶ年計畫のために、囚人労働を廣汎に組織的に動員すべき命令を發してゐる。

(ホ) 強制徴用制

上述の諸法案を以てしても、必要とする労働力を充分に供出することは出来なかつた。従つて、未だ動員されてゐない人口層、即ち、獨立營業者、知識的職業に従事する者、無職者から、最後の労働力が汲みつくされねば

ならない。このために強制労働徴用の手段が強行されたのである。一九三八年六月二十二日、奉仕義務制が制定され、「婦人たると男子たると、學生たると老年者たると、雇傭者たると労働者たると、官吏たるとビジネスマンたるとを問はず」凡ての年齢、凡ての職業のドイツ人は、六ヶ月を超えない期間、強制的に一定の労働に服せしめられるか、或は一定の職業的訓練をうけしめられることとなつた。手續は次のやうである。軍需工業の緊急の必要に應ずべき量の労働力が不足してゐる雇傭者は、地方労働局に對して、彼の事業の性質、必要とする労働者數、その労働の性質、労働の場所、労働時間、賃銀其他の労働條件を申告し、當局は、この要求が國策上必要なりと認めるときは、必要量の労働適格者を發見次第徴用するのである。徴發は絶対的であり、義務労働者の個人的事情は考慮されない。この命令によつて、一九三八年度、四〇萬の男子がジークフリード線建設の労働に召集された。

本命令は更に一九三九年二月十三日、三月二日に適用範圍を擴大され、外國人にまで及ぼすとともに、その奉仕義務の期間は無制限に延長された。最初はとくに國策上、緊急に必要とする労働に限定されてゐたこの命令は、やがて一九三九年中には、労働力不足の生ずる如何なる場所に對しても用ひられる一種の萬能藥に化したのである。

(ハ) 最高賃銀制度

労働力の不足が著しくあらはれて來ると、労働力不足に苦しむ企業は、賃銀のひき上げを行つて、必要とする労働力を吸収しやうとする、そこに競争が行はれて、賃銀は著しく騰貴し、それは生産コストを騰貴させて戦争經濟を脅かすものとなる。更に労働者は高賃銀を追つて轉々するから、それは企業の生産力を著しく阻碍することになるであらう。

最初、一九三六年上半年に飛行機製作工業において、各企業は協定を結び、前の雇主の解雇證明書のない場合、労働者の雇傭を禁じた。これは労働の移動と同時に賃銀の騰貴をも阻止する効果を有した。後に、國勞働紹介局長官の一九三七年二月十一日の命令⁽²⁷⁾は、金屬労働者を雇傭する場合に労働局の同意を要することを規定した。雇主の同意たると國家の同意たるとの相異はあるが、とにかく、金屬労働者は彼の移動の自由を奪はれたのである。國勞働紹介局長官の一九三七年十月六日の命令⁽²⁸⁾によつて、同様に、雇傭に際して國勞働紹介局の同意を要する旨が、建築企業に對して規定され、建築労働者も移動の自由を奪はれることになつた。其の後、労働力不足は、凡ての産業部内に擴大し、ために雇主の競争は賃銀を著しく騰貴せしめた。政府は、之に對して、主として既に就勞してゐる労働力を以て新たな雇傭にあてることをつねとする工業部門、したがつて労働力の移動がこの部門の生産を著しく阻害するおそれのある工業部門にのみ、上述の金屬、建築工業におけると同様の方策をとり（一九三八年三月一日の國勞働紹介局長官の命令⁽²⁹⁾）、一般の他の工業部門に對しては最高賃銀制度を採用せんとした。これによつて、労働統制の官僚化を防ぐことを意圖したのである。一九三八年六月二十五日の命令は、労働管理官に、労働其他労働條件に干渉し之を決定する無制限の権限を賦與した。彼等はただ例外として少數の場合に最高賃銀を決定するのみで、一般には現存の賃銀率を變更しなかつた。更に、彼等は雇主がこの賃銀率を超えた賃銀の支拂をなすことを禁止せず、之を特別の許可にかゝはらせた。しかし實際は、賃銀の引上げが企業主によつて意圖される場合、許可は拒けられるであらうことは明かである。むしろ多くの場合、労働監督官は、賃銀の最低賃銀水率への引下げを企てた。しかし、企業家は、労働者の鐵道運賃を

負擔し、住宅、妻子に對する特別手當を支給し、年金を支給し、労働者の社會保險料をひきうけ、賃銀税を支拂ふ等種々の手段によつて實質上の賃引上を行ひ労働者を誘致せんとした。更に賃銀率の産業部門による相違も労働移動を促す要因となつてゐたのである。

ナチス政府は、こゝにいたつて、從來の直接的な労働移動禁止の方策を、より大規模に、より效果的に強行した。即ち一九三九年三月十日の命令⁽³⁰⁾は、凡ての種類の企業は、（家政も含めて）國勞働紹介局の許可なきかぎり、農業、山林業、鑛山業、化學工業、建築材工業に従事する労働者及び使用人を雇傭することを得ずと規定した。同時に從來採られた他の労働者移動禁止方策も強化されたのである。かやうにして、中世の農奴が土地に緊縛されてゐたやうに、ドイツ労働者はいまや何らかの仕事に緊縛せしめられることとなつた。つまり彼は *Factotum adscriptum* となつたのである。

こゝで、ハムブルガーは、このやうに仕事に緊縛されたドイツ労働者を封建的農奴と比較してゐる。封建領主は彼の領地を逃亡した農奴を自己の領地に連れもどす權利 *Droit de suite* をもつてゐる。ナチス・ドイツの企業主も、一九三八年の終り以來、その職場を去つた労働者をもとの職場に連れ戻す權利をもつてゐる。しかもこの場合は國家權力によつて行はれるのである。おまけにナチ政府は、國勞働紹介局の許可によらずしてその職場を去る労働者を犯罪者として罪することができる。二箇月乃至八箇月の懲役もまれではないのである。

封建的農奴は、土地に緊縛されてゐて、自由は失つてゐたけれど、その代り彼の就勞は安定性をもつてゐた。これは彼等にとつて大きい特權であつた。しかしナチス・ドイツの労働者にはこの特權がない。國家は強制徵用制を適用することによつて、彼に最も非封建的な可動性をもあたへたの

用制を適用することによつて、彼に最も非封建的な可動性をもあたへたの

である。

この「産業的封建主義」は、ドイツ労働者をほとんど奴隸にちかい状態に置くものであつた。更にさきにもべられた一九三九年三月十日の命令は、家族關係にもとづく契約によらない労働關係にも及ぼされるのであるが、これは主として農民の子弟が、農業労働をすてて都市に労働を求めんとするのを防止するためであつた。かやうに、人をその意志に反して家庭にとどめ、労賃のために労働することを禁ずるのは、彼を經濟的人格として認めないことにならなうか、それは古代ローマ法の *Capitis diminutio maxima* ではなしかと、ハンブルカーは云つてゐる。(雪山 慶正)

- (1) L. フレイマン「實戦と労働力の問題」(エコノミスト 19/9)
- (2) L. フレイマン「大戦と労働力の問題」(エコノミスト 19/9)
- (3) Reichsarbeitsblatt, 1936, I. p. 299.
- (4) Reichsarbeitsblatt, 1938, I. p. 69.
- (5) Reichsarbeitsblatt, 1938, I. p. 69.
- (6) Reichsarbeitsblatt, 1938, I. p. 330.
- (7) Reichsarbeitsblatt, 1939, I. p. 74.
- (8) Reichsarbeitsblatt, 1936, I. p. 294.
- (9) Reichsarbeitsblatt, 1939, I. p. 126.
- (10) Reichsarbeitsblatt, 1936, I. p. 296.
- (11) Reichsarbeitsblatt, 1937, I. p. 93.
- (12) Reichsarbeitsblatt, 1938, I. p. 6.
- (13) Reichsgesetzblatt, 1939, I. p. 327
- (14) Reichsgesetzblatt, 1939, I. p. 498.
- (15) Reichsgesetzblatt, 1939, I. p. 824.
- (16) Reichsgesetzblatt, 1932, I. p. 326.
- (17) Reichsgesetzblatt, 1936, I. p. 327

- (18) Reichsgesetzblatt, 1937, I. p. 1158.
- (19) Reichsarbeitsblatt, 1938, I. p. 46.
- (20) Reichsarbeitsblatt, 1939, I. p. 48.
- (21) 本年五月四日國會において戦争進行のために婦人労働力の動員が緊急の必要であることをピットラーは特に強調してゐる。「余はドイツ女子青年並に婦人も亦別に國家に對する絶大なる貢獻をなし得ることは信じて疑はない。數百萬の農村婦人は男子に代つて野良仕事につき、また數百萬の婦人が工場に、事務所に、商店に各其の義務を果しつゝある」五月六日朝日新聞
- (22) Reichsarbeitsblatt, 1939, I. p. 74.
- (23) Reichsgesetzblatt, 1939, I. p. 1867.
- (24) Reichsarbeitsblatt 1938, I. p. 267.
- (25) Reichsgesetzblatt, 1983, I. p. 652.
- (26) Reichsgesetzblatt, 1939, I. p. 106.
- (27) Reichsgesetzblatt, 1939, I. p. 126.
- (28) Reichsarbeitsblatt, 1927, I. p. 38.
- (29) Reichsgesetzblatt, 1937, I. p. 248.
- (30) Reichsarbeitsblatt, 1938, I. p. 69.
- (31) Reichsarbeitsblatt, 1929, Z, P. 44.

*

*

*

*

統 計

昭和 15 年 10 月 1 日現在全國道府縣郡島嶼市(區)別人口

人口問題研究 第二卷 第五號

道府縣郡島 嶼市(區)別	總 數	男	女	道府縣郡島 嶼市(區)別	總 數	男	女
全 國	73,114,308 (41,808)	36,566,010	36,548,298	下 北 郡 三 戸 郡	70,056 113,572	35,703 55,612	34,353 57,960
北 海 道	3,272,718 (2,178)	1,695,600	1,577,118	岩 手 縣	1,095,793 (246)	544,276	551,517
札 幌 市	206,103 (128)	102,112	103,991	盛 岡 市	79,478 (238)	39,462	40,016
旭 川 市	87,514 (204)	43,809	43,705	釜 石 市 郡	42,167	22,767	19,400
小 樽 市	164,282 (30)	82,435	81,847	紫 波 郡	94,085	47,369	46,716
函 館 市	203,862 (253)	102,121	101,741	貫 貫 郡	49,808	24,409	25,399
室 蘭 市	107,628 (3)	60,321	47,307	和 賀 郡 澤 刺 郡	64,846	31,479	33,367
釧 路 市	63,180 (196)	33,700	29,480	西 磐 井 郡	80,823	39,915	40,908
帶 廣 市	36,555 (131)	18,145	18,410	氣 仙 郡 閉 伊 郡	76,228	37,565	38,663
石 狩 支 廳	153,389 (423)	78,960	74,429	下 戸 郡	49,851	24,399	25,452
空 知 支 廳	496,977 (14)	262,714	234,263	東 磐 井 郡	61,229 (8)	29,929	31,300
上 川 支 廳	292,176 (4)	149,890	142,286	宮 城 縣	86,451	42,780	43,671
後 志 支 廳 檜 島 支 廳 渡 瀨 支 廳 日 高 支 廳	162,087 78,035 196,128 115,005 76,668	82,048 40,211 103,019 59,628 39,697	80,039 37,824 93,109 55,377 36,971	氣 仙 郡 閉 伊 郡 下 戸 郡	73,852 66,032 119,257 86,661 65,025	35,584 33,623 61,064 41,694 32,237	38,268 32,409 58,193 44,967 32,788
十 勝 支 廳 釧 路 國 支 廳 根 室 支 廳 網 走 支 廳	182,823 106,898 83,712 293,229 (792)	94,318 57,423 45,434 152,521	88,505 49,475 38,278 140,708	宮 城 縣	1,271,238 (1,157)	637,888	633,350
宗 谷 支 廳	77,189	40,710	36,479	仙 臺 市	223,630 (1,149)	109,505	114,125
留 萌 支 廳	89,278	46,384	42,894	石 卷 市	36,442 (5)	18,886	17,556
青 森 縣	1,000,509 (590)	496,614	503,895	刈 田 郡 柴 伊 郡	53,482 48,315 54,735	26,905 23,787 27,152	26,577 24,528 27,583
弘 前 市	51,498 (9)	24,344	27,154	瓦 理 郡 名 取 郡 宮 川 郡 黒 加 美 郡	34,229 62,656 111,609 32,970 38,168	16,948 31,218 59,389 16,719 18,945	17,281 31,438 52,220 16,251 19,223
青 森 市	99,065 (12)	49,003	50,062	志 田 郡	53,794 (3)	26,623	27,171
八 戸 市	73,494 (4)	37,626	35,868	玉 造 郡 遠 田 郡 栗 原 郡 登 米 郡	33,541 59,422 110,518 93,040	16,411 29,528 55,922 46,431	17,130 29,894 54,596 46,609
東 津 輕 郡	86,915 (565)	43,318	43,597	桃 生 郡 牡 鹿 郡 本 吉 郡	81,641 50,391 92,655	41,012 25,990 46,517	40,629 24,401 46,138
西 津 輕 郡	78,094	38,476	39,618	秋 田 縣	1,052,275 (328)	524,018	528,257
中 津 輕 郡 南 津 輕 郡 北 津 輕 郡 上 北 郡	72,392 134,791 87,720 132,912	25,951 66,893 43,631 66,057	36,441 67,898 44,089 66,855	秋 田 市	61,791 (322)	30,336	31,455
				能 代 市	37,054	18,014	19,040

道府縣郡島 嶼市(區)別		總	數	男	女	道府縣郡島 嶼市(區)別		總	數	男	女
統	鹿角郡	62,437	31,508	30,929	雙葉郡	66,209	31,908	34,301			
	北秋田郡	133,013	66,388	66,625	相馬郡	109,397	53,183	56,214			
計	(5)				茨城縣	1,620,000	801,914	818,086			
	山本郡	72,053	35,161	36,892							
	山秋田郡	139,867	68,356	71,511	水戸市	66,293	32,401	33,892			
	南秋邊郡	44,790	22,482	22,308					(395)		
	由利郡	123,177	61,015	62,162	日立市	82,885	43,727	39,158			
	仙北郡	163,512	82,604	80,908	日東茨城郡	126,614	63,106	63,508			
	(1)				西茨城郡	74,161	36,248	37,913			
	平鹿郡	116,020	58,099	57,921	那珂郡	131,553	65,003	66,550			
	雄勝郡	98,561	50,055	48,506	久慈郡	123,944	60,938	63,006			
山形縣	1,119,338	548,404	570,934	多賀郡					95,391	48,155	47,236
	(96)				鹿島郡	94,063	45,655	48,408			
	山形市	69,184	33,474	35,710	行方郡	62,699	30,684	32,015			
	(89)				稻治郡	118,326	59,223	59,103			
	米澤市	48,816	22,919	25,897	筑波郡	85,703	42,502	43,201			
	(1)								眞壁郡	128,198	63,409
	鶴岡市	35,986	16,671	19,315	(16)						
	(2)				結城郡	110,371	54,199	56,172			
	酒田市	31,958	15,127	16,831	猿島郡	123,120	59,875	63,245			
	(4)				北相馬郡	51,479	25,197	26,282			
	南村山郡	68,806	33,561	35,245							
	東村山郡	100,371	49,350	51,021	栃木縣	1,206,657	591,599	615,058			
	西北村山郡	102,954	51,232	51,722					宇都宮市	87,868	42,709
	北村山郡	110,641	54,665	55,976	(674)						
	最上郡	101,074	50,711	50,363	足利市	48,310	23,218	25,092			
	南置賜郡	35,607	18,011	17,596	栃木市	31,195	15,159	16,036			
	東置賜郡	100,583	49,073	51,518	(194)						
	西置賜郡	81,465	41,031	40,434	河内郡	116,015	57,842	58,173			
	東田川郡	94,072	46,559	47,513	上都賀郡	154,368	76,762	77,606			
	西田川郡	64,085	30,043	34,042	芳賀郡	124,893	61,755	63,138			
	飽海郡	73,736	35,977	37,759	下都賀郡	187,454	92,392	95,062			
福島縣	1,625,521	799,788	825,733	鹽谷郡	96,575	47,327	49,248				
	(61)			那須郡	183,156	89,516	93,640				
	福島市	48,287	23,042	25,245	安蘇郡	92,094	44,597	47,497			
	(21)				足利郡	84,729	40,322	44,407			
	若松市	48,091	23,641	24,450	群馬縣	1,299,027	637,708	661,319			
	(8)								前橋市	86,997	40,435
	郡山市	57,402	26,997	30,405	(493)						
	(4)				高崎市	71,002	34,726	36,276			
	平市	30,126	14,673	15,453	(7)						
	(23)				桐生市	86,086	39,495	46,591			
	信夫郡	89,170	44,054	45,116	勢多市	40,004	19,052	20,952			
	伊達郡	131,805	64,282	67,523	伊勢郡	130,421	64,839	65,582			
	安達郡	109,525	53,929	55,596	群馬縣	150,373	74,063	76,310			
	安積郡	56,041	27,973	28,068					馬野郡	83,741	40,806
	岩瀬郡	60,176	29,172	31,004	北野郡	87,015	42,726	44,289			
	南會津郡	49,921	25,268	24,653	甘水郡	67,854	33,660	34,194			
	北會津郡	39,080	18,974	20,106	碓氷郡	70,139	35,641	34,498			
	耶麻郡	101,394	49,633	51,761	利根郡	87,055	43,943	43,112			
	河沼郡	58,166	28,751	29,415	根波郡	79,338	38,356	40,982			
	大沼郡	51,916	25,758	26,158	田島郡	111,793	57,567	54,226			
	東白川郡	52,327	25,720	26,607	新山郡	46,700	22,712	23,988			
	西白河郡	76,834	38,029	38,805							
	(5)										
	石川郡	51,277	25,133	26,144							
	石田村	114,331	55,788	58,543							
	石城郡	224,046	113,880	110,166							

道府縣郡島 巽市(區)別	總 數	男	女	道府縣郡島 巽市(區)別	總 數	男	女
邑 樂 郡	100,509	49,687	50,822	下 谷 區	189,191	96,503	92,688
崎 玉 縣	1,608,039 (722)	798,321	809,718	淺 草 區	271,063	137,226	133,837
川 越 市	38,407 (248)	18,730	19,677	本 所 區	273,407	144,372	129,035
熊 谷 市	39,412 (8)	18,348	21,064	深 川 區	226,754	119,657	107,097
川 口 市	97,115 (466)	51,665	45,450	品 川 區	231,303	120,779	110,524
浦 和 市	59,671	30,514	29,157	目 黒 區	198,795	102,274	96,521
北 足 立 郡	266,605	132,898	133,707	荏 原 區	188,100	97,285	90,815
入 間 郡	242,152	121,077	121,075	大 森 區	278,985	143,871	135,114
比 企 郡	102,213	50,571	51,642	浦 田 區	252,799	141,268	111,531
秩 父 郡	116,920	57,607	59,313	世 田 谷 區	281,804	141,241	140,563
大 里 郡	85,111	40,512	44,599	澁 谷 區	256,706	127,423	129,283
北 葛 郡	150,716	74,066	76,650	澁 野 區	189,152	96,667	92,485
北 葛 郡	162,628	79,388	83,240	中 野 區	214,117 (1,021)	110,010	104,107
北 葛 郡	152,613	76,354	76,259	杉 並 區	245,435	123,600	121,835
北 葛 郡	94,476	46,591	47,885	豐 島 區	312,209 (1,459)	158,424	153,785
千 葉 縣	1,588,425 (854)	776,541	811,884	瀧 野 川 區	130,705	67,155	63,550
千 葉 市	92,061 (843)	45,272	46,789	瀧 川 區	351,281	181,852	169,429
銚 子 市	61,198	29,170	32,028	荒 川 區	220,304	113,263	107,041
銚 子 市	58,060	28,324	29,736	板 橋 區	233,115	122,428	110,687
船 橋 市	50,907	25,224	25,683	足 立 區	231,246	119,230	112,016
館 山 市	28,591	13,529	15,062	向 島 區	206,402	105,792	100,610
安 房 郡	129,128	62,414	66,714	城 東 區	192,400	100,213	92,187
夷 郡	91,909	44,364	47,545	葛 飾 區	153,041 (1,066)	79,608	73,433
津 郡	141,033 (3)	69,735	71,298	江 戶 川 區	177,304	91,043	86,261
長 生 郡	92,091	45,316	46,775	八 王 子 市	62,279 (144)	29,947	32,332
山 武 郡	127,515	62,043	65,472	西 多 摩 郡	106,617	54,310	52,307
市 原 郡	75,069	37,036	38,033	南 多 摩 郡	103,740	52,265	51,475
千 葉 郡	68,723	34,368	34,355	北 多 摩 郡	264,203 (2,147)	144,377	119,826
東 葛 郡	180,710	89,469	91,241	大 島 島	22,621	11,247	11,374
印 旛 郡	146,086	71,754	74,332	八 丈 島	9,346	4,576	4,770
香 取 郡	153,292	74,304	78,988	小 笠 原 島	7,361	4,263	3,098
海 上 郡	45,492	21,795	23,697	神 奈 川 縣	2,188,974 (3,208)	1,137,936	1,051,038
匝 瑛 郡	46,560 (8)	22,424	24,136	橫 濱 市	968,091 (2,878)	503,199	464,892
東 京 府	7,354,971 (5,837)	3,795,875	3,559,096	鶴 見 區	172,587	95,067	77,520
東 京 市	6,778,804 (3,546)	3,494,890	3,283,914	神 奈 川 區	169,408	89,386	80,022
魏 町 區	58,521	28,541	29,980	中 區	386,020 (2,878)	196,155	189,865
神 田 區	128,178	70,004	58,174	保 土 ヶ 谷 區	63,981	31,708	32,273
日 本 橋 區	101,777	55,068	46,709	磯 子 區	76,966	40,085	36,881
京 橋 區	142,269	74,510	67,759	戶 塚 區	42,697	22,128	20,569
芝 麻 區	191,445	102,392	89,053	港 北 區	56,432	28,670	27,762
赤 坂 區	89,163	44,664	44,499	須 賀 市	193,358	104,539	88,819
布 坂 區	55,704	25,884	29,820	川 崎 市	300,777	165,673	135,104
赤 谷 區	76,440	36,260	40,180	平 塚 市	43,148	20,721	22,427
牛 込 區	128,888	64,234	64,654	鎌 倉 市	40,151	18,819	21,332
小 石 川 區	154,655	77,975	76,680	藤 澤 市	36,769	18,189	18,580
本 郷 區	146,146	74,174	71,972	三 浦 郡	106,082 (54)	54,226	51,856
				鎌 倉 郡	25,099	12,549	12,550
				高 座 郡	123,814	64,159	59,655
				中 郡	107,595	54,259	53,336
				足 柄 上 郡	54,980	27,424	27,556

統計

道府縣郡島 嶼市(區)別	總 數	男	女	道府縣郡島 嶼市(區)別	總 數	男	女
足柄下郡	111,947 (276)	55,409	56,538	鳳至郡	84,341	40,697	43,644
愛甲郡	46,250	23,284	22,966	珠洲郡	40,592	19,618	20,974
津久井郡	30,913	15,486	15,427	福井縣	643,904 (170)	312,075	331,829
新瀉縣	2,064,402 (310)	1,017,080	1,047,322	福井市	94,595 (170)	44,907	49,688
新瀉市	150,903 (297)	74,689	76,214	敦賀市	31,346	15,243	16,103
長岡市	66,987 (9)	33,074	33,913	敦賀郡	26,622	12,505	14,117
高田市	30,152 (3)	14,203	15,949	足吉坂井郡	51,492	25,035	26,457
三條市	36,541	18,552	17,989	大野郡	81,295	40,182	41,113
北蒲原郡	29,567	14,488	15,079	大今丹郡	62,154	29,743	32,411
中西蒲原郡	214,625 (1)	104,603	110,022	野生條賀郡	56,458	27,680	28,778
東蒲原郡	203,731	99,552	104,179	三遠郡	44,620	21,817	22,803
南蒲原郡	150,830	73,758	77,072	三方郡	14,099	7,130	6,969
北蒲原郡	118,719	58,135	60,584	大飯郡	43,022	21,038	21,984
三島郡	29,967	15,052	14,915	山梨縣	663,026 (378)	328,056	334,970
古志郡	89,506	43,586	45,920	甲府市	102,419 (378)	49,352	53,067
北魚沼郡	94,332	47,360	46,972	東山梨郡	77,666	38,744	38,922
南魚沼郡	79,396	40,034	39,362	西山梨郡	15,357	7,575	7,782
中魚沼郡	70,408	35,947	34,461	東八代郡	58,168	29,128	29,040
刈羽郡	95,269	48,367	46,902	西八代郡	50,273	26,457	23,816
刈東郡	93,802	45,716	48,086	南巨摩郡	56,092	28,073	28,019
頸城郡	56,001	27,918	28,083	中巨摩郡	82,330	40,126	42,204
中頸城郡	189,246	93,590	95,656	北巨摩郡	80,441	39,790	40,651
西頸城郡	69,848	34,823	35,025	都留郡	83,481	40,458	43,023
岩船郡	85,556	41,117	44,439	長野縣	56,799	28,353	28,446
佐渡郡	109,016	52,516	56,500	長野市	1,710,729 (553)	833,987	876,742
富山縣	822,569 (153)	401,261	421,308	長野市	76,861 (394)	37,644	39,217
富山市	127,859	63,661	64,198	松本市	72,795 (148)	34,490	38,305
高岡市	59,434 (29)	28,903	30,531	上田市	35,069 (6)	16,414	18,655
上新川郡	49,274 (124)	24,558	24,716	岡谷市	40,033	15,578	24,455
中新川郡	79,336	38,137	41,199	飯田市	28,491 (5)	13,773	14,721
下新川郡	109,789	52,971	56,818	南佐久郡	78,111	38,850	39,261
婦負郡	65,751	32,432	33,319	北佐久郡	100,870	49,676	51,194
射水郡	100,867	48,784	52,083	小縣郡	117,331	56,202	61,129
氷見郡	58,032	28,462	29,570	上伊那郡	126,572	58,024	68,548
東礪波郡	85,397	40,959	44,438	下伊那郡	149,895	73,984	75,911
西礪波郡	86,830	42,394	44,436	西筑摩郡	152,438	76,096	76,342
石川縣	757,676 (380)	363,922	393,754	東南筑摩郡	63,850	33,461	30,389
金澤市	186,297 (377)	89,150	97,147	南安曇郡	134,593	65,969	68,624
七尾市	29,987 (3)	14,497	15,490	北安曇郡	58,474	28,324	30,150
江沼郡	56,317	26,511	29,806	更埴郡	65,799	32,770	33,029
能美郡	107,445	52,164	55,281	上高井郡	80,774	39,790	40,984
石川郡	74,292	35,789	38,503	下高井郡	52,485	25,457	27,028
河北郡	60,649	29,028	31,621	上水内郡	59,651	28,910	30,741
鹿島郡	66,370	31,631	34,739		69,659	34,772	34,887
	51,386	24,837	26,549		109,589	54,889	54,700

九九



道府縣郡島 嶼市(區)別	總 數	男	女	道府縣郡島 嶼市(區)別	總 數	男	女
下水內郡	37,386	18,914	18,472	千種區	107,435 (1,444)	56,585	50,850
岐阜縣	1,265,024 (340)	632,820	632,204	東區	205,458 (287)	104,825	100,633
岐阜市	172,340 (329)	82,440	89,900	西中村區	185,705	94,456	91,249
大垣市	56,117	25,866	30,251	中區	125,237	62,972	62,265
高山市	31,296 (7)	15,509	15,787	昭和田區	182,556	94,866	87,690
多治見市	26,820	13,477	13,343	熱中區	98,089	52,497	45,592
稻葉郡	65,956	35,314	30,642	港南區	88,208	45,316	42,892
羽島郡	59,434	28,860	30,574	豐橋市	51,607	28,868	22,739
海津郡	25,906	12,671	13,235	岡崎市	96,933	52,453	44,480
養老郡	31,927	15,832	16,095	一宮市	142,716 (10)	66,493	76,223
不破郡	34,401	16,358	18,043	瀨戶市	84,073 (233)	39,575	44,498
安土郡	41,269	20,317	20,952	半田	70,792	33,048	37,744
揖斐郡	52,830	26,437	26,393	春日井郡	45,775	22,860	22,915
本巣郡	47,942	24,285	23,657	西春日井郡	49,153	23,560	25,593
山梨郡	28,756	14,607	14,149	愛知郡	57,613	29,651	27,962
武儀郡	94,556	47,485	47,071	東春日井郡	108,437	55,031	53,406
上郡	57,913	29,846	28,067	西春日井郡	57,323	28,681	28,642
加茂郡	82,755	41,767	40,988	丹波郡	86,506	41,762	44,744
可兒郡	36,970 (4)	18,588	18,382	栗原郡	32,101	14,802	17,299
土岐郡	75,735	38,043	37,692	中海島郡	114,237	54,081	60,156
惠那郡	114,270	56,823	57,447	海部郡	134,748	65,694	69,054
益田郡	40,284	20,825	19,459	多海郡	171,204	83,287	87,917
大野郡	31,452	16,665	14,787	豆郡	188,121	92,340	95,781
吉野郡	56,095	30,805	25,290	額田郡	95,438	46,060	49,378
靜岡縣	2,017,860 (869)	996,813	1,021,047	西加茂郡	44,403	21,493	22,910
靜岡市	212,198 (559)	105,553	106,645	東加茂郡	58,815	29,683	29,132
濱松市	166,346 (282)	80,628	85,718	北設樂郡	31,507	15,674	15,833
沼津市	53,165 (28)	24,988	28,177	南設樂郡	35,309	18,043	17,266
清水市	68,617	34,491	34,126	寶飯郡	32,338	15,974	16,364
熱海市	24,477	11,340	13,137	渥美郡	103,673	50,401	53,272
賀茂郡	84,244	41,572	42,672	入郡	67,319	33,198	34,121
田方郡	160,577	79,178	81,399	三重縣	26,907	13,337	13,570
東郡	123,722	59,934	63,788	津市	1,198,783 (689)	585,427	613,356
土原郡	154,912	77,143	77,769	四日市市	68,625 (651)	32,310	36,315
富原郡	91,426	46,450	44,976	宇治山田市	63,732 (18)	31,732	32,000
安志郡	38,985	20,112	18,873	名阪市	52,555 (20)	24,994	27,561
志太郡	173,527	86,411	87,116	桑名市	35,391	15,976	19,415
原野郡	107,832	54,230	53,602	桑名郡	41,848	20,209	21,639
笠智郡	120,589	60,191	60,398	桑名郡	28,944	14,229	14,715
小周郡	51,922	26,242	25,680	員辨郡	42,519	21,169	21,050
磐城郡	149,203	74,514	74,689	三鈴郡	110,652	52,430	58,222
引佐郡	184,208	87,851	96,357	河鹿郡	57,275	28,100	29,175
愛知縣	3,166,592 (2,024)	1,582,580	1,584,012	濃志郡	69,766	34,488	35,278
名古屋市	1,328,084 (1,731)	687,852	640,232	安濃郡	26,096	13,048	13,048
				飯多郡	90,059	44,895	45,164
				會郡	59,291	29,690	29,601
					47,523	23,952	23,571
					108,211	52,769	55,442

統計

道府縣郡島 嶼市(區)別	總數	男	女	道府縣郡島 嶼市(區)別	總數	男	女
阿名志北南	70,636	34,419	36,217	熊野郡	16,432	8,078	8,354
山賀摩牟婁	44,166	21,625	22,541	大阪府	4,792,966	2,460,574	2,332,392
郡郡郡郡	74,190	35,182	39,008	大阪府	(3,646)		
郡郡郡郡	46,778	23,421	23,357	大阪府	3,252,340	1,691,176	1,561,164
郡郡郡郡	60,526	30,489	30,037	大阪府	(625)		
滋賀縣	703,679	341,631	362,048	大阪府	(625)		
大津市	67,532	33,054	34,478	北區	239,432	121,959	117,473
彦根市	36,143	16,315	19,828	北區	(625)		
滋賀郡	33,767	16,467	17,300	此花區區區	215,775	116,768	99,007
栗原郡	58,441	28,745	29,696	此花區區區	148,580	82,398	66,182
野洲郡	43,238	21,500	21,738	西區區區	117,229	59,678	57,551
甲斐郡	72,424	35,608	36,816	港正區區區	322,231	172,139	150,092
蒲生郡	91,807	44,255	47,552	港正區區區	137,931	76,883	61,048
神崎郡	37,713	17,872	19,841	港正區區區	119,117	58,055	61,062
愛知郡	42,876	20,563	22,313	港正區區區	104,638	51,275	53,363
犬上郡	34,193	16,328	17,865	港正區區區	139,806	73,786	66,020
阪東郡	76,241	36,482	39,759	西淀川區區區	226,498	121,655	104,843
淺井郡	33,613	16,549	17,064	西淀川區區區	267,944	140,478	127,466
伊香島郡	30,103	15,273	14,830	西淀川區區區	371,813	191,614	180,199
高島郡	45,588	22,620	22,968	西淀川區區區	248,875	128,806	120,069
京都府	1,729,993	863,494	866,499	西淀川區區區	376,643	183,802	192,841
京都市	1,089,726	545,107	544,619	西成區區區	215,828	111,880	103,948
上左中東	251,937	122,998	128,939	西成區區區	182,147	92,766	89,381
京京京	127,571	64,135	63,436	岸和田市	(3,021)		
京京京	172,824	89,779	83,045	岸和田市	46,486	22,275	24,211
東山區	116,313	54,221	62,092	岸和田市	45,013	21,715	23,298
下右伏	236,748	121,852	114,896	岸和田市	134,724	69,171	65,553
伏見區	91,619	46,593	45,026	池田市	35,494	17,617	17,877
知山區	92,714	45,529	47,185	池田市	65,812	33,495	32,317
福知山	31,848	15,136	16,712	池田市	108,104	54,444	53,660
舞鶴市	29,903	14,769	15,134	池田市	62,523	31,506	31,017
東愛葛乙	49,810	26,565	23,245	池田市	169,248	82,961	86,287
舞野郡	11,691	6,129	5,562	泉南郡	175,775	82,405	93,370
岩野郡	1,704	885	819	泉南郡	142,302	71,605	70,697
訓治郡	29,724	15,005	14,719	泉南郡	206,452	104,778	101,674
乙字郡	9,157	4,848	4,309	泉南郡	166,546	84,660	81,886
久綴相南	36,609	18,425	18,184	兵庫縣	3,221,232	1,622,778	1,598,454
世喜樂	41,522	20,713	20,809	神戶市	(1,831)		
桑田郡	44,403	22,300	22,103	神戶市	967,234	491,553	475,681
桑田郡	36,391	18,181	18,210	灘區區區	(1,285)		
北桑田郡	19,587	10,194	9,393	灘區區區	155,498	77,356	78,142
船天何加與	51,337	25,380	25,957	灘區區區	123,846	63,725	60,121
井田郡	34,729	17,370	17,359	灘區區區	79,850	40,354	39,496
鹿鹿郡	46,882	21,920	24,962	灘區區區	62,382	30,016	32,366
佐佐郡	27,773	13,954	13,819	湊區區區	(169)		
加與郡	62,943	30,445	32,498	湊區區區	53,727	27,379	26,348
中竹野郡	24,345	11,984	12,361	兵庫區區區	(1,116)		
	33,477	16,106	17,371	兵庫區區區	149,363	77,551	71,812
				兵庫區區區	229,356	118,880	110,476
				兵庫區區區	113,212	56,292	56,920
				姫路市	104,259	49,548	54,711
				姫路市	(535)		
				尼崎市	181,011	96,115	84,896
				尼崎市	47,751	23,230	24,521
				尼崎市	103,774	50,377	53,397
				尼崎市	29,461	13,943	15,518
				尼崎市	(1)		
				飾磨市	35,061	18,060	17,001

道府縣郡島 巽市(區)別	總 數	男	女	道府縣郡島 巽市(區)別	總 數	男	女
武庫郡	259,408	132,250	127,158	鳥取市	49,261	23,058	26,203
川邊馬郡	128,924	64,333	64,591	米子市	47,051	22,517	24,534
有明郡	44,990	22,779	22,211	岩美郡	(225)		
美石郡	81,950	41,773	40,177	八頭郡	35,745	17,469	18,276
加東郡	42,634	21,706	20,928	氣高郡	63,801	31,294	32,507
多加郡	55,686	27,677	28,009	西伯郡	48,153	23,359	24,794
加西郡	49,693	23,285	26,408	日野郡	(133)		
加南郡	41,551	20,714	20,837	島根縣	112,498	54,393	58,105
印郡	99,455	48,931	50,524	根野郡	90,336	43,278	47,058
飾磨郡	60,913	30,410	30,503	根市	37,545	18,596	18,949
神保郡	66,021	34,000	32,021	江津市	740,940	367,855	373,085
赤穂郡	55,594	27,771	27,823	八束郡	(233)		
佐用郡	96,275	48,495	47,780	能多郡	55,506	27,284	28,222
粟崎郡	78,560	40,598	37,962	仁多郡	(228)		
大石郡	27,383	13,746	13,637	大原郡	80,457	39,948	40,509
奈良市	55,329	27,510	27,819	飯石郡	46,239	22,974	23,265
奈良市	80,814	40,325	40,489	安藝郡	27,206	13,985	13,221
添上郡	(10)			大原郡	33,597	17,115	16,482
生駒郡	24,525	12,297	12,228	石川郡	35,379	18,214	17,165
山邊郡	50,465	25,177	25,288	濃智郡	138,087	67,205	70,882
磯城郡	34,799	17,547	17,252	安摩郡	24,969	12,394	12,575
宇陀郡	44,988	22,563	22,425	智郡	29,492	14,193	15,299
高市郡	70,276	35,082	35,194	那賀郡	54,883	28,006	26,877
北南宇	46,814	23,176	23,638	美濃郡	95,586	46,339	49,247
宇智郡	92,934	46,384	46,550	鹿足郡	(5)		
吉野郡	62,700	31,423	31,277	鹿島郡	56,877	28,910	27,967
和歌山縣	620,509	305,681	314,828	岡山縣	30,868	15,908	14,960
和歌山市	(379)			岡山市	31,794	15,380	16,414
新宮市	57,273	27,477	29,796	倉敷市	1,329,358	651,197	678,161
南海市	(376)			敷山	(731)		
海草郡	36,604	18,203	18,401	津野市	163,552	77,381	86,171
那賀郡	84,933	40,891	44,042	赤野郡	(712)		
那賀郡	46,154	23,482	22,672	和氣郡	32,228	14,703	17,525
那賀郡	78,697	38,745	39,952	久道郡	35,111	16,364	18,747
那賀郡	38,064	19,168	18,896	上島郡	(12)		
那賀郡	45,697	22,114	23,583	窪口郡	35,467	18,909	16,558
那賀郡	77,278	37,438	39,840	都窪郡	49,240	24,448	24,792
那賀郡	31,235	15,003	16,232	小田郡	43,229	21,368	21,861
那賀郡	27,063	13,365	13,698	後備郡	53,842	27,145	26,697
那賀郡	(3)			上房郡	50,711	25,814	24,897
那賀郡	97,511	49,795	47,716	川上郡	43,379	20,734	22,645
和歌山縣	865,074	427,217	437,857	阿真郡	101,944	48,085	53,859
和歌山市	(337)			勝田郡	67,812	32,904	34,908
新宮市	195,203	94,413	100,790	小田郡	100,633	48,769	51,864
南海市	(333)			後備郡	(4)		
海草郡	32,403	15,638	16,765	上房郡	83,124	40,475	42,649
那賀郡	29,091	14,034	15,057	川上郡	38,535	18,804	19,731
那賀郡	75,660	37,668	37,992	阿真郡	61,140	30,091	31,049
那賀郡	95,216	47,515	47,701	勝田郡	41,473	20,602	20,871
那賀郡	78,277	38,977	39,300	勝田郡	(3)		
那賀郡	81,448	40,862	40,586	勝田郡	40,704	20,473	20,231
那賀郡	101,537	50,442	51,095	勝田郡	51,795	26,256	25,539
那賀郡	113,744	56,551	57,193	勝田郡	61,130	30,350	30,780
那賀郡	(4)			勝田郡	44,273	22,321	21,952
那賀郡	62,495	31,117	31,378	勝田郡	50,903	25,508	25,395
鳥取縣	484,390	233,964	250,426	勝田郡	36,352	18,126	18,226
	(358)			勝田郡	42,781	21,567	21,214

人口問題研究
第二卷
第五號

統計

道府縣郡島 嶼市(區)別	總數	男	女	道府縣郡島 嶼市(區)別	總數	男	女
廣島縣	1,869,504 (1,352)	936,936	932,568	名東郡	26,732	13,338	13,394
廣島市	343,968 (1,131)	171,434	172,534	勝那浦郡	42,278	20,991	21,287
吳市	238,195 (12)	122,997	115,198	那賀郡	92,271	45,936	46,335
尾道市	48,726 (139)	23,952	24,774	海部郡	42,940	21,544	21,396
福山市	56,653	26,970	29,683	西郡	42,096	20,808	21,288
三原市	39,072	18,965	20,107	板野郡	111,313	55,020	56,293
安佐郡	124,245	62,507	61,738	阿波郡	37,886	18,751	19,135
佐伯郡	110,410	55,980	54,430	植馬郡	49,210	24,315	24,895
安田郡	61,925	31,007	30,918	美馬郡	85,094	42,337	42,757
高田郡	50,613	25,668	24,945	三好郡	69,316	34,196	35,120
賀茂郡	53,967	26,624	27,343	香川縣	730,394 (674)	359,139	371,255
御世沼	124,199	64,467	59,732	高松市	111,207 (656)	53,967	57,240
深葦郡	111,542	55,120	56,422	丸龜市	26,928 (18)	12,563	14,365
安品郡	90,185	45,429	44,756	大川郡	79,298	38,866	40,432
石奴三郡	36,504	18,338	18,166	木田郡	61,651	30,922	30,729
比婆郡	88,730	43,047	45,683	小豆郡	45,716	22,525	23,191
山口縣	1,294,242 (818)	658,265	635,977	香川郡	65,782	33,064	32,718
下關市	196,022 (49)	100,569	95,453	綾中郡	119,362	59,474	59,888
宇部市	100,680	54,002	46,678	三豊郡	89,063	43,457	45,606
萩市	34,579 (573)	17,160	17,419	愛媛縣	131,387	64,301	67,086
萩山	32,270	15,586	16,684	松山市	117,534 (323)	57,415	60,119
防下府	38,419 (2)	20,057	18,362	今治市	55,557	25,515	30,042
大玖島郡	58,800	29,401	29,489	宇和島市	52,101 (48)	25,036	27,065
熊毛郡	33,212	17,849	15,363	八幡濱市	31,728	15,120	16,698
吉野郡	51,045 (181)	26,037	25,008	新居濱市	42,392	22,669	19,723
厚狭郡	52,355	24,947	27,408	温泉郡	107,992	53,458	54,534
阿蘇郡	103,158	51,893	51,265	越智郡	111,994	54,631	57,363
浦津郡	80,495	40,498	39,997	周桑郡	50,691	25,121	25,570
美濃郡	67,864	35,370	32,494	新居郡	84,124 (10)	42,095	42,029
波敷郡	32,802	16,573	16,229	宇摩郡	75,631	37,492	38,139
吉野郡	82,944	41,349	41,595	上伊豫郡	40,837	20,668	20,169
阿蘇郡	102,743 (13)	53,271	49,472	浮穴郡	66,396	32,863	33,533
浦津郡	63,389	31,484	31,905	多郡	84,277 (5)	41,671	42,606
美濃郡	44,716	22,749	21,967	西宇和郡	69,153	32,646	36,507
武蔵郡	50,776	25,049	25,727	東宇和郡	57,755	28,542	29,213
阿蘇郡	67,883	34,421	33,462	北宇和郡	94,071	47,538	46,533
德島縣	718,717 (482)	354,423	364,294	高知縣	36,472	18,359	18,113
德島市	119,581 (482)	57,187	62,394	高知市	709,286 (426)	348,907	360,379
				安藝郡	106,644 (426)	49,884	56,760
				美濃郡	80,864	39,498	41,366
				岡佐郡	70,224	33,990	36,234
				長土郡	72,040	35,799	36,241
				吾高川岡郡	35,387	18,057	17,330
					70,159	35,081	35,078
					145,264	72,562	72,702

九五

道府縣郡島 巖市(區)別	總 數	男	女	道府縣郡島 巖市(區)別	總 數	男	女
幡 多 郡	128,704	64,036	64,668	諫 早 市	44,418 (1,177)	21,966	22,452
福 岡 縣	3,094,132 (2,122)	1,577,063	1,517,069	西 彼 杵 郡	165,747	86,312	79,435
福 岡 市	306,763 (1,281)	149,598	157,165	東 彼 杵 郡	88,746 (30)	43,645	45,101
若 松 市	88,901	46,595	42,306	北 高 來 郡	35,544	17,594	17,950
八 幡 市	261,309	138,420	122,889	南 高 來 郡	141,443	70,040	71,403
戸 幡 市	84,260	44,742	39,518	北 高 松 郡	201,570 (10)	104,793	96,777
久 留 米 市	89,490 (288)	41,949	47,541	南 松 浦 郡	106,628 (1)	52,780	53,848
大 牟 田 市	124,266	63,718	60,548	壹 岐 郡	40,349	19,839	20,510
小 倉 市	173,639 (536)	93,999	79,640	對 馬 郡	56,588 (73)	30,371	26,217
門 司 市	138,997	73,686	65,311	熊 本 縣	1,368,179 (757)	666,886	701,293
直 方 市	47,026	23,795	23,231	熊 本 市	194,139 (743)	93,013	101,126
飯 塚 市	46,685 (17)	23,244	23,441	八 代 市	33,586 (12)	16,211	17,375
糟 屋 郡	127,461	65,436	62,025	飽 託 郡	83,573	40,835	42,738
宗 像 郡	44,054	21,724	22,330	宇 土 郡	44,835	21,859	22,976
遠 賀 郡	116,771	61,746	55,025	玉 名 郡	148,578	72,928	75,650
鞍 手 郡	110,838	58,009	52,829	鹿 本 郡	79,056	38,269	40,787
嘉 穂 郡	236,274	124,354	111,920	阿 蘇 郡	86,376	42,056	44,320
朝 倉 郡	85,775	42,193	43,582	上 城 郡	89,888	44,619	45,269
筑 紫 郡	63,036	31,792	31,244	下 城 郡	85,006	41,114	43,892
早 良 郡	18,615	9,241	9,374	八 代 郡	74,051	35,112	38,939
系 羽 郡	61,192	29,941	31,251	代 北 郡	80,198	39,037	41,161
浮 羽 郡	56,316	27,074	29,242	北 磨 郡	78,643	38,825	39,818
三 井 郡	72,829	36,029	36,800	天 草 郡	113,590	56,500	57,090
三 井 郡	104,810	51,541	53,269	大 分 縣	176,660 (2)	86,508	90,152
三 山 郡	129,076	63,653	65,423	大 分 市	972,975 (218)	473,521	499,454
三 山 郡	84,470	41,205	43,265	別 府 市	76,985 (213)	37,473	39,512
三 山 郡	66,072	33,358	32,714	中 津 市	64,724	29,681	35,043
企 田 郡	29,443	14,851	14,592	別 府 市	29,414 (5)	13,601	15,813
京 都 郡	193,954	100,335	93,619	西 國 郡	40,277	19,383	20,894
築 上 郡	68,458	34,204	34,254	東 國 郡	58,941	28,369	30,572
佐 賀 縣	701,517 (227)	343,047	358,470	速 見 郡	56,406	27,486	28,920
佐 賀 市	50,406 (227)	23,821	26,585	大 海 郡	83,169	40,961	42,208
唐 津 市	31,342	15,173	16,169	南 海 郡	105,786	51,535	54,251
佐 賀 郡	88,761	43,504	45,257	大 野 郡	83,084	39,797	43,287
神 埼 郡	42,456	20,656	21,800	直 入 郡	89,155	44,372	44,783
三 養 基 郡	61,792	29,779	32,013	玖 珠 郡	46,146	22,920	23,226
小 城 郡	63,052	30,701	32,351	日 田 郡	37,201	18,575	18,626
東 松 浦 郡	106,546	53,036	53,510	下 毛 郡	78,172	39,082	39,090
西 松 浦 郡	79,542	40,091	39,451	宇 佐 郡	47,707	23,567	24,140
杵 島 郡	110,189	53,750	56,439	宮 崎 縣	75,808	36,719	39,089
藤 津 郡	67,431	32,536	34,895	宮 崎 市	840,357 (346)	417,180	423,177
長 崎 縣	1,370,063 (1,378)	698,627	671,436	宮 崎 市	66,497 (342)	31,746	34,751
長 崎 市	252,630 (62)	129,150	123,480	都 城 市	58,819	28,309	30,510
佐 世 保 市	205,989 (21)	107,928	98,061	延 岡 市	79,426 (4)	38,237	41,189
島 原 市	30,411 (4)	14,209	16,202				

統計

道府縣郡島 嶼市(區)別	總 數	男	女	道府縣郡島 嶼市(區)別	總 數	男	女
宮崎郡	68,875	34,350	34,525	伊佐郡	44,880	22,355	22,525
南那珂郡	93,016	45,916	47,100	始良郡	156,135	76,740	79,395
北諸縣郡	85,783	42,915	42,868	贈肝屬郡	114,525	55,960	58,565
西諸縣郡	84,421	42,012	42,409	熊毛郡	179,433	88,837	90,596
東諸縣郡	39,884	19,730	20,154	大島郡	58,996	29,157	29,839
兒湯郡	101,749	51,601	50,148		185,059	85,234	99,825
東白杵郡	98,973	50,102	48,871		(31)		
西白杵郡	62,914	32,262	30,652	沖繩縣	574,579	270,680	303,899
鹿兒島縣	1,589,467	765,603	823,864		(205)		
	(413)			那霸市	65,765	29,636	36,129
鹿兒島市	190,257	90,103	100,154	那覇市	17,537	8,404	9,133
	(382)			島尻郡	149,483	70,919	78,564
川内市	34,289	16,496	17,793		(179)		
鹿兒島郡	63,701	30,397	33,304	中國頭郡	139,995	65,246	74,749
揖宿郡	88,621	41,509	47,112	國頭郡	102,986	48,359	54,627
川邊郡	127,380	60,854	66,526	宮古郡	64,418	30,629	33,789
					(26)		
日置郡	125,102	60,123	64,979	八重山郡	34,395	17,487	16,908
薩摩郡	121,354	58,978	62,376				
出水郡	99,735	48,860	50,875				

備考

昭和十六年四月十八日付官報、内閣告示第六號ニ據ル

本表中括弧内ノ數字ハ總數中刑務所、少年刑務所及拘留所内ニ在リタル人員ヲ示ス

尙本表ノ人口ハ昭和十五年國勢調査施行令第五條ニ規定スル世帯現在者ト世帯關係トヲ包含スルモノナルヲ以テ調査ノ時期ニ當該地域ニ現在シタル者ノ數ニ同ジカラズ

人口問題研究所兩部長の異動

本人口問題研究所創立以來企畫部長として盡力され
た北岡壽逸氏が今般本研究所を退職、新設の住宅營團
理事として同營團研究部長に轉ぜられたる爲、昭和十
六年五月十二日左の如く發令された。

企畫部長ヲ命ス 中川 友長
同 岡崎 文規

調査部長ヲ命ス

人口問題研究所研究報告會

本人口問題研究所に於ける研究報告會の其の後の研
究報告題名竝に報告者氏名を掲ぐれば次の如くであ
る。

第二十八回 滿洲視察を終へて

(昭和十五年十月十五日) 西野 研究官

第二十九回 佐藤信淵の國土計畫論

(十月二十二日) 關山 研究官

第三十回 國土計畫への關聯に於て見たる都市人
口増殖力

(十一月十九日) 館 研究官

第三十一回 昭和十五年國勢調査に就いて

(十二月三日) 友安 研究官

第三十二回 婚姻率の變動より見たる婚姻政策
(十二月十七日) 岡崎 研究官

第三十三回 人口と失業との關係に就ての學說概觀
(昭和十六年一月二十一日) 北岡 企畫部長

第三十四回 北滿開拓農村に於ける衛生狀態、特に
乳幼兒、母性衛生方面に就て
(二月四日) 笠間 研究官補

第三十五回 都市人口補給源としての「假想的背地」
の決定に關する一考察
(二月十八日) 上田 研究官補

第三十六回 六大都市死亡曲線の差異及び變化に就
いて
(三月四日) 窪田 研究官補

第三十七回 英國植民地の人口現象
(三月十八日) 島村 研究官補

第三十八回 調査指定村に於ける家系調査
(四月十五日) 横田 研究官補

生活必需物資統制令の公布

生活必需物資統制令は昭和十六年四月一日付官報を
以て勅令第三百六十二號として公布せられたが之を掲
ぐれば次の如くで、なほ同日付官報所載の閣令による
生活必需物資指定規則は本令を適用さるべき生活必需
物資の種類の一として厚生大臣の定むる醫藥品及衛生
材料を擧げてゐる。

生活必需物資統制令 (昭和十六年三月三十一日
勅令第三百六十二號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號
ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第八條ノ規定ニ基

ク生活必需物資ニ關スル統制及其ノ統制事務ニ付テ
ノ國家總動員法第五條ノ規定ニ基ク協力命令ニ付テ
ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
第二條 本令ヲ適用スベキ生活必需物資ノ種類ハ閣令
ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産(加工ヲ含ム
以下同ジ)ヲ業トスル者又ハ其ノ團體ニ對シ生活必
需物資ノ生産ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ一般
ニ制限ヲ爲スコトヲ得

第四條 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル
者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者、輸出業者、輸入
業者若ハ此等ノ者ノ團體又ハ業務ニ關シ若ハ轉賣ノ
目的ヲ以テ生活必需物資ヲ所有スル者ニ對シ讓渡ノ
時期、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ之ガ讓
渡ヲ命ズルコトヲ得

第五條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生活必需物
資ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル
者、輸入業者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ生活必需
物資ノ讓渡ニ關シ一般ニ數量、時期、方法、相手
方、配給區域其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ爲スコト
ヲ得

第六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生活必需物
資ノ讓渡ニ關シ一般ニ數量、時期、方法、相手方
其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル
者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者、輸出業者、輸入業
者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ生活必需物資ノ寄託、
保有、買入其ノ他ノ處分又ハ移動ニ關シ一般ニ必
要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第八條 主務大臣ハ物品ノ保管ヲ業トスル者ニ對シ生活必需物資ノ保管ニ關シ一般ノ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第九條 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル者ノ團體ニ對シ生活必需物資ノ生産又ハ配給ニ關シ事業計畫ノ設定又ハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十條 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他配給ヲ業トスル者、物品ノ保管ヲ業トスル者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ生活必需物資ノ生産、販賣其ノ他配給、購買又ハ保管ニ關シ帳簿ヲ備ヘ必要ナル事項ノ記載ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 主務大臣ハ生活必需物資ノ使用又ハ消費ヲ爲ス者ニ對シ生活必需物資ノ使用又ハ消費ニ關シ一般ノ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第十二條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ左ノ各號ノ處分ニ因ル通常生ズベキ損失トス

一 第三條ノ規定ニ依ル生産ノ命令
二 第四條ノ規定ニ依ル讓渡ノ命令

損失補償請求ノ時期其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 主務大臣ハ個人及法人其ノ他ノ團體ヲシテ本令ニ依ル生活必需物資ノ統制上必要ナル事務ニ協力セシムルコトヲ得

第十四條 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ關係者ヨリ生活必需物資ニ關スル統制又ハ其ノ統制事務ニ付テノ協力ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ

又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ生活必需物資、書類、帳簿等ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十五條 主務大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)ニ委任スルコトヲ得

第十六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ必要アリト認ムルトキハ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ本令ニ依ル生活必需物資ニ關スル統制ノ實施上必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

第十七條 内地ニ於テ本令中第八條ノ規定ノ施行及之ニ必要ナル他ノ規定ノ施行ニ關スル主務大臣ハ物品ノ保管ヲ業トスル者ヲ其ノ業ニ關スル法令ニ依リ監督スル所管大臣アルトキハ當該所管大臣トス

第十八條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ、地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

第二條中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十三年四月一日公布 法律第五十五號 國家總動員法抄 錄

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國、地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條、第十四條若ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通、有價證券ノ應募、引受若ハ買入、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ノ命令、第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ休止若ハ法人ノ目的變更若ハ解散ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス但シ第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條ノ規定ニ依リ使用、收用又ハ實施ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

昭和十三年五月四日勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件ナリ

生活必需物資指定規則 (昭和十六年四月一日 閣令第五號)

生活必需物資指定規則左ノ通定ム

生活必需物資指定規則

生活必需物資統制令第二條ノ規定ニ依リ同令ヲ適用ス

ベキ生活必需物資ノ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 農林大臣ノ定ムル鮮魚介類

二 厚生大臣ノ定ムル醫藥品及衛生材料

附 則

本令ハ生活必需物資統制令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農地開發法一部施行期日並農地開發

法施行令の公布

農地開發法の公布については既に本誌前號本欄所載の如くであるが、その後昭和十六年四月二十六日付官報を以て公布を見た同法の一部施行期日並に同法施行令を掲ぐれば次の如くである。

農地開發法ノ一部施行期日

(昭和十六年四月二十四日 勅令第四百九十四號)

農地開發法第一條乃至第四十三條及第六十二條乃至第七十七條ノ規定ハ昭和十六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

農地開發法施行令 (昭和十六年四月二十四日 勅令第四百九十五號)

第一章 農地造成改良助成金

第一條 農地開發法第二條ノ規定ニ依ル助成金ハ左ニ

- 一 農業水利施設ノ新設、廢止又ハ變更(開墾、埋立)若ハ干拓又ハ地目變換ニ依ル開田ニ伴フモノヲ除ク)
- 二 暗渠排水、床締又ハ客土

第二條 助成金ノ額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ要スル費用ノ十分ノ五以内トス

第三條 農林大臣ハ助成金ノ交付ヲ受クル者ニ對シ助成金交付ノ事業又ハ之ニ因リテ生ジタル施設ニ關シ報告ヲ徴シ、當該官吏ヲシテ書類帳簿其ノ他ノ物件若ハ工事ヲ檢査セシメ又ハ監督上必要ナル命令ヲ發シ若ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四條 農地開發法第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ助成金ノ交付ヲ受クル者ニ對シ助成金ノ交付ヲ停止若ハ廢止シ又ハ助成金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

一 本令ニ基キテ發スル命令又ハ本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ

二 事業ノ全部又ハ一部ノ停止又ハ廢止アリタルトキ

三 助成金交付ノ事業ニ因リテ生ジタル工作物其ノ他ノ施設ヲ農業上ニ利用セザルニ至リタルトキ

四 助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

五 不正ノ手段ヲ以テ助成金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第二章 農地開發營團

第一節 出資證券

第五條 農地開發營團ノ出資證券ニハ左ノ事項及番號

ヲ記載シ理事長之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

一 農地開發營團ノ名稱

二 農地開發營團成立ノ年月日

三 資本金額

四 出資一口ノ金額

五 出資一口ニ付拂込ミタル金額

第二回以後ノ出資拂込ヲ爲サシメタルトキハ拂込アル毎ニ其ノ金額ヲ出資證券ニ記載スルコトヲ要ス

第六條 出資證券ハ記名式トス

第七條 出資者ノ持分ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ出資者原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ出資證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ農地開發營團其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第八條 農地開發營團ハ出資者原簿ヲ主タル事務所ニ備置クコトヲ要ス

前項ノ原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 出資者ノ氏名及住所

二 各出資者ノ出資口數及出資證券ノ番號

三 出資各口ニ付拂込ミタル金額及拂込ノ年月日

四 各出資證券ノ取得ノ年月日

農地開發營團ノ出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ出資者原簿ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第九條 出資者ニ對スル通知又ハ催告ハ出資者原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ農地開發營團ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ出資申込人、出資引受人又ハ従前ノ

出資者ニ對スル通知及催告ニ之ヲ準用ス

第二節 農地開發債券

第十條 農地開發債券ノ募集ニ應ゼントスル者ハ農地開發債券申込證二通ニ其ノ引受クベキ農地開發債券ノ數及住所ヲ記載シ之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

農地開發債券申込證ハ理事長之ヲ作成シ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 農地開發營團ノ名稱

二 農地開發債券ノ總額

三 各農地開發債券ノ金額

四 農地開發債券ノ利率

五 農地開發債券償還ノ方法及期限

六 利息支拂ノ方法及期限

七 農地開發債券發行ノ價額又ハ其ノ最低價額

八 農地開發營團ノ資本金額及拂込資本金額

九 舊農地開發債券借換ノ爲農地開發法第二十四條ノ制限ニ依ラズ農地開發債券ヲ發行スルトキハ其ノ旨

十 前ニ農地開發債券ヲ發行シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額

農地開發債券發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ應募者ハ農地開發債券申込證ニ應募價額ヲ記載スルコトヲ要ス

第十一條 前條ノ規定ハ契約ニ依リ農地開發債券ノ總額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セズ農地開發債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ガ自ラ農地開發債券ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同ジ

第十二條 農地開發債券ノ應募總額ガ農地開發債券申込證ニ記載シタル農地開發債券ノ總額ニ達セザルト

キト雖モ農地開發債券ヲ成立セシムル旨ヲ農地開發債券申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ農地開發債券ノ總額トス

第十三條 農地開發債券ノ募集ガ完了シタルトキハ理事長ハ遲滞ナク各農地開發債券ニ付其ノ金額ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第十四條 農地開發債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ自己ノ名ヲ以テ農地開發營團ノ爲ニ第十條第二項及前條ニ定ムル行爲ヲ爲スコトヲ得

農地開發債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ニ以上アルトキハ前項ノ行爲ハ共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十五條 農地開發債券ハ金額ノ拂込アリタル後ニ非ザレバ之ガ證券ノ發行ヲ爲スコトヲ得ズ

第十六條 農地開發債券ニハ第十條第二項第一號乃至第六號ニ掲グル事項及證券番號ヲ記載シ理事長之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第十七條 農地開發營團ハ主タル事務所ニ農地開發債券原簿ヲ備置クコトヲ要ス

農地開發債券原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 農地開發債券ノ數及番號
二 證券發行ノ年月日
三 第十條第二項第二號乃至第六號ニ掲グル事項農地開發債券ヲ記名式ト爲シタルトキハ前項ニ掲グル事項ノ外其ノ農地開發債券ノ所有者ノ氏名及住所並ニ取得ノ年月日ヲ農地開發債券原簿ニ記載スルコトヲ要ス

農地開發營團ノ出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ農地開發債券原簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第十八條 記名式農地開發債券ノ移轉ハ取得者ノ氏名

及住所ヲ農地開發債券原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ農地開發營團其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

記名式農地開發債券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ質權者ノ氏名及住所ヲ農地開發債券原簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ農地開發營團其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十九條 第九條第一項及第二項ノ規定ハ農地開發債券ノ應募者、權利者又ハ所有者ニ對スル通知及催告ニ之ヲ準用ス

無記名式農地開發債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ公告ノ方法ニ依ルコトヲ得

第二十條 無記名式農地開發債券ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札アルトキハ之ニ相當スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既ニ支拂期ノ到來シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ利札ノ所持人ハ何時ニテモ之ト引換ニ控除金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

第三節 登記

第二十一條 農地開發營團ノ設立ノ登記ハ出資者ノ總會終結ノ日ヨリ二週間内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所
- 四 資本金額
- 五 出資一口ノ金額
- 六 出資一口ニ付拂込ミタル金額

七 理事長、副理事長、理事及監事ノ氏名及住所
八 公告ノ方法

農地開發營團ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後一週間内ニ
從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登
記スルコトヲ要ス

第二十二條 農地開發營團ノ成立後從タル事務所ヲ設
ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間
内ニ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タ
ル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ前條第二項ニ
掲グル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於
テハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ
登記スルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル
登記所ノ管轄區域内ニ於テ新タニ從タル事務所ヲ設
ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登
記スルヲ以テ足ル

第二十三條 農地開發營團ガ主タル事務所ヲ移轉シタ
ルトキハ二週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス
農地開發營團ガ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊
所在地ニ於テハ三週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在
地ニ於テハ四週間内ニ第二十一條第二項ニ掲グル事
項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區
域内ニ於テ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移
轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第二十四條 第二十一條第二項ニ掲グル事項中ニ變更
ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二
週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ變
更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條 農地開發債券ヲ發行シタル場合ニ於テ第

十三條ノ拂込アリタルトキハ主タル事務所ノ所在地
ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三
週間内ニ農地開發債券ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ登記ニハ第十條第二項第二號乃至第六號ニ掲
グル事項ヲ掲グルコトヲ要ス

前條ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス
第二十六條 登記スベキ事項ニシテ農林大臣ノ認可ヲ
要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ
期間ヲ起算ス

第二十七條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク
之ヲ公告スルコトヲ要ス
第二十八條 農地開發營團ノ登記ニ付テハ其ノ事務所
所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ農地開發營團登記簿ヲ備フ
第二十九條 設立ノ登記ヲ除クノ外本令ニ依ル登記ハ
理事長ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
第三十條 設立登記ノ申請書ニハ定款、出資者ノ總會
ノ議事録、出資申込書其ノ他出資ノ引受ヲ證スル書
面、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面
並ニ理事長、副理事長、理事及監事ノ資格ヲ證スル
書面ヲ添附スルコトヲ要ス

事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第二十一條第
二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所
ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スル
コトヲ要ス

第三十一條 農地開發債券ノ登記ノ申請書ニハ農地開
發債券申込證其ノ他農地開發債券ノ引受ヲ證スル書
面及各農地開發債券ニ付第十三條ノ拂込アリタルコ
トヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

前條第二項ノ規定ハ農地開發債券ニ關スル登記事項
ノ變更ノ登記ニ之ヲ準用ス
第三十二條 非訟事件手續法第四百二十二條乃至第五百
十一條ノ六及第五百五十四條乃至第五百五十七條ノ規定
ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

第四節 會計

第三十三條 農地開發法第三十六條第一項ノ準備金ハ
損失ノ填補ニ充ツル場合ニ限り農林大臣ノ認可ヲ得
テ之ヲ使用スルコトヲ得

第三十四條 農地開發營團ノ利益金ノ配當ハ拂込ミタ
ル出資金額ニ對シ年百分ノ六ヲ超ユルコトヲ得ズ

附 則

第三十五條 本令ハ昭和十六年五月一日ヨリ之ヲ施行
ス

第三十六條 農地開發營團ニ出資ノ申込ヲ爲サントス
ル者ハ出資申込書三通ニ其ノ引受クベキ口數及住所
ヲ記載シ之ニ記名捺印シ設立委員ニ提出スルコトヲ
要ス
前項ノ出資申込書ハ設立委員之ヲ作成シ之ニ左ノ事
項ヲ記載スベシ

- 一 農地開發營團ノ名稱
 - 二 目的
 - 三 定款認可ノ年月日
 - 四 主タル事務所ノ所在地
 - 五 資本金額
 - 六 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
 - 七 公告ノ方法
- 前二項ノ規定ハ政府ノ出資申込ニ付テハ之ヲ適用セ
ズ

第三十七條 出資ノ申込ニ對スル制當ニ付テハ設立委員ハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可申請書ニハ出資申込書ヲ添附スルコトヲ要ス

第三十八條 出資ノ引受ヲ爲シタル者ガ出資ノ第一回ノ拂込ヲ爲サザルトキハ設立委員ハ一定ノ期間内ニ其ノ拂込ヲ爲スベキ旨及其ノ期間内ニ之ヲ爲サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ出資ノ引受ヲ爲シタル者ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ二週間ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ通知アリタルニ拘ラズ出資ノ引受ヲ爲シタル者ガ其ノ期間内ニ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ此ノ場合ニ於テハ設立委員ハ其ノ者ガ引受ケタル出資ニ付更ニ出資者ヲ募集スベシ

第三十九條 出資ノ第一回ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク各出資者ノ出資口數、拂込ミタル金額及其ノ拂込ノ年月日ヲ記載シタル書面竝ニ之ニ關スル證書類ヲ提出シ農林大臣ノ検査ヲ受クベシ

第四十條 前條ノ検査終リタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資者ノ總會ヲ召集シ農地開發營團ノ設立ニ關スル事項ヲ報告スベシ

第四十一條 總會ヲ召集スルニハ少クトモ一週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ各出資者ニ通知スルコトヲ要ス

第四十二條 總會終結シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

第四十三條 農地開發營團理事長設立委員ヨリ其ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

住宅營團法の公布並施行

昭和十六年四月七日より施行される、こととなつた住宅營團法及び住宅營團法施行令並に昭和十六年四月二十四日付官報所載の住宅營團定款を掲ぐれば以下の如くである。

住宅營團法施行期日 (昭和十六年四月四日) (勅令第三百九十九號)

住宅營團法ハ昭和十六年四月七日ヨリ之ヲ施行ス

住宅營團法 (昭和十六年三月七日) (法律第四十六號)

第一章 總則

第一條 住宅營團ハ勞務者其ノ他庶民ノ住宅ノ供給ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 住宅營團ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク
住宅營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 住宅營團ノ資本金ハ一億圓トス

第四條 政府ハ一億圓ヲ住宅營團ニ出資スベシ
政府ハ土地ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得

第五條 住宅營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的
二 名稱

三 事務所ノ所在地

四 資本金額及資産ニ關スル事項

五 役員及會議ニ關スル事項

六 業務及其ノ執行ニ關スル事項

七 住宅債券ノ發行ニ關スル事項

八 會計ニ關スル事項

九 公告ノ方法

十 定款變更ノ方法

第六條 住宅營團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第七條 住宅營團ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ

北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ住宅營團ノ事業、建物ノ建設若ハ取得又ハ土地ノ取得ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ住宅營團ノ事業ニ對シテハ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 住宅營團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 住宅營團ニ非ザル者ハ住宅營團ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條、第五十五條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ住宅營團ニ之ヲ準用ス

第二章 役員

第十一條 住宅營團ニ理事長副理事長各一人、理事四人以上及監事二人以上ヲ置ク

理事長ハ住宅營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ住宅營團ヲ代表シ

理事長ヲ輔佐シテ住宅營團ノ業務ヲ掌理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ
理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ住宅營團ヲ代表シ理事
長及副理事長ヲ輔佐シテ住宅營團ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長及副理事長共ニ
事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長及副理事長
共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ住宅營團ノ業務ヲ監査ス

第十二條 理事長、副理事長、理事及監事ハ主務大臣
之ヲ命ズ

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期
ハ二年トス

第十三條 理事長、副理事長及理事ハ定款ノ定ムル所
ニ依リ従タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ
裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スル
コトヲ得

第十四條 理事長、副理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事
スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキ
ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 住宅營團ニ評議員若干人ヲ置キ主務大臣之
ヲ命ズ

評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長
ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブル
コトヲ得

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

第三章 業務

第十六條 住宅營團ハ左ノ業務ヲ行フ

一 住宅ノ建設及經營
二 住宅ノ建設及經營ノ受託

三 一團地ノ住宅ノ建設又ハ經營ノ場合ニ於ケル水
道、乗合自動車、市場、食堂、浴場、保育所、授
産場、集會所其ノ他ノ施設ノ建設及經營

四 住宅ノ建設ノ爲ニスル資金ノ貸付

五 住宅ノ賣買及貸借ノ仲介

六 前各號ノ業務ニ附帶スル事業

第十七條 住宅營團ハ其ノ住宅及前條第三號ノ施設ノ
用ニ充ツル爲必要ナル土地又ハ土地ニ關スル所有權
以外ノ權利ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用
法ヲ適用ス

第一項ノ規定ニ依リ收用又ハ使用シタル土地又ハ土
地ニ關スル所有權以外ノ權利ノ處分及管理ニ關シ必
要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキ
モノノ所有ニ屬スル土地ハ隨意契約ニ依リ住宅營團
ニ之ヲ讓渡又ハ貸付スルコトヲ得

第十九條 住宅營團ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限り住宅
債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十條 住宅債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名
利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名
ト爲スコトヲ得

住宅債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十一條 住宅營團ハ住宅債券借換ノ爲一時第十九
條ノ制限ニ依ラズ住宅債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ住宅債券ヲ發行シタルトキハ發行
後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊住宅債
券ヲ償還スベシ

第二十二條 政府ハ住宅債券ノ元本ノ償還及利息ノ支
拂ニ付保證スルコトヲ得

第二十三條 住宅債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ之ヲ發行ス
ルコトヲ得

第二十四條 住宅營團ニ於テ住宅債券ヲ發行セントス
ルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條 住宅債券ノ消滅時效ハ元金ニ在リテ八十
五年、利子ニ在リテ五年ヲ以テ完成ス

第二十六條 住宅債券ノ所有者ハ住宅營團ノ財産ニ付
他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債券ノ辨濟ヲ受クル權利
ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グ
ルコトヲ得ズ

第二十七條 所得稅法及有價證券移轉稅法中國債以外
ノ公債ニ關スル規定ハ住宅債券ニ之ヲ準用ス

第二十八條 本章ニ規定スルモノヲ除クノ外住宅債券
ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 會計

第二十九條 住宅營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年
三月迄トス

第三十條 住宅營團ハ每事業年度ニ於ケル剩餘金中ヨ
リ勅令ヲ以テ定ムル積立金ヲ控除シテ猶殘額アルト
キハ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ得但シ拂込ミタル出
資額ニ對シ年三分五厘ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十一條 住宅營團ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ
餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有
價證券ノ取得ヲ爲スコト

二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト

爲スコト

第七章 罰則

第三十二條 住宅營團ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目録、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス
債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第六章 監督

第三十三條 住宅營團ハ主務大臣之ヲ監督ス

第三十四條 住宅營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十五條 住宅營團ハ毎事業年度ノ初ニ於テ事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三十六條 主務大臣ハ住宅營團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 主務大臣ハ特ニ住宅營團監督官ヲ置キ住宅營團ノ業務ヲ監視セシム

住宅營團監督官ハ何時ニテモ住宅營團ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

住宅營團監督官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ住宅營團ニ命ジテ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

住宅營團監督官ハ住宅營團ノ諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十八條 役員ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第三十九條 左ノ場合ニ於テハ住宅營團ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ

三 第十九條又ハ第二十一條第二項ノ規定ニ違反シ住宅債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還ヲ爲サザルトキ

四 第三十一條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ

五 主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

六 第三十七條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル住宅營團監督官ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ命ズル報告ヲ爲サザルトキ

第四十條 左ノ場合ニ於テハ住宅營團ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

二 第三十二條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ

第四十一條 第九條ノ規定ニ違反シ住宅營團ナル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

第四十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ住宅營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第四十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十五條 定款ニ付主務大臣ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資ノ第一回ノ拂込ヲ稟請スベシ

第四十六條 出資ノ第一回ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ住宅營團理事長ニ引繼グベシ

第四十七條 住宅營團ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第四十八條 登録稅法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「蠶絲共同施設組合」ノ上ニ「住宅營團」ヲ、「蠶絲業法」ノ上ニ「住宅營團法」ヲ加フ

同條第十八號中「庶民金庫」ノ下ニ「又ハ住宅營團」ヲ加ヘ「業務」ヲ「事務所」ニ改ム

同條ニ左ノ一號ヲ加フ

十九 住宅營團カ住宅營團法第十六條第一號、第三號又ハ第四號ノ業務ノ爲ニスル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

第四十九條 印紙稅法中左ノ通改正ス

第五條第七號ノ前ニ左ノ一號ヲ加フ

六ノ四 住宅營團ノ業務ニ關スル證書帳簿及住宅債券

〔參照〕

第十九條 〇登録稅法抄錄 (明治二十九年三月二十八日法律第二十號)

二號ノ二、第八號乃至第九號ノ四、第十一號、第十二號及第十四號乃至第十七號ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

七 恩給金庫、産業組合、産業組合聯合會、産業組

合中央會、庶民金庫、蠶絲共同施設組合、漁業組

合、漁業組合聯合會、商工組合中央金庫、工業組

合、工業組合聯合會、工業小組合、工業組合中央

會、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、商

業組合中央會、貿易組合、貿易組合聯合會、貿易

組合中央會、造船組合、造船組合聯合會、海運組

合、海運組合聯合會、肥料製業組合、自動車運

送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ニ付恩

給金庫法、産業組合法、庶民金庫法、蠶絲業法、

漁業法、商工組合中央金庫法、工業組合法、商業

組合法、貿易組合法、造船事業法、海運組合法、

重要肥料業統制法又ハ自動車交通事業法ニ基キテ

爲ス登記

十八 庶民金庫ノ業務ノ用ニ供スル不動産ニ關スル

登記

第五條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納

ムルコトヲ要セス

(左記略ス)

住宅營團法施行令 (昭和十六年四月四日 勅令第四百號)

第一章 登記

第一條 住宅營團ノ設立ノ登記ハ出資ノ第一回ノ拂込

アリタル日ヨリ二週間以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

一 目的

二 名稱

三 事務所

四 資本金額及拂込資本金額

五 理事長、副理事長、理事及監事ノ氏名及住所

六 副理事長又ハ理事ノ代表權ニ制限ヲ加ヘタルト

キハ其ノ制限

七 公告ノ方法

住宅營團ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後一週間以内ニ從

タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記

スルコトヲ要ス

第二條 住宅營團ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルト

キハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ從

タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事務

所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲グ

ル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ

同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記

スルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル

登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケ

タルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記

スルヲ以テ足ル

第三條 住宅營團ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ

二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

住宅營團ガ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在

地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地

ニ於テハ四週間以内ニ第一條第二項ニ掲グル事項ヲ

登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内

ニ於テ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ

登記ヲ爲スヲ以テ足ル

タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登

記ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 住宅營團法第十三條ノ代理人ヲ選任シタルト

キハ二週間以内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地ニ於

テ代理人ノ氏名、住所及代理人ヲ置キタル事務所並

ニ代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限

ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理

人ノ代理權ノ消滅ニ付亦同ジ

第六條 住宅債券ヲ發行シタル場合ニ於テ第二十二條

ノ拂込アリタルトキ又ハ第二十四條ノ賣出期間滿了

シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週

間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ住

宅債券ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニハ第十九條第二項第二號乃至第六號ニ

掲グル事項ヲ掲グルコトヲ要ス

第四條ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第七條 登記スベキ事項ニシテ厚生大臣ノ認可ヲ要ス

ルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間

ヲ起算ス

第八條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ

公告スルコトヲ要ス

第九條 住宅營團ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ

區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ住宅營團登記簿ヲ備フ

第十條 設立ノ登記ハ理事長、副理事長、理事及監事

ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令ニ依ル登記ハ理事長ノ申

請ニ因リテ之ヲ爲ス

第十一條 設立登記ノ申請書ニハ定款、出資ノ第一回

ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面並ニ理事長、副理事長、理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十二條 住宅營團法第十三條ノ代理人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面及代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十三條 住宅債券ノ登記ノ申請書ニハ住宅債券ノ引受ヲ證スル書面、住宅債券申込證及各住宅債券ニ付第二十二條ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面又ハ第二十四條ノ賣出期間内ニ於テ賣上ゲタル住宅債券ノ總額ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十四條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第一條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十五條 前條ノ規定ハ第五條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ變更及住宅及住宅營團法第十三條ノ代理人ノ代理權ノ消滅並ニ住宅債券ニ關スル登記事項ノ變更ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十六條 非訟事件手續法第四百二十二條乃至第五百一一條ノ六及第五百四十四條乃至第五百五十七條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

第二章 收用又ハ使用シタル土地又ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ノ處分及管理

第十七條 住宅營團ハ住宅營團法第十七條第一項ノ規定ニ依リ收用又ハ使用シタル土地ヲ其ノ土地ノ上ニ存スル住宅又ハ施設ト共ニスルニ非ザレバ讓渡又ハ

貸付スルコトヲ得ズ但シ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタルトキ又ハ收用シタル土地ニ付其ノ收用ノ時期ヨリ二十年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

住宅營團法第十七條第一項ノ規定ニ依リ收用シタル土地ヲ其ノ土地ノ上ニ存スル住宅又ハ施設ト共ニ住宅營團ヨリ讓渡スル場合ニ於テハ其ノ讓渡ハ土地收用法第六十六條ノ規定ノ適用ニ付其ノ土地ヲ不用ニ歸セシムルモノニ非ザルモノトス其ノ讓渡ケタル者ガ住宅營團ニ其ノ土地ヲ讓渡スル場合ニ於テ其ノ讓渡ニ付亦同ジ

第十八條 前條ノ規定ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ニシテ住宅營團法第十七條第一項ノ規定ニ依リ收用又ハ使用シタルモノニ之ヲ準用ス

第三章 住宅債券

第十九條 住宅債券ノ募集ニ應ゼントスル者ハ住宅債券申込證ニ通ニ其ノ引受クベキ住宅債券ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

住宅債券申込證ハ理事長之ヲ作成シ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 住宅營團ノ名稱
- 二 住宅債券ノ總額
- 三 各住宅債券ノ金額
- 四 住宅債券ノ利率
- 五 住宅債券償還ノ方法及期限
- 六 利息支拂ノ方法及期限
- 七 住宅債券發行ノ價額又ハ最低價格
- 八 住宅營團ノ資本金額及拂込資本金額
- 九 舊住宅債券借換ノ爲住宅營團法第十九條ノ制限ニ依ラズ住宅債券ヲ發行スルトキハ其ノ旨

十 前ニ住宅債券ヲ發行シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額

住宅債券發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ應募者ハ住宅債券申込證ニ應募價額ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十條 前條ノ規定ハ契約ニ依リ住宅債券ノ總額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セズ住宅債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ガ自ら住宅債券ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同ジ

第二十一條 住宅債券ノ應募總額ガ住宅債券申込證ニ記載シタル住宅債券ノ總額ニ達セザルトキト雖モ住宅債券ヲ成立セシムル旨ヲ住宅債券申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ住宅債券ノ總額トス

第二十二條 住宅債券ノ募集ガ完了シタルトキハ理事長ハ遲滞ナク各住宅債券ニ付其ノ金額ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第二十三條 住宅債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ自己ノ名ヲ以テ住宅營團ノ爲ニ第十九條第二項及前條ニ定ムル行爲ヲ爲スコトヲ得

住宅債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ニ以上アルトキハ前項ノ行爲ハ共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十四條 賣出ノ方法ニ依リ住宅債券ヲ發行セントスルトキハ理事長ハ左ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス

- 一 賣出期間
- 二 住宅債券賣出ノ價額
- 三 第十九條第二項第一號乃至第六號及第八號乃至第十號ニ掲グル事項
- 四 第二十五條ニ規定スル事項

第二十五條 賣出期間内ニ賣上ゲタル住宅債券ノ總額

ガ前條ノ規定ニ依リ公告シタル住宅債券ノ總額ニ達セザルトキハ其ノ賣上總額ヲ以テ住宅債券ノ總額トス

第二十六條 住宅債券ハ全額ノ拂込アリタル後ニ非ザレバ之ガ證券ノ發行ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十七條 住宅債券ニハ第十九條第二項第一號乃至第六號ニ掲グル事項及證券番號ヲ記載シ理事長之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

賣出ノ方法ニ依リ發行スル住宅債券ニハ第十九條第二項第二號ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要セズ

第二十八條 理事長ハ主タル事務所ニ住宅債券原簿ヲ備置クコトヲ要ス

債權者ハ業務時間内何時ニテモ住宅債券原簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第二十九條 住宅債券原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 住宅債券ノ數及番號
二 住宅債券ノ證券發行ノ年月日

三 第十九條第二項第二號乃至第六號ニ掲グル事項
住宅債券ヲ記名ト爲シタルトキハ前項ニ掲グル事項ノ外其ノ住宅債券ノ所有者ノ氏名及住所並ニ取得ノ年月日ヲ住宅債券原簿ニ記載スルコトヲ要ス

第三十條 記名住宅債券ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ住宅債券原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ住宅營團其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

記名住宅債券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ質權者ノ氏名及住所ヲ住宅債券原簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ住宅營團其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

トヲ得ズ

第三十一條 住宅債券應募者ニ對スル通知又ハ催告ハ住宅債券申込證ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ住宅營團ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル未ダ住宅債券ノ證券ノ發行ヲ爲スニ至ラザル場合ニ於テ住宅債券權利者ニ對スル通知又ハ催告ニ付亦同ジ

記名住宅債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ住宅債券原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ住宅營團ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前二項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

無記名住宅債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ公告ノ方法ニ依ルコトヲ得

第三十二條 無記名住宅債券ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札アルトキハ之ニ相當スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既に支拂期ノ到來シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ利札ノ所持人ハ何時ニテモ之ト引換ニ控除金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

第四章 積立金

第三十三條 住宅營團ハ毎事業年度ニ於ケル剩餘金中ヨリ左ノ積立金ヲ積立ツルコトヲ要ス

一 普通積立金
二 特別積立金
三 職員退職給與積立金

第三十四條 普通積立金ハ資本ノ缺損ノ填補ニ充ツ

普通積立金ノ積立ハ毎事業年度ニ於テ剩餘金ノ五分

ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ但シ普通積立金ノ額ガ資本ノ四分ノ一ノ額ニ達シタルトキハ十分ノ一迄下ルコトヲ得

第三十五條 特別積立金ハ災害等ニ因リテ生ズルコトアルベキ特別ノ損失ノ填補ニ充ツ

特別積立金ノ積立ハ毎事業年度ニ於テ剩餘金ノ十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

第三十六條 職員退職給與積立金ハ之ヲ職員退職給與金ノ資ニ充ツ

職員退職給與積立金ノ積立ハ毎事業年度ニ於テ剩餘金ノ二十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

第三十七條 特別積立金及職員退職給與積立金ハ評議員ニ諮問シテ之ヲ一時他ノ目的ニ使用スルコトヲ得

第五章 雜則

第三十八條 厚生大臣ハ住宅營團法第三十五條ノ規定ニ依リ事業計畫ニ付認可ヲ爲サントスル場合ニ於テ其ノ事業ガ都市計畫ニ影響スルコトアルベシト認メラルルトキハ内務大臣ニ協議スベシ

附則
本令ハ住宅營團法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

住宅營團定款

第一章 總則

第一條 本營團ハ住宅營團法ニ依リテ設立シ住宅營團ト稱ス

第二條 本營團ハ勞務者其ノ他庶民ノ住宅ノ供給ヲ圖ルコトヲ目的トス

第三條 本營團ノ主タル事務所ハ之ヲ東京市ニ置ク
本營團ノ從タル事務所ハ之ヲ東京市、大阪市、名古屋

屋市、福岡市及仙臺市ニ置ク

本營團ハ業務ノ都合ニ依リ便宜ノ地ニ出張所ヲ置ク
コトヲ得

第四條 本營團ノ公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章 資本金

第五條 本營團ノ資本金ハ一億圓トス

第六條 政府ハ一億圓ヲ本營團ニ出資スルモノトス

政府ハ土地ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得ルモノ
トス

第三章 役員、職員及會議

第七條 本營團ニ理事長、副理事長各一人、理事四人以
上及監事二人以上ヲ置ク

第八條 理事長ハ本營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副理事長ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ本營團ヲ代表シ

理事長ヲ輔佐シテ本營團ノ業務ヲ掌理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ

理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ本營團ヲ代表シ理事

長及副理事長ヲ輔佐シテ本營團ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ理事長ノ豫メ定メタル順位ニ依リ理事長及副

理事長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長

及副理事長共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ本營團ノ業務ヲ監査ス

第九條 理事長、副理事長、理事及監事ハ厚生大臣之
ヲ命ズルモノトス

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期
ハ二年トス

第十條 理事長、副理事長、理事及監事ノ報酬及手當
ノ額ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ理事長之ヲ定ム

第十一條 理事長、副理事長及理事ハ從タル事務所ノ

業務ニ關シ必要ト認ムルトキハ一切ノ裁判上文ハ裁
判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人(支配人)ヲ選
任スルコトヲ得

第十二條 理事長、副理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事

スルコトヲ得ズ但シ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタルトキ
ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 本營團ニ評議員三十人以内ヲ置キ厚生大臣
之ヲ命ズルモノトス

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長
ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブル
コトヲ得

左ノ事項ハ之ヲ評議員ニ諮問スルモノトス

一 事業計畫ノ設定及其ノ重要ナル變更

二 職制並ニ職員及業務ノ執行其ノ他ニ關スル重要
ナル規程ノ制定及改廢

三 住宅債券ノ發行及償還ニ關スル事項

四 剩餘金ノ處分

五 其ノ他本營團ノ業務經營ニ關スル重要ナル事項

ニシテ理事長ニ於テ必要ト認メタルモノ

理事長必要ト認ムルトキハ評議員會議ヲ開クコトヲ
得

第十四條 本營團ニ顧問及參與ヲ置クコトヲ得

顧問及參與ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ理事長之ヲ委嘱
ス

顧問ハ業務經營ニ關スル特ニ重要ナル事項ニ付理事
長ノ諮問ニ應ズ

參與ハ業務經營ニ關スル専門ノ事項ニ付理事長ノ諮
問ニ應ズ

問ニ應ズ

第十五條 本營團ノ職制並ニ職員ノ任免、給與、分限
及執務ニ關シ必要ナル事項ハ理事長之ヲ定ム

第四章 業務及其ノ執行

第十六條 本營團ハ左ノ業務ヲ行フ

一 住宅ノ建設及經營

二 住宅ノ建設及經營ノ受託

三 一團地ノ住宅ノ建設又ハ經營ノ場合ニ於ケル水

道、乗合自動車、市場、食堂、浴場、保育所、授

産場、集會所其ノ他ノ施設ノ建設及經營

四 住宅ノ建設ノ爲ニスル資金ノ貸付

五 住宅ノ賣買及貸借ノ仲介

六 前各號ノ業務ニ附帶スル事業

第十七條 本營團ハ每事業年度ノ初ニ於テ事業計畫ヲ

定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クルモノトス之ヲ變更セン
トスルトキ亦同ジ

第十八條 本營團ノ業務ノ執行ニ關シ必要ナル事項ハ

理事長之ヲ定ム

第五章 住宅債券

第十九條 本營團ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ厚生大

臣ノ認可ヲ受ケ住宅債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十條 住宅債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名

利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名
ト爲スコトヲ得

住宅債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十一條 本營團ハ住宅債券借換ノ爲一時第十九條

ノ制限ニ依ラズ住宅債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ住宅債券ヲ發行シタルトキハ發行

後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊住宅債

券ヲ償還スルコトヲ得

券ヲ償還スルモノトス

第二十二條 住宅債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十三條 住宅債券ノ償還期限ハ其ノ發行後二十五年以內トス

第二十四條 無記名住宅債券ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札アルトキハ之ニ相當スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既ニ支拂期ノ到來シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ利札ノ所持人ノ請求アリタルトキハ之ヲ引換ニ控除金額ノ支拂ヲ爲スモノトス

第二十五條 住宅債券ノ買入銷却ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ買入價格ハ券面額ト買入當日迄ノ經過利子額トノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十六條 賣出ノ方法ニ依ル住宅債券ノ發行又ハ住宅債券ノ償還ニ關シ必要ナル事項ハ豫メ之ヲ公告ス

第二十七條 無記名住宅債券ヲ記名ト爲シ又ハ記名住宅債券ヲ無記名ト爲サントスルトキハ其ノ請求書ニ債券ヲ添ヘ本營團ニ提出スルコトヲ要ス

無記名住宅債券ヲ記名ト爲スベキ請求アリタルトキハ本營團ハ之ニ記名紙ヲ貼附シ其ノ手續ヲ了シタル上理事長證明シテ請求者ニ之ヲ還付ス

記名住宅債券ヲ無記名ト爲スベキ請求アリタルトキハ本營團ハ之ヲ引換ニ同一番號ノ無記名ノ新債券ヲ交付ス

第二十八條 記名住宅債券ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ讓渡人及讓受人雙方ノ署名又ハ記名捺印シタル請求書ニ債券ヲ添ヘ本營團ニ提出スルコトヲ要ス

相續、遺贈、讓賣等ニ因リ記名住宅債券ヲ取得シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依ルコト能ハザルトキハ其ノ取得ヲ證スル書面ヲ添ヘ名義書換ヲ本營團ニ請求スルコトヲ要ス

前條第二項ノ規定ハ前二項ノ名義書換ニ之ヲ準用ス

第二十九條 無記名住宅債券又ハ其ノ利札ヲ滅失若ハ紛失シタル場合又ハ之ヲ盜取セラレタル場合ニ於テハ公示催告手續ニ依リ除權判決ヲ受ケタル後ニ非ザレバ其ノ代債券又ハ代利札ヲ交付セズ

第三十條 記名住宅債券災害ニ因リ滅失シタルトキハ所有者ハ其ノ事由、券面金額及番號ヲ詳記シ二人以上ノ保證人ヲ立テ本營團ニ届出デ代債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第三十一條 記名住宅債券ヲ紛失シタルトキ又ハ之ヲ盜取セラレタルトキハ所有者ハ其ノ事由、券面金額及番號ヲ詳記シ本營團ニ届出デ代債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ本營團ハ其ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ一月以內ニ其ノ債券ヲ發見シタル旨ノ届出ナキトキハ二人以上ノ保證人ヲ立テシメ代債券ヲ交付ス

第三十二條 記名住宅債券ノ滅失、紛失又ハ盜取ノ届出ニ關シ異議ノ申立ヲ爲ス者アルトキハ本營團ハ管轄裁判所ノ判決確定ノ後ニ非ザレバ代債券ヲ交付セズ

第三十三條 住宅債券ヲ汚染又ハ毀損シタルトキハ所有者ハ其ノ事由ヲ詳記シ其ノ債券ヲ添ヘ本營團ニ提出シ代債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ本營團ハ其ノ債券ヲ審査シ眞正ナルコトヲ認ムルモノニ限り代債券ヲ交付ス其ノ依ル

第三十四條 記名住宅債券ヲ無記名ニ若ハ無記名住宅債券ヲ記名ニ書換ヲ爲ス場合又ハ住宅債券若ハ其ノ利札ヲ滅失、紛失、汚染若ハ毀損シタル等ノ爲代債券又ハ代利札ヲ交付スル場合ニ於テハ請求者ヨリ一通ニ付三十錢ノ手数料ヲ徴收ス

記名住宅債券ノ名義書換ヲ爲ス場合ニ於テハ請求者ヨリ債券一通ニ付十五錢ノ手数料ヲ徴收ス

第三十五條 償還、買入銷却又ハ交換ニ因ル本營團ニ回収シタル住宅債券ハ其ノ要部ニ付消印ヲ捺シ又ハ打抜ヲ施シ時効期間内之ヲ保管ス

第三十六條 住宅債券又ハ其ノ利札ニ付消滅時効ノ完成セントスルモノアルトキハ本營團ハ時効期間満了ノ時ヨリ少クトモ一月以前ニ其ノ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ通知ス

第三十七條 住宅債券又ハ其ノ利札ニ付消滅時効ノ完成シタルモノアルトキハ本營團ハ住宅債券原簿ニ時効免責ノ記入ヲ爲シ且其ノ住宅債券又ハ利札ノ種類、記號、番號、枚數及金額ヲ公告ス

第六章 會計

第三十八條 本營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

第三十九條 本營團ハ每事業年度ニ於ケル剩餘金中ヨリ左ノ積立金ヲ積立ツルモノトス

一 普通積立金

二 特別積立金

三 職員退職給與積立金

第四十條 普通積立金ハ資本ノ缺損ノ填補ニ充ツ

普通積立金ノ積立ハ毎事業年度ニ於テ剩餘金ノ五分

ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ但シ普通積立金ノ額ガ資本ノ四

分ノ一ノ額ニ達シタルトキハ十分ノ一迄下ルコトヲ得

第四十一條 特別積立金ハ災害等ニ因リテ生ズルコト

アルベキ特別ノ損失ノ填補ニ充ツ

特別積立金ノ積立ハ毎事業年度ニ於テ剩餘金ノ十分

ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

第四十二條 職員退職給與積立金ハ之ヲ職員退職給與

金ノ資ニ充ツ

職員退職給與積立金ノ積立ハ毎事業年度ニ於テ剩餘

金ノ二十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

第四十三條 特別積立金及職員退職給與積立金ハ評議

員ニ諮問シテ之ヲ一時他ノ目的ニ使用スルコトヲ得

第四十四條 本營團ハ第三十九條ノ規定ニ依ル積立金

ノ外必要ニ應ジ目的ヲ定メテ積立ヲ爲スコトヲ得

第四十五條 剩餘金中ヨリ第三十九條及前條ノ規定ニ

依ル積立金ヲ控除シタル殘額ハ之ヲ配當金及繰越金

ト爲スモノトス

第四十六條 剩餘金ノ配當ハ拂込ミタル出資額ニ對シ

年三分五厘ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

第四十七條 剩餘金ノ處分ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケテ

之ヲ行フ

第四十八條 本營團ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘

裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 感債、地方債又ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル有

價證券ノ取得ヲ爲スコト

二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト

爲スコト

第四十九條 理事長ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於

テ財産目録、貸借對照表、損益計算書及業務報告書

ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クモノトス

債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ

閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第七章 定款ノ變更

第五十條 本定款ヲ變更セントスルトキハ評議員總數

ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得タル上厚生大臣ノ認可ヲ

受クルモノトス

興亞院官制中改正並興亞鍊成所規

程ノ公布

興亞鍊成所ノ設立に伴フ興亞院官制中ノ一部改正は

昭和十六年四月二十一日付官報を以て公布を見たが之

を掲ぐれば次の如くである。

興亞院官制中改正 (昭和十六年四月十九日 勅令第四百六十三號)

興亞院官制中左ノ通改正ス

第二十一條 興亞院ニ興亞鍊成所ヲ置キ支那ニ於ケル

政治、經濟又ハ文化ニ關スル業務ニ従事スル者ニ對

シ必要ナル鍊成ヲ施ス

第二十二條 興亞鍊成所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

鍊成官

鍊成官補

屬

所長ハ鍊成官ヲ以テ之ニ充ツ

專任二人 兼任一人

第二十三條 興亞鍊成所長ハ總裁ノ指揮監督ヲ承ケ所

務ヲ掌理ス

第二十四條 興亞鍊成所鍊成官ハ上官ノ命ヲ承ケ鍊成

ヲ掌ル

第二十五條 興亞鍊成所鍊成官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ

鍊成ニ従事ス

第二十六條 興亞鍊成所屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ

従事ス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

興亞鍊成所規程 (昭和十六年四月二十二日 勅令第四百六十八號)

興亞鍊成所規程左ノ通定ム

興亞鍊成所規程

第一條 興亞鍊成所ノ所生ノ定員ハ六十名トス

第二條 興亞鍊成所ノ鍊成期間ハ十三月トス

第三條 興亞鍊成所ノ鍊成ハ訓育、術科教育及學科教

育トシ鍊成綱領ハ興亞院總裁之ヲ定ム

第四條 興亞鍊成所ニ入所スベキ者ハ專門學校卒業程

度以上ノ學力ヲ有シ官衙、學校、會社又ハ團體ノ長

ノ推薦シタル者ノ中ヨリ興亞院總裁之ヲ選定ス

第五條 興亞鍊成所ノ所生ニハ在所中豫算ノ範圍内ニ

於テ食費及修學旅行費ヲ給ス

前項ノ外鍊成ニ必要ナル被服及物品ヲ貸與又ハ給與

スルコトアルベシ

第六條 本規程ニ定ムルモノノ外所生鍊成上必要ナル

事項ハ興亞院總裁ノ認可ヲ經テ所長之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

人口動態調査票及送致目録作成心得

中改正

昭和十六年五月五日付官報を以て内閣訓令第三號として布告された人口動態調査票及送致目録作成心得中改正に關する規定を掲ぐれば次の如くである。

人口動態調査票及送致目録

作成心得中改正 (昭和十六年五月五日) (内閣訓令第三號)

第十第一號第一項ヲ左ノ如ク改ム

- 一 種別欄ニハ妻カ夫ノ籍ニ入ル普通ノ婚姻ノ場合ニハ婚姻届書ニ別段ノ記載ナキモ夫カ妻ノ籍ニ入ル夫婚姻及増養子婚姻ノ場合ニハ婚姻届書ニ其ノ旨ノ記載シアルヲ以テ右ノ區別ニ從ヒ「普通」「入夫」又ハ「婿養子」ト印刷シアル文字ノ右側ニ圈點ヲ附シ婿養子縁組入夫婚姻ノ場合ニハ婚姻届書ニ其ノ旨記載シアルヲ以テ「入夫」「婿養子」ト印刷シアル五字ヲ一ノ圓ヲ以テ圍ムヘシ

昭和十五年度國勢調査確定人口數の

發表

昨昭和十五年十月一日現在を以て施行された國勢調査結果の確定人口は昭和十六年四月十八日付官報を以て發表されたが、右發表に關する内閣統計局人口課長の談話を掲ぐれば以下の如くである。

内閣統計局人口課長談

四月十八日の官報を以て昨昭和十五年十月一日に施行せられました國勢調査の人口確定數が告示發表せら

れました。

今次の國勢調査に於きましては、調査の時期たる昭和十五年十月一日の午前零時に、帝國版圖内に現在した者は内地人、外地人、外國人何れたるを問はず全部洩れなく調査せられましたことは勿論であります。が、現役軍人、應召軍人、軍屬等の入々は、假令其の人人が帝國版圖外に在りましても、夫々の縁故關係世帯より、其の世帯に現在するものとして、申告せしめる特別の方法に依りました爲めに、今回發表の確定人口中には、これ等の入々を全部含んでゐるのであります。必ずしも調査の時期に當該地域に現在した人口數と同じくないのであります。此の點が從來のやり方と異つてゐるのでありますから、今回の人口數を見て之を利用するに當つては、其の點に御注意を御願ひし度いのであります。

今次國勢調査の結果に據れば内地、朝鮮、臺灣、樺太、更に關東州、南洋群島をも包括した帝國全版圖の人口は、總數一〇五、二二六、一〇一人であつて、その内譯は男五二、八九六、八六二人、女五二、三三九、二二九人となつて居ります。又内地の總人口は七三、一四、三〇八人でありませう。今、大正九年第一回以來各回國勢調査にあらはれたる人口増加の趨勢を見ますと次の通りであります。

調査年次	全版圖	内地
大正九年	七、七六、七三一人	五、九三、〇五五人
大正十四年	八、四二、七九九一人	五、九七、六八三人
大正九年に對する増加數	六、五五、〇二八人	三、七三、七九七人
大正九年に對する増加割合	八四・〇%	六七・〇%
昭和五年	九、四三、四二〇一人	六、四四、〇〇五人

大正十四年に對する増加數	七、一四、二二一人	四、七三、一八三人
大正十四年に對する増加割合	八五・〇%	七九・〇%
昭和十年	九、六九、四、七三一人	六、九二、五、四、四一人
昭和五年に對する増加數	七、五三、七三三人	四、八四、一、四三三人
昭和五年に對する増加割合	八三・〇%	七五・〇%

昭和十五年	一〇、五、二、二、六、一〇一人	七、一、四、三、〇、八一人
昭和十年に對する増加數	六、二九、九、九二人	三、八〇、一、二〇二人
昭和十年に對する増加割合	六四・〇%	五六・〇%

即ち帝國全版圖の總人口は、前回の昭和十年に比し約六百三十萬人増加し、増加割合は約六歩半であります。この増加は從前の夫れに比すれば、人數に於ても割合に於ても稍、減少してゐるのであります。

次に内地の總人口は七千三百萬人餘でありますから、昭和十年の六千九百萬餘人に比し、約三百八十六萬人を増加したわけであります。此の増加は、大正九年と同十四年との間に於ける増加に略、等しく、其の後のものに較べますと約百萬人を減少してゐるのであります。これは支那事變等の影響に依つて人口の自然増加が減少したこと、大陸其の他内地外に往住するものが増加したこと等に原因してゐるやうに考へられます。

府縣中前回昭和十年に比して今次調査に於て人口を増加した府縣は東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、長崎、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、奈良、三重、愛知、静岡、山梨、岐阜、富山、福島、岩手、青森、山形、秋田、富山、廣島、山口、和歌山、愛媛、福岡、佐賀、宮崎の三十二府縣及北海道であります。右の中人口増加の著しいものは、東京の九十八萬五千餘人を筆頭として其の他大阪の四十九萬五千餘人、神

奈川の三十四萬八千餘人、兵庫の二十九萬七千餘人、愛知の三十萬三千餘人、福岡の三十三萬八千餘人を擧げることが出来るのでありまして何れも増加の割合は一割以上であります。

前回昭和十年に比し却つて減少を來してゐるのは滋賀、長野、福井、石川、鳥取、島根、岡山、徳島、香川、高知、大分、熊本、鹿児島、沖繩の十四縣であります。其の中減少の著しいのは石川、徳島、香川、熊本、沖繩の諸縣でありまして、一萬八千人乃至一萬人程度を減じて居ります。以上人口を減少してゐる縣の地理的分布を見ますと、何れも東京以西に在るのが注目せられます。尙從來府縣人口の減少する例は少く、昭和五年に比し昭和十年に於て人口數の減少を見たのは長野、高知、佐賀の三縣に過ぎなかつたが、今回は前に述べた様に十四縣にも及んで居ります。これは近年人口の地域的移動が激しくなつたことを物語つて居ると解して宜からうと思はれます。

内地の各市について見ますと、昭和十年に比し増加率の高いのは尼崎市の一五四%、川崎市の九四%、川口市の八〇%、室蘭市の六五%増等が著しいものであります。

尙六大都市について見ますと昭和十年に比し今次調査に於ける人口増加は次の如くであります。即ち増加の最も多いのは東京市であり、増加率の最も高いのは横浜市であります。一方、京都市の人口は殆んど増加してゐないと云つてもよからうと思はれます。

内地の人口を市部人口と郡部人口とに區分しますと市部人口は二千七百五十七萬七千餘人、郡部人口は四千五百五十三萬六千人餘であります。即ち市部人口は

内地人口の約三割八歩を占め約六割二歩が郡部人口となつて居ります。

昭和十五年	昭和十年	昭和十年に對する增加率	
		增加數	%
東京市 六七八、〇四	五、七五、六七	九三、二七	一五四
京都市 一、〇八、七六	一、〇〇、五三	九、二三	〇八
大阪市 三、五三、四〇	二、九八、八七	二六、四六	八
横浜市 六八、〇九	七四、二九	二六、八一	三七
神戸市 九七、三三	九三、二七	五、〇五	六
名古屋市 一、三六、〇四	一、〇六、八六	二四、二六	三七
總數	男 七、二四、〇八	女 三、六五、〇〇	三、五八、二九
内地	七、二四、〇八	三、六五、〇〇	三、五八、二九
朝鮮	二、四三、三三	二、三六、三三	二、〇〇、〇七
臺灣	五、七三、〇八	二、九〇、六五	二、九〇、四九
樺太	四四、八二	三九、八五	一七、〇五
關東州	一、六七、三三	七八、九三	五八、五七
南洋群島	一、三二、一七	七、四〇	五、六二
合計	一〇、三六、一〇	五、八六、八二	五、三九、三九

日本統計學會第十一回總會の開催

日本統計學會第十一回總會は昭和十六年四月四、五、六の三日間に互り東京慶應義塾大學に於て開催されたが、斯學關係の出席者五十名、別掲所載の如き研究報告が行はれた。本人口問題研究所よりも館研究官出席刻下の緊急課題たる國土計畫設定への重要資料たるべき都市の人口的背地決定に關する研究報告を行つた。

尙、四月四日の總會に於てはその統計學界に竭され

たる功績顯著なるの故を以て法學博士高野岩三郎、農學博士・法學博士高岡熊雄、商學博士藤本幸太郎、長谷川起夫の四氏を當學會の名譽會員に推舉した。

日本統計學會第十一回總會
研究報告題名及報告者氏名

生産數量指數の經濟的意味

東京商大 山田 勇

統計に於ける定差法の應用

神戸商大 水谷 一雄

西半球主義に於ける若干の統計問題

柳父 徳太郎

出產統計に關する二、三の問題

大阪帝大醫學部 丸山 博

應用統計學の性質に就て

慶大 寺尾 琢磨

日本景氣指數

高松商大 北條 時重

都市配置に關する人口的背地決定の方法及び其の奧羽地方若干の都市への適用例。

人口問題研究所 館 稔

題未定

東京商大 中山 伊知郎

時系列函數關係の誘出

神戸商大 家本 秀太郎

題未定

大阪商大 豊 崎 稔

社會調査の方法に就て

慶大 奥井 復太郎

國民所得の統計的研究(共同報告)

國民所得概念 同志社大學 宗 藤 圭 三

國民所得の推計 横濱商會 森田優三
國民所得分配状態に關する初期の諸研究 關西學院 田村市郎

國民所得の分配と所得稅統計の改正 京都帝大 汐見三郎

國民所得の統計的研究(共同報告)續き 早川三代治

小所得の分布に就て 早川三代治

ケインズ理論の實證的研究若干 神戸商大 水谷一雄

本邦家計調査を基礎として見たる エンゲル法則 東京商大 杉本榮一

岸和田市民の所得と保健に就て 大阪帝大醫學部 丸山博

日本小兒保健研究會第九回總會講演會の開催

日本小兒保健研究會に於ては昭和十六年四月七日第九回總會を開催したが、同日引續き日本醫師會館講堂に於て小兒保護育成に關する講演會を開催した。その演題並に講演者氏名を掲ぐれば以下の如くである。

小兒保健研究會第九回總會講演

一、健康相談所に於ける一二の試み 環江診療館 田村俊吉 糸賀宣三

二、都市に於ける母乳分泌狀況に關する小統計 東京市小兒保健所 高津忠夫

三、妊婦梅毒に關する調査研究 東京市保健館 本間英夫

四、農村に於ける小兒衛生に關する調査研究(第一報) 厚生科學研究所 宇留野勝正

五、昭和十五年度幼兒調査成績に就て 大阪乳幼兒保護協會 吉田久一 吉田ちる 相馬壽美 江

六、大阪市に於ける乳幼兒檢診の結果に就て 大阪市保健部 廣島英夫 川島清夫 吉駒高明

七、昭和十三年以前及び以後各三年間の農村乳幼兒身體發育の比較に就て 愛育研究所 梅澤菊枝

八、社會環境別に見たる乳幼兒の身體發育状態に就て 人口問題研究所 西野陸夫 谷口正弘 笠間武年

九、昭和十五年度全國乳幼兒診査成績に就て 厚生省 宇田川與三郎

十、「おんご」の研究 愛育研究所 齋藤文雄 宇留野勝正

十一、簡易低廉を目的とせる四週間離乳法の成績に就て 育嬰協會病院 小邊林彰 渡邊貞

十二、青森、石川、岐阜三縣下に於ける離乳期兒童實地調査(第二回) 内藤壽七郎 高口保明 宇留野勝正 加藤種一 梅澤菊枝 杉本ふみ 岩崎茂子 齋藤文雄

十三、三四の先天性障害と出産順位との關係 九州帝國大學 箕由貢 松尾利茂

十四、都市乳兒の消化不良症に因る死亡の事情 厚生科學研究所 齋藤 潔

十五、乳幼兒の結核感染狀況と結核感染兒の豫後に關する調査成績 慶應大學 染谷 明

十六、小學校に於ける虛弱兒童に關する調査成績 東京帝國大學 向後勉 松村龍雄

十七、岸和田市に於ける乳兒死亡調査 大阪市社會課 丸山 博

十八、乳兒死亡豫防に就て 大阪市乳兒保護協會 大久保直穆 佐伯 隆

國民優生聯盟の優生結婚資金貸付と優生結婚産兒獎勵金制度の創設

國民優生聯盟に於ては厚生省後援の下に優生結婚資金の貸付を助成してゐるが、今般更に優生結婚産兒獎勵金制度を創設した。その内容を同聯盟發表の案内書によつて示せば以下の如くである。

優生結婚産兒獎勵金案内

國民優生聯盟は優生結婚を獎勵する爲め昭和十六年四月以降特に健全にして優秀な優生結婚と認められるものを申込順によつて約三百組を選び表彰し且結婚後五年以内の出産に際して祝金を差上げることに致しました。優生結婚をすることは國民の義務であり、名譽でも幸福でもありますから今後結婚される方は誰でも優生結婚をするやうに診査と指導を受けられることを

お奨めします。

一、表 彰

國民優生聯盟より約三百組の優秀健全なる結婚に對し優生結婚と認むる旨の表彰狀を差上げ「優生結婚家庭」と致します。

二、出産祝金

國民優生聯盟に於て約三百組を優生結婚家庭として今後五ヶ年間の出産に對して出産毎に御祝として金五拾圓を贈呈致します。

三、出産育児相談

優生結婚家庭の將來の出産育児に關しては保健所と連絡して特に指導其の他の御相談に應じます。

四、結婚資金貸付斡旋

結婚資金の貸付を必要とする方には庶民金庫から簡易に借入れが出来る様斡旋も致します(優生結婚資金貸付斡旋案内書参照)

五、優生結婚の條件

厚生省優生結婚相談所で定めた結婚十訓に適合ものが即ち優生結婚であります。(但し年齢は男子三十歳以下、女子二十五歳以下)

結 婚 十 訓

- 一、一生の伴侶として信頼出来る人を選べ
- 二、心身共に健康な人を選べ
- 三、お互に健康證明書を交換せよ
- 四、悪い遺傳の無い人を選べ
- 五、近親結婚は成るべく避けよ
- 六、なるべく早く結婚せよ
- 七、迷信や因襲に捉はれるな
- 八、父母長上の意見を尊重せよ
- 九、式は質素に屆は當日
- 一〇、生めよ育てよ國の爲

六、優生結婚として表彰方申出方法

優生結婚家庭と認むるや否の診査は厚生省優生結婚相談所及び本聯盟で致します。御希望の方は本人及び配偶者たるべき方につき次の書類をお揃への上厚生省優生結婚相談所、本聯盟と聯絡ある結婚相談所又は保健所に申出て下さい。

イ、戸籍抄本及身分證明書

市、區、町、村役場で下附して呉れます。

ロ、素行正しく思想堅實、家庭圓滿にして悪評のないことの證明書

警察官、市區町村長、方面委員、雇傭主、勤務先の長、隣組長等の内誰からでも證明して貰つて下さい。

ハ、男子は獨立の生活を營んで居ることの證明書證明して貰ふ人は前項と同様であります。

ニ、家系調書

本人及び配偶者たるべき方の家系調書本人と配偶者別に詳しく書いて下さい。血縁關係の人については出来るだけ廣い範圍に調べて戴きたいのですが少くとも祖父母、従同胞の所迄は一人一人について判つて居る限り書いて下さい。

記入する事項は姓名、年齢(死亡せるものにあつては死亡年齢、死亡原因)、職業、疾病、飲酒犯罪等を書いて下さい。殊に疾病關係については既往に罹患せるものでも重篤な病氣であれば是を記載して置いて下さい。

以上の書類を揃へて申出になれば厚生省優生結婚相談所又は本聯盟と連絡ある結婚相談所及び保健所に於て優生學的に審査の上、國民優生聯盟に對して表彰方

の手續を致すこととなります。厚生省優生結婚相談所は東京市日本橋區三越内にあります。又保健所は各道府縣に平均二、三ヶ所あります。その所在地は道府縣廳の衛生課宛御問合せ下さると判ります。

厚生省豫防局優生課内

國民優生聯盟

後援 厚生省

優生結婚資金貸付斡旋案内

國民優生聯盟は健全な方々が資金が足りない爲め、結婚を延期されることのない様に庶民金庫から簡易に結婚資金の貸付を受けられる様斡旋して居ります。借入れ御希望の方は次の事項に御注意の上御申込下さい。

一、貸付金額

五〇圓、一〇〇圓、一五〇圓、二〇〇圓、二五〇圓

三〇〇圓の六通りであります。借入金の用途は家賃、敷金、式服、臺所道具其の他の必要な所帶道具を揃へ新生活を建設する爲に使ふものに限りません。結婚式は出来るだけ簡素にし披露には無駄な費用をかけるのを止して、先輩友人に結婚挨拶状を出すだけに致します。

二、利息及返済

利息は年八分程度、返済は四ヶ年月賦(四八ヶ月)均等償還であります。一〇〇圓借りた方は毎月約二圓四十錢を返して行けば、四年間で皆済になる譯であります。

月賦償還額は大體是を標準に考へて戴けば良いので、例へば二〇〇圓借りたら約二倍の約四圓八十錢、

三〇〇圓借りたら約三倍の約七圓二十錢と云ふ割に
なります。

三、本斡旋の特長

庶民金庫では、従来も結婚資金を貸付けて居りますが、夫れは年八分利息の最長三年間、月賦均等償還の規定によるものであります。

國民優生聯盟は優生結婚を奨励するため特に庶民金庫と相談致しまして本聯盟の斡旋するものに限つて月賦償還の期限を四年にしておりますが、更にその間に出産があつた際は出産後六ヶ月間は返済を延期して良い様にしたのであります。出産に要する費用の負擔が過重になる事を避けたのはは子寶報國の實を擧げて戴きたいからであります。

四、斡旋申込條件

結婚資金貸付斡旋は本人及び配偶者たるべき人が雙方共次の條件に適つた人が申込み事が出来ます。

イ、心身共に健康なこと。

ロ、両親及び同胞中に遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱(低能)等の悪い遺傳病に罹つたものがないこと。

ハ、素行正しく思想堅實なこと。

ニ、雙方の家庭が圓滿で悪評のないこと。

ホ、男子は獨立の生計を營んで居ること。

此の貸付斡旋は健康な方が早く結婚して良い子供を得られることを目的とするのでありますから以上の條件の他にはたとへ収入が少くとも、擔保がなくとも一向差支がないのであります。

五、申込手續

借入れ御希望の方は庶民金庫から小口貸付金借入申込書を貰つて必要な事項を書込み更に警察署、市

區町村長、方面委員、雇傭主、勤務先の長、隣組長等のうち誰からでも差支ありませんから本人及び配偶者たるべき人が第四に掲げた條件に適つて居る旨の證明書を貰ひ、厚生省優生結婚相談所(此處においての方は醫師の健康診断書をも持参せられること)其の他本聯盟と連絡ある結婚相談所又は近くの保健所に御出で下さい。其處で醫學的、優生學的の診査を受け其の結果國民優生聯盟が差支へないと認めたととき庶民金庫へ斡旋の手續きを致します。此の手續が済むと庶民金庫から貸付を通知致します。庶民金庫の小口貸付金借入申込書は庶民金庫の本所、支所又は代理店分所の何處でも差上げます。

但し貸付の事務は本所と支所のみで取扱ひます。

庶民金庫本所

東京市神田區松任町二番地

庶民金庫支所

大阪支所 大阪市東區平野町二ノ一二

福岡支所 福岡市博多橋口町五

名古屋支所 名古屋市西區志摩町五ノ九

金澤支所 金澤市南町八八

廣島支所 廣島市中島本町四四番地ノ一

京都支所 京都市西京區七條通猪熊東入

西八百屋町一六〇

横濱支所 横濱市中區港町五ノ一九

若し本聯盟と連絡ある結婚相談所や保健所が遠くに行けないときは本人及び配偶者たるべき人の健康診断書及び遺傳調査書(両親及同胞の範圍)を附近の醫師に書いて貰つて是に前記の申込書及び證明書を揃へ直接國民優生聯盟に斡旋方を申出られても差支

へありません。

六、保證人

保證人は通例二人であります。之は両親又は友人等で結構であります。

厚生省豫防局優生課内

國民優生聯盟
庶民金庫

後援 厚生省

各國最近の人口狀勢(2)

各國最近の人口狀勢につき獨逸統計局機關誌 *Weltstatistik* の報告する所を掲ぐれば以下の如くである。

和 蘭

同國官廳公表數字による一九四〇年首の人口は

三、八二四、八〇〇人

對前年増は

三一、九〇〇人 〇・八四%

内、自然増加は

二九、四〇〇人

移入超過は

二、五〇〇人(對前年増二、〇〇〇人)

右移入人口の内譯を見ると次の如くである。

獨逸より 三、六七二人

瑞典より 一、八二六人

大ブリテンより 一、六五四人

ノールウェーより 九九二人

佛蘭西より 七七八人

アイスランドより 四四六人
北米合衆國より 五四七人

瑞典

一九四〇年一月一日現在の瑞典人口は
六、三四一、三〇三人
内、 男三、一四二、三五六人
女三、一九八、九四七人
對前年増は、
約 三一、〇八九人 〇・四九%。

尙、男子人口の増加率(〇・五六%)の方が女子のそれ(〇・四三%)より著しかったので女子過剰は多少低下をみせるに到つたこと次の如くである。

一八〇〇年 男子に付 女一〇九五八
一九〇〇年 // // 一〇四九人
一九三〇年 // // 一〇三三三人
一九四〇年 // // 一〇一八八人
人口密度は一方料に付一四・一人、湖沼面積を差引けば一五・五人となる。

總人口の三分の二近く(四百三十萬)は農村地方に住んでをり、都市人口(二百三十萬)は總人口の三六・六%に當る。その増勢の跡は次の如くである。

一九〇〇年 總人口の 二二・五%
一九三〇年 // 三二・五%
一九四〇年 // 三六・六%

尙、一九三八年年首に於ける年齢構成の報告は次の如くで、人口老體化の跡はいよゝ著しい。

	一九三八年	一九三五年	一九三〇年	一九二〇年
一五歳未満	三三三	三三一	二四八	三七七
一五—三〇歳	二六二	二六三	二六五	二四九
三〇—四五歳	三三六	三三一	二〇七	一七五
四五—六五歳	三〇八	三〇三	一八八	一七五
六五歳以上	九三	九二	九二	八四

(以上一九四〇年度第二〇號所載)

南東歐諸國

南東ヨーロッパ即ちバルカン諸國の面積及び人口の、一九四〇年首即ち最近の獨逸軍のユ希進撃以前の狀態に於ける集計は次の如くで、

面積	人口(一九四〇年首)	一方料に付
ハンガリー	一六〇、六三八 ^{方料}	一八・〇%
ユーゴ	二四七、五四二	二七・七%
ルーマニア	一九三、〇〇〇	二一・六%
ブルガリア	一一〇、九〇〇	一一・四%
アルバニア(伊)	二七、五三八	三・一%
ギリシヤ	一一九、八八〇	一四・五%
トルコ(歐洲の部)	二二三、九七五	二・七%
計	八九三、四七三	一〇〇・〇%

ギリシヤ	七二〇	三三三	五五四
トルコ(歐洲の部)	一三三〇(1)	二二	五五一
計	五八八九	一〇〇	六五八

① 一九三八年年首

一方料に付六五・八人の人口密度は中部及び西部ヨーロッパや伊太利などと較べて極めて低いが、之は不毛な山岳地帯の多い所爲でもあり又農業が多く粗放的で舊式な方法によつて行はれてゐる所爲もある。數百年間放置されてゐる土地の干拓や灌溉、交通路の發達等により將來更に多くの人口を收容する餘地があるわけである。

人口は主として農村人口で、従つて文明や物質主義的世界觀の影響が尠く、その爲め最近までは極めて健全な出生力を示してゐた。ユーゴ、ルーマニア、ブルガリア及びギリシヤの一九二六年乃至三〇年の出生率は人口千に付三〇乃至三五で、たゞ中西歐に近いハンガリーのみ前世界大戰後に著しい出生制限が認められた。之には戦敗による諸結果や領土の喪失が更に加勢したことはいふ迄もない。が最近ハンガリーが新領土として獲得した地方は同民族の住む地方であるばかりでなく特に多産人口地方なので同國の領土増加は同時に同國の出生率を二〇・二から二二・六へと増加する結果を招くに到つた。

一九三〇年以降は其他のバルカン諸國に於ても著しい出生減退が認められ、ブルガリア及びギリシヤに於て特に甚しい。特に獨伊兩國と對照して表示すれば別掲の如くである。

南東歐諸國及獨伊兩國の人口動態

出生率

年次	ハンガリー	ユーゴスラビア	ルーマニア	ブルガリア	ギリシア	伊太利	獨逸(2)
一九二一	二九四	三〇〇	三〇九	三〇〇	二九九	二九七	三三一
一九二二	二九〇	三〇三	三〇二	三〇一	三〇二	二八八	一八四
一九二三	三〇四	三〇九	三〇九	二九三	二九五	三三八	一六四
一九二四	三〇二	二九九	三〇七	二六四	二六六	三三三	一八二
一九二五	二〇四	二九二	三五五	二五六	二六三	三三四	一八三
一九二六	二〇三	二七九	三〇八	二四〇	二六六	三三九	一八一
一九二七	二〇二	—	二九六	二三八	二六四	三三七	一九〇
一九二八	二〇一	—	二九六	二三八	二六四	三三七	一九〇
一九二九	一九二(1)	—	二六三	二二一	二四七	三三五	二〇四

死亡率

年次	ハンガリー	ユーゴスラビア	ルーマニア	ブルガリア	ギリシア	伊太利	獨逸(2)
一九二一	一九九	二〇三	二〇三	二〇八	二〇八	二七三	二三三
一九二二	一七〇	二〇一	二〇三	二七九	二六六	二六〇	二八
一九二三	一七〇	一八〇	二〇六	一五五	一六五	二四〇	二五
一九二四	—	—	—	—	—	—	—
一九二五	—	—	—	—	—	—	—
一九二六	—	—	—	—	—	—	—
一九二七	—	—	—	—	—	—	—
一九二八	—	—	—	—	—	—	—
一九二九	—	—	—	—	—	—	—

南東歐諸國及び獨伊兩國の年齢構成(百分率)

年齢	ハンガリー(一九二〇年)*	ユーゴ(一九二三年)	ルーマニア(一九二〇年)*	ブルガリア(一九二四年)*	ギリシア(一九二六年)*	トルコ(一九二五年)*	伊太利(一九二二年)
一五歳未満	二七五	三四六	三四九	三五五	三五二	四二四	二九七
一五-三〇歳	二七五	二七五	二九四	二五五	二六五	二三五	二六九
三〇-四五歳	二〇七	二七九	二七五	二八六	二八五	二八八	一八八
四五-六五歳	一七六	二四七	二二九	二四八	二五九	二二四	一七三
六五歳以上	六三	五三	四三	五三	五九	三九	七三

獨逸(一九二九年)

*調査時の領域内

比較的高い出生率と最近まで高い死亡率との爲南東歐諸國人口の年齢構成は中西歐諸國に見られる様な老體化的現象を示してゐない。三〇歳未満人口は總人口の過半を占め、一五歳未満の若年人口はハンガリーを除き殆んど總人口の三分の一又はそれ以上、トルコの如きに於ては五分の二を占めてゐる。之は西・中・北歐諸國では前世界大戰前に於てさへ殆んど見られなかつた數字である。反之、六五才以上の高齢人口に於いて

年次	ハンガリー	ユーゴスラビア	ルーマニア	ブルガリア	ギリシア	伊太利	獨逸(2)
一九三五	一五三	一六九	二二	一四五	一四九	一三九	三二
一九三六	一四三	一六一	一九八	一四一	一五三	一三七	三〇
一九三七	一四三	一六〇	一九三	一三五	一五二	一四三	二九
一九三八	一四〇	—	一九三	一三七	一三三	一四〇	三〇
一九三九	一三五(1)	—	一八六	一三三	一三八	一三四	三六

自然増加率

年次	ハンガリー	ユーゴスラビア	ルーマニア	ブルガリア	ギリシア	伊太利	獨逸(2)
一九二一	九五	一四八	一八二	一三四	一三四	二四	八八
一九二二	九〇	一四〇	一五二	一三六	一三六	二〇八	六六
一九二三	九〇	一三九	一三三	一三〇	一三〇	九八	四九
一九二四	九〇	一三九	一三三	一三〇	一三〇	九八	四九
一九二五	九〇	一三九	一三三	一三〇	一三〇	九八	四九
一九二六	九〇	一三九	一三三	一三〇	一三〇	九八	四九
一九二七	九〇	一三九	一三三	一三〇	一三〇	九八	四九
一九二八	九〇	一三九	一三三	一三〇	一三〇	九八	四九
一九二九	九〇	一三九	一三三	一三〇	一三〇	九八	四九

① 一九三八年十一月二日のウイーン仲裁協定後の領域内、現在の領土内に於ては一九三七年度の出生率は二二・六、死亡率は二五・一、自然増加率は七・五となる。
② 一九三二年度以後はオストマルク、ステューデン地方、メーメル地方及びダンチヒを含む。

はハンガリーを除いては極めて少いこと別表に見るが如くである。(以上一九四一年度第一號所載)

伊太利

一九四一年一月一日現在のリビア四州を含む伊太利帝國現住人口は、公簿によると、
四五、〇一一、三二七人
對前年増は
四四九、六八六人 一%

右總人口中、本國人口は 四四、八七八、九二八人

リビア四州は一三三、三九九人。本國の人口密度は一方料當り一四四・七人、その總人口の殆んど五分の一（一九・七％）はローマ以下の二十五大都市の占める所となつてゐる。

ハンガリー

ハンガリーでは一九四一年一月三十一日現在に最近の新領土をも含めての全國一六〇・七二九方料に人口調査を施行したが、その速報結果によると總人口は

一三、六三八、八三九人

一方料當りの人口密度は八四・九人となる。主都ブタペストの人口は一、六二、八二二人、但しなほ市域化せられざる近郊を含めると百七十五萬となる。

泰國

泰國に於て一九三七年五月二十三日に施行された全國人口及び職業調査の結果によると

總人口 一四、四六四、一〇五人

内、男 七、三三三、五八四人

女 七、一五〇、五二一人

男千人に付き女九七八人で男子過剩は一九二九年（男千人に付き女九八六人）よりも更に甚しくなつたこととなる。一方料當りの人口密度は二八・二人で猶ほ低い。

一九二九年の人口調査に對する總人口の増加は二、九五七、八九八人（即ち二五・七％）で、年平均二・九％といふ人口著増は第一には顯著な自然増加力に歸すべきものであるが、移入人口も亦相當の貢獻をしてゐる。

バンコック市の人口は六八四、九九四人（全國人口の四・七％）、對一九二九年増は一九五、五〇六人（三九・九％）。

家庭關係別集計は次の如く

獨身	八、三三六、四九七
有配偶	五、二二〇、一八四
死別	六九三、三〇五
離別	二二三、七二九

又、年齢構成別集計の百分比を示せば次の如く、十五歳未満人口は總人口の五分の三を占め、西中歐諸國の約二倍を示す、右數字は世界有数の多子人口國たることを示してゐる。

	總人口	男	女
一五歳未満	四四・六％	四四・七％	四四・五％
一五—三〇歳	二六・一	二五・七	二六・四
三〇—四〇歳	一一・一	一一・三	一一・〇
四〇—六〇歳	一一・九	一一・〇	一二・八
六〇歳以上	四・三	四・三	四・三

又、國籍別集計は次の如く、中國人の多いことが注目せられる。

土着人	外國人	中國人	英人	佛人	和蘭人	日本人	丁抹人
一三、八四一、三〇四	六二二、八〇一	五二四、〇六二	五五、五七六	三八、七三六	三、〇六七	五一四	一八八
九五・七％	四・三％	八四・一％	八・九％	六・二％	〇・五％		

獨逸人

一三三

又、教育程度別に見ると總人口の六八・九％、即ち過半数は文盲で、男子中の四七・〇％、女子中の一四・九％が讀み書きをすることが出来るに過ぎない。

有業人口は總人口の四七％、男については四九％、女については四五％で、男女の差は極めて尠い。尙右有業者比率については未だ職業人口に入り得ざる人口の割合が極めて高いこと（總人口の三分の一は十才以下）を注意せねばならない。右有業人口（總數六、八二四千人、内、男三、五九八千人、女三、二二六千人）を職業別に集計せる結果は次の如くである。

實數	總數	
	男	女
農林漁業	六、〇四九	三、〇三三
工鑛業	一四九	一一四
商業・交通業	四三一	二九二
公務・自由業	一一三	一〇四
家事使用人	八二	五四
計	六、八二四	三、五九八

百分比	總數	
	男	女
農林漁業	八八・六％	八四・三％
工鑛業	二・二％	三・二％
商業・交通業	六・三％	八・一％
公務・自由業	一・七％	二・九％
家事使用人	一・二％	一・五％

（以上一九四一年度第六號所載）